

録
第
二
十
号

午前十時開議

委員長 森 美秀君

理事 越智	伊平君	理事	大原	三君
理事 中西	啓介君	理事	中村正三郎君	
理事 伊藤	茂君	理事	鳥居	一雄君
理事 米沢	隆君			

大藏省証券局長	水野 繁君
大藏省銀行局長	宮本 保孝君
大藏省國際金融局長	大場 智滿君
國稅庁長官	福田 幸弘君
國稅庁次長	酒井 健三君
國稅庁直稅部長	角 晨一郎君
國稅庁調查査察部長	大山 綱明君
國稅庁大臣官房審議官	古賀 章介君
運輸省鐵道監督局長	棚橋 泰君

南方軍国鉄派遣第四・第五特設鉄道隊軍属の処遇改善に関する請願（有馬元治君紹介）（第三九

参考人	河野 通一君
(証券取引審議 会会長)	
大蔵委員会調査 室長	大内 宏君

医業税制の確立に関する請願(横山利秋君紹介)
(第四〇六四号)

申告納税制度の改悪反対等
利秋君紹介（第四〇六五号）

同(安藤巖君紹介)(第四二四七号)

同(鈴木強君紹介)(第四二四九号)

共濟年金制度の改悪反対等に関する請願
普方君紹介（第四〇六七号）

同外二件(中西續介君紹介)(第四二五〇号)
同外二件(中村重光君紹介)(第四二五一号)

同(正森成二君紹介)(第四一五二号)
同(松沢俊昭君紹介)(第四一五三号)

同(寰輪幸代君紹介)(第四二五四号)
同(山口鶴男君紹介)(第四二五五号)

同(渡辺三郎君紹介)(第四二五六号)

（第四一〇五号）
 発油税免除等に関する請願（愛知）

同(田邊誠君紹介)(第四一〇六号)
同(寺前巖君紹介)(第四一〇七号)

同(中路雅弘君紹介)(第四一〇八)
同(中西續介君紹介)(第四一〇九)

同(中野寛成君紹介)(第四一〇号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第四一一号)

大幅減税、申告納税制度改悪反対等に関する請願（安藤巖君紹介）（第四二四八号）

大藏大臣	竹下 登君
大藏政務次官	塚原 俊平君

大藏大臣官房日
本専売公社監理
官 高倉 建君

大藏大臣官房審議官
吉田 正輝君

大藏大臣房審議官
岩崎隆君

大藏省主計局次長	窪田 弘君
----------	-------

大蔵省主税局長	梅澤 節男君
長	実倉 宗夫君

大蔵委員会議録第二十号 昭和五十八年五月十八日

は本委員会に付託された。

五月十七日

物価調整減税の実施に関する陳情書（東大阪市議会議長西田友之助）（第二四五号）

たばこ販売店の指定制度、定価制度の存続に関する陳情書（交野市議會議長端野七郎）（第二四六号）

大型間接税新設反対に関する陳情書（加須市議會議長小谷野正義）（第二四七号）

所得税の大幅減税に関する陳情書外九件（栃木県議會議長橋本雄飛太郎外九名）（第二四八号）は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件
国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）
国の会計、税制及び金融に関する件

○森委員長 これより會議を開きます。

国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。
お諮りいたします。

本件について、本日、参考人としてTKC全国会会長飯塚毅君、税制調査会会長小倉武一君、金融制度調査会会長佐々木直君及び証券取引審議会議長河野通一君の出席を求め、その意見を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○森委員長 質疑の申し出がありますので、順次

これを許します。武藤山治君。

○武藤（山）委員 けさは、TKC全国会会長、公認会計士でしかも五千数百人の税理士を傘下に持つ全国でも大変大きい組織を運営されている飯塚先生においでをいただきましたのは、特に先生の論文あるいは文芸春秋の昨年七月号の税に関する提言、こういうのをずっと読んでみて、国家国民のために本気でいい意見を提言しているな、こう私は感じて、いま日本の国家財政、地方財政とも大変な窮乏状態で、すでに国の借金も累積九十七兆円、五十八年度末は百十兆円、地方財政も五十兆円ぐらゐの累積債務であります。したがって、これは党派の問題、主義主張の問題にかかわらず、国民的一大難問題を抱えたと言っていると思うのであります。この課題を解決するためには朝野に及ぶあらゆる英知を吸い上げない限り、この問題は解決至難であらう、これから二十年三十年と苦しまねばならない、そういう事態にいま落ち込んでしまったと私は思うのであります。

そういう角度から、在野の税専門家の立場から、しかも、先生はドイツ語や英語がペラペラで原書で勉強されているとあれらの書物を読んでみると痛感をするわけでありまして。日本では国際税法比較学をやる先生というのはほんのわずかしかないものでありますから、先進国との比較なども交えてひとつ御意見をいただければ大変ありがたいと思います。

そこで、最初に、先生日ごろ租税正義の実現あるいは犠牲の平等という言葉をお使いになつておられるのであります。租税正義の実現という場合にどんなことを意味しているのか、そんな点をちょっと冒頭に御見解をお聞かせいただければ大変ありがたいと思います。

○飯塚参考人 租税正義という概念はドイツ税法学会で初めて言い出した言葉であつて、イギリスにはない言葉ですね。その租税正義というのは一口に言ったら何だということになりますと、国民に漏れなく公平に、能力に応じて、かつ租税法に從つて正しい税金を納めさせる、そこにある。

実は租税正義という問題は、たとえばドイツの最高の税法学者であるクラウス・ティベケという先生がおられますが、この人には「シュトイエル・ゲレヒティグカイト」「租税正義」という書物があります。それほど実は租税正義というのは国際的な税法学会では有名な課題でございます。

○武藤（山）委員 限られた時間でありまして、先生と論争する気持ちは全くないので、きょうは拝聴するという立場から御指摘をさせていただいて、順次進めたいと思います。

第二問目は、御案内のように臨調は、増税なき財政再建、そういう路線を策定をし、総理も自民党政府もそういう考えで進めると言っているわけでありまして、私の感じでは、増税なきで一体いまの財政状態から脱却できるかというところ、まさに不可能事に近いと考えているわけでありまして。

そこで、仮に一步譲つて、税調の考えるような増税なき財政再建という場合はほかに何か方法があるか、その角度から、こんなことをやれば新しい税法をつくらなくてもできるぞと先生の思われる点をひとつお示しをいただきたい、こう思います。

○飯塚参考人 増税なき財政再建というのは、第二臨調が主張したのみではなく、今日では国民的課題になつておると思つた。したがって、この点は政府としても与党としても、それからずれてはなるまいぞというふうに私も考えております。

さてそこで、しかし御承知のように財政学には財政需要膨張の原則というのがあります。つまり、どんなことがあつたつて財政というものは必ず膨張してしまうのだという原則がございます。そういう立場から見ると、やはりやがては直接税依存ではなく間接税依存のことも話題に上り、検討しなければならぬのだらうと思つております。

その場合に非常に必要なことは、従来の失敗から学ぶということだと思つたのです。従来いろいろ売上税等が実施されたことがありますが、けれども、失敗したしております。なぜかというところ、記帳義務の強制というものが先行していない、ここに問題がある。やはり記帳義務をがっちり国民に植えつけて根づかせておかねばだめだという問題があります。

たとえば売上税の問題であります。これは一九一九年ワイマール憲法ができた当時、あの当時からすでにドイツでは売上税法がつくられております。そして現在、ドイツの売上税法、あるいは付加価値税法とも言つておりますけれども、これの条文数は、税法、施行規則、細則、通達合わせて約七百三十ページあります。そういう膨大な法律を用意した上で国民の納得を得ながらやっていると、いう形が必要かと思つた。そういう点で、私は西ドイツの例を学ぶべきだと思つております。

○武藤（山）委員 飯塚さんの発表された文芸春秋の去年の七月号の「税金 これでいいのか 憲法を破壊するような税制は絶対に許せない」と読んでみるとなかなかおもしろいのであります。この中で「国家が脱税を勧めてゐる」、大変ショックな見出しで書いてあるわけでありまして。国家が脱税を勧めてゐるというのは納税者が読むと大変興味を感じるわけでありまして。これではなるほど脱税が後を絶たない、こう国民に感じさせた大変な論文だと思つたのであります。

そこで、この見地から、どうしたら一体そういうことが解消できるのか、その具体策を少しお示しいただければありがたいと思つた。

○飯塚参考人 お答え申し上げます。
すでに去年の五月、第二臨調の第一部会が勧告書を出しておりますけれども、現在の所得税法の百二十条では、自分の主観的な価値判断で申告書を出すか出さないかが決まってしまうという形になつておりますから、どうしてもだめなのです。

そこで、所得基準から総収入基準、いま先進各国はみな総収入基準を採用いたしておりますけれども、この総収入基準を採用せよということが第一部会の勧告から出てゐるわけでありまして。同時に、記帳義務を強化せよということが出てゐるわ

けです。私は民間人として不思議でならないのは、第二次臨調の第一部会がかくのごとき勧告を出しておきながら、いままなおそれに対して国会あるいは政府は手をつけている様子がない、これははなはだおかしい、そういうふうには私は感じております。そこで、総収入基準の採用ということは当然のことです。

次に、記帳義務でありますけれども、記帳義務については、これは記帳の義務であると同時に記帳の権利なのです。というのは、これは特に与党の先生方には御理解をいただきたいこととてございしますが、日本の所得税法の百五十五条、法人税法の百三十条、これは会計帳簿というものの記帳価値を認めておる。これは世界ではドイツだけです。ドイツは国税通則法の百五十八条で帳簿の記帳性を認めております。つまり、帳簿には証拠価値があるということなんです。正しい申告をやっている者には、つまりいまの段階では青色申告を出している者ですけれども、その者には帳簿に間違いがない以上更正決定できないということになっています。それを帳簿の証拠価値と申します。その証拠価値を認めているのは日本とドイツしかない。だから、記帳義務を強化するということは、同時に実は権利ももたらうことなんです。だから、その点、別にわが国の商工業者を困らせることにはならぬということ。

それから、もう一つ重要なことは、すべての国で実は記帳義務を免除されている人々のグループがございます。たとえばドイツで言うならば、西ドイツの商法の四条、これは小商人の規定であります。小商人には記帳義務を課さないといわれています。さらに国税通則法の百四十一条というのがあります。それによると五つの基準があります。つまり取引高、売上高が一年間に三十六万ドイツ・マルク以上であるかどうか。つまり、日本で言えば三千六百万以上の売り上げがあるかどうか。第二は、事業家の総資産が十萬ドイツ・マルク以上であるかどうか。第三は、農業者、林業者、農林業者の財産評価法に基づく評価額が四万

ドイツ・マルク以上であるかどうか。さらに第四番目に、一般の事業者が経常利益が三万六千ドイツ・マルク以上であるかどうか。さらに農林業者が年間の経常利益が三万六千ドイツ・マルク以上であるかどうか。この五つの条件があつて、そこへ線が引かれてあります。それ以下の者は帳簿を記載しないというふうなことになる。すなわち、だから、零細業者はちゃんと守られている。

同時に、先生方はすぐおわかりだと思ひますけれども、売上高が幾らになるか、経常利益高が幾らになるか、これは年度が過ぎないとわかりません。したがって、記帳義務者はそれとは別にさらに行政庁による記帳義務の通達を郵便物で行つておるといふのが現状であります。ところが、日本にはそれがない。したがって、野放しの脱税状態が続いておるといふこととてございします。

○武蔵(山)委員 神でない人間はどうしても税から逃れようとするいろいろな工作を考える。法を整備し、記帳をきちつと義務づけても、果たしていまのような脱税が防止できるのだろうか。一体脱税といふのはなぜ行われるのだろうか。人間が神でないから当然起こるのか、法が不備だから脱税が行われるのか、この辺は実際の執行面を担当している国税庁長官として、いままでも主税局長、法をつくる方の立場から執行の立場に回った福田国税庁長官、率直な意見をひとつお聞かせいただきたいと思ひつております。

○福田(幸)政府委員 なかなかむずかしい御質問でございまして、犯罪がなぜ発生するかというのとに等しいような多様な原因があるかと思ひつております。

人の性が善か悪かという問題にも絡むし、財産というものを愛するといふ本質がございします。みづからを守ろうとするわけなんです。この間中国の劉志斌という税務総局長が来たときの向こうの話に、君子は財を愛すると言ふのです。君子といふのはだれでも一般の人のようですが、財を愛する、これを取るに道ありと彼は私に言つてくれたのですが、財を愛するといふ本質はどの国にもあ

るといふことが基本にあります。それから、その国を自分たちでつくつておる、その社会は自分たちの社会であるといふ一体感がないと、税の問題は、あえて財産を出すわけですからやはり脱税が起きやすい。

ほかの国のことを言つて悪いですが、イタリアが復讐の二十ぐらゐの国からでさうが、その後まだ一体感が定着しないといふこととて、知りませんが、その辺の社会の一体感がないとどうしても納税意欲が落ちる、アングラ経済がどうしてもはびこりやすいといふことがあります。

そういうことで、一般的に言ひますが、また教育といふものを小さいときからやつていまして、と、本来、性格としては財を出したくないのですから、国家社会の意味を十分に教育しておかないと、これが守られないといふこととてございします。

いづれにしても、コンプライアンスといふのがアメリカの考え方、要するに法律を守る、税法を守る、納税道義といふのが国民の気持ちになつていなくては特に申告納税は育たないわけ、そういう意味で、社会国家の一体感とそれを基盤にした教育といふものが大事だろつと思ひます。あとと所得税とか、また所得税は税負担が重過ぎると脱税しやすいといふ問題を誘発するわけですし、また制度が整つていまして脱税しやすいことになると、記帳義務の問題はそういうこととてございまして、シャウプが言つたときに、勧告当時彼は条件を三つ言つたわけなんです。申告する所得を一番知つてゐるのは本人である。本人が所得計算をするわけだから、それで記帳といふものは当然前提になるというのが一つ。それから、調査が適切に行われるといふことを言つておるのです。だから、当時は実調率は相当高かつたわけなんです。これはまた後で御質問があると思ひますが、実調率は相当高い水準で、その前提で考へておつた。調べに來られることを前提にして申告するわけですから、人は性格善であつても、その場合、調査があるといふことがそれを担保する。もう一つは、情報税務当局に適切に入つてくるといふこと

と。これは国及び金融機関等を含めて情報が適切に入ること。この三つの条件を言つたわけですから、この条件が満たされる環境が必要であるといふふうに考えます。

○武蔵(山)委員 いま長官の話だと、第一の、本人が所得は一番よく知つてゐる、自分の所得が幾らあつたかといふのをわかつてゐるという前提なんでしょう。ところが飯塚先生の御意見は、所得が幾らあるかを確実に認識できるのは、本職の税理士とか専門家でないと所得といふものの概念すらよくわかつてない。必要経費の範囲、どこまでが必要経費なのかはわからない素人がいふばいい。そういう人は任意で、仮に一億円収入があつてもみんな使つてしまつて、私、貯金がないから所得がなかつたと思へば申告しなくてもいいわけですね、いまの日本の法律は。

すると主税局長、これは日本の法制度そのものに欠落があるとは感じますが、法をつくる方の主税局としては一体どういふ認識をしているのか。

それから、臨調からそういう意見まで出されてゐるのに、なぜ総収入基準に切りかへがでないのか、その障害はどこにあるのか、与党自民党が承知をしないためにできないのか、主税局が事務が繁雑になるからやろうとしないのか、どの辺にできない原因があるのか、この辺の主税局長の見解を述べてみて下さい。

○梅澤政府委員 大変広範な範囲の御質問でございしますけれども、政府の税制調査会がいままでたびたび中期答申を出されておるわけとてございします。最近の五十五年の中期答申に、いま委員が御指摘になりました所得課税の、特に事業所得者の場合と給与所得者の場合の所得の捕捉の不公平に由来するところの税の不公平感の問題が取り上げられたとして、わが国の三十三年度定着してまいりました申告納税制度をこの時点でもう一度見直す必要があるといふことを指摘されております。その御指摘を受けまして、これも当委員会たびたび御説明申し上げてゐるところとてございします。

けれども、政府の税制調査会の中に、昨年六月でございませうか、申告納税制度の特別部会を設置していただきまして、現在東京大学の金子教授をキヤップにいたしましていろいろ御検討いただいておりますわけでございます。

その際の検討の項目といひますのは、何と申しましても申告所得税は納税者の記録なり帳簿に基づく申告というのが原点でございますので、記帳なり記録に関するわが国の現在の税制の制度が一体どうなっているか、今後どうあるべきかという問題。それから、申告納税制度でございますけれども、きちんとした申告が行われない場合、先ほども議論になっておりますけれども、当然、課税の正義なり公平という観点から税務官庁の推計課税の問題が起こつてまいります。現在のわが国の推計課税制度が諸外国と比べて一体どうなっているのか。それから、当然、法治国家でございますから、課税庁と納税者の間に訴訟の問題が起こつてまいりますが、その場合の訴訟の立証責任を一体どのように考えるのかという問題。

それから、ただいま委員が御指摘になりました総収入申告制、これは臨調の答申にも指摘されておるわけでございますが、先ほど飯塚参考人がおっしゃいましたのでちょっと私どもの認識と違っていますところは、諸外国が全部総収入申告制になっているというのは、私どもそういうふうと考えておりませんで、あえて総収入申告制というなれば、アメリカはいまグロスインカムを基準にいたしまして申告義務を課しておる。ヨーロッパはむしろ賦課所得税の制度でございまして申告納税制度ではないわけでございますけれども、一定の場合には資料を提出する義務がございしますが、それはむしろ所得基準というふうに考えた方がいいのではなにか。ただ、フランスのように、外形の基準で一定の場合に課税庁に所得の資料を提出しなければならぬという義務を課しているところもございします。

各国それぞれ、たどつてまいりました税制の歴史なり社会事情によりまして、いろいろな行き方

があるわけでございますが、私どもは、そういうものも参考にいたしながら、現在の申告義務の制度が果たしていいのか悪いのかといった観点からの御議論もいまやっていただいておるわけでございまして、でき得ればこの秋にでも御結論をいたしたいと考えているわけでございます。

○武藤(山委員) 主税局長は大変重要な発言をして、申告制度はいいか悪いかまで足を踏み込んで検討する、いま最後にそう言ったでしょう。いま最後はそう言ってますよ。メモしてある。

○梅澤政府委員　ちよっと言葉が言い足りなかったわけでございますけれども、現在の所得税法の百二十条に決めております申告義務、この制度がいろいろいかどうか。したがいまして、そうではなくて、先ほど来議論になっております総取入基準で申告義務を課するのがいいのかどうかということとございまして、申告納税制度がいいかどうかということではございませんので、ちよっと舌足らずでございましたので補足をさせていただきます。

○武藤(山)委員 飯塚さん、いまお聞きになっていて、やろうと思う意思と、余りやりたくないという意思で発言をしている場合とは、聞いていて大変違いますね。

そこで、飯塚さんにちょっと伺いたいのは、世界各國の例をいろいろ比較検討してところ主税局長は言っているのですが、世界は百六、七十カ国もあるのですから、どこの国と比較してどこの国を見習おうというのか、主税局長は言わなかったのでありますが、税の専門家として、いろいろ先進国の最も合理的でこういう制度が一番租税正義の実現にかつておる、そう思われる国の例をやはりわれわれは学ばなければならぬと思うのです。

そういう見地から見ると、西ドイツの税制、アメリカの税制、イギリスの税制、これらが大体先進国としては最も進んだ、整理された税法になっているのじゃないかなと思うのですが、残念ながらドイツ語を知らない私たちはドイツの書物を讀

むことができない。先生は、そういう意味で、イギリス、ドイツ、アメリカ、この三カ国くらいを見渡したときに、日本に欠落している税制の根本的な欠陥、その辺はどう理解をされており、どの国のこういう制度を導入することが一番ベターだと考えるのか、その辺を比較法學上ちよつと御見解を教えていただければありがたいと思います。

○飯塚参考人　ただいま主税局長さんは、申告制度について各国に若干の相違があるということをおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりなわけで、若干のニュアンスの相違はある。しかし、たとえばドイツの国税通則法を見ますと、やはり税の申告となっている。それは原文ではシュトイエルエルクレールンクという言葉を使っている。税の申告となっている。だから、それを賦課課税制だというふうに理解するのはちょっと条文の読み違いではなからうか、私はそのように思っております。

なお、ただいまの御質問で、アメリカ、ドイツ、イギリス等の先進国と比べて日本を見た場合に改善しなければならない点はどこか、こういう御質問であります。何といつても顕著な相違は、記帳義務というものが刑罰で担保されているかどうか、この一点がまず第一の問題であります。それでなかったら本当に公平な漏れない納税はできない。

それからもう一つ、非常に重要なことは、国内に記帳義務を課す以上は行政当局も標を正さねばならないということであります。そうでないと、いわゆる権力徴収になっちゃう。これは、この前社会党の大蔵の先生がおっしゃったけれども、まさに権力徴収、権力徴税になっちゃう。そこで、記帳義務をがっちりとかぶせるかわりに行政当局にも標を正していただく。たとえばアメリカの場合、内国歳入法の七千二百十四条という規定があります。この規定は、税務官吏が税務調査に便乗して納税者に精神的な圧力を加えた場合、一種の脅迫行為をやった場合、あるいは税務調査に便乗して法が許す以上の税金を取っちゃった場合、あ

るいは税務調査に便乗して金銭物品を受領した場合、その他六、七種類に分けて、こういうことをやった場合は税務官吏は懲戒免職のほか五年以下の懲役または一万ドル以下の罰金に処すという規定がある。これはアメリカだけではありません。各国にあります。たとえば発展途上国であるシンガポールの所得税法の九十四条、九十七条等にも同じことが書いてあります。そういうわけでして、やはり記帳義務を強化する以上は、同時に、それが権力徴税にならないような、行政当局が襟を正すという点がなければなるまいと思っております。

第三点は、世界の先進国では脱税の未遂犯は処罰するという規定を持っております。アメリカの場合は内国歳入法の七千二百一条にあります。脱税の未遂犯はこれを罰するぞという規定があります。そして不真実記載はいわゆる脱税の準備行為であるというのが税法学会の通説でございます。ところが未遂犯に関しては日本には何らの規定もない。これはいたずらに納税者を甘やかし、國家が脱税者をふやしている結果になっておる。未遂犯はこれを罰するということは、たとえばドイツの場合は国税通則法の三百七十条第二項にございますけれども、そのように皆各国にそれがある。日本だけない。これはやはり困ります。サミットに参加国なんですから、われわれ職業会計人仲間では合会をやっても余りひけ目を感じないような法制にしたいのだきたいと願つてやみません。

○武藤(山)委員　いまの所得が出たら申告をしるという法律ですね、これを一定以上の収入のあった者は皆申告をしるということになりますと、どなたの程度申告納税者がふえるか。収入基準の引き方によってもかなり違うわけですが、これは、国税庁長官の方がいいですか、主税局長がいいですか。現在、個人事業者で申告しているのは二百万ぐらい、個人事業者は七百万ぐらいあると聞いているのでありますが、その辺の数字はどういうことになるのでしょうか。申告していない数がどのぐらいあるか。

○梅澤政府委員 五十六年の実績の数字でござい
ますけれども、農業以外の事業者数が六百九十八
万人、そのうち所得税を納税している人が二百六
十四万人でございまして、農業所得者の場合は、事
業をやっている人が百四十一万人、納税をしてい
る人が十七万人という数字でございまして、

○武藤(山)委員 いまの政府側の数字を見ても、
事業者で申告していない者がたくさんあるわけ
ですね。半分以上は申告していないわけですね。サ
ラリーマンは、高校を卒業してその年にはもう税
金を取られているんですね。これは、所得が完全
に捕捉されておるから高校卒で取られますよ、賞
与がかなり税金がかかってしまう。

そういう点を比較したときに、やはりいまの所
得税法のあり方を変えなければならぬという点だ
けは完全に合意しているのだと思うのであります
が、その点は大蔵大臣はどう思いますか。途中か
ら来たのでよく経過がわからないと思うのであり
ますが、いまの所得税法というのは、所得が出た
ら申告しない、所得が出ない自分では申告しな
い、所得が出ないという、脱税を当然認めている
わけですね。こういう制度がこままいったのは、
先進国と比較しても日本は所得税法の規定が大
変おとろけおる。そういう点について、大蔵当
局としては改善せねばならぬということで大體
合意しているのかどうか。それはどうなんでしょ
う。大蔵大臣としてはどんな感じですか。

○梅澤政府委員 これは先ほどお答えいたしまし
たように、そういう問題意識もありまして、現在
税制調査会の中に申告納税制度特別部会を設けて
いただきまして、鋭意御検討いただいているとこ
ろでございまして、

それから、先ほど事業者所得者の場合、事業をや
っている人と納税者の数を申し上げたわけござ
います。現在の事業者所得者の所得の捕捉が、給与
所得者に比べて捕捉に差があるという議論が世上
いろいろあることは事実でございまして、そうい
う問題意識も含めまして、現在特別部会で御議論
いただいております。

ただ、若干の補足の説明をお許し願いたいと思
うわけでございまして、事業をやっている
人のおよそ四割が納税をしておる。したがって、
六割は本来納税すべき人であるにもかかわらず納
税をしていないのだということが端的に言えるか
どうかというところは、私どもは問題があるとい
うことでございまして、

と申しますのは、一般の個人事業者の場合で
ございまして、わが国の場合、現在青色申告制度
が非常に普及して定着いたしております。そういた
しますと、家族従業員に対する給与、これは実
給与所得者として納税をしているわけございま
して、したがって、その意味では四十年代、
五十年代を通じて給与所得者が非常に進行
しておるということもございまして、したがって
して、事業をやっている人の数に比べて納税して
おる人の割合が低いから、その分所得の捕捉が漏
れているのだというふうに一概に言うのは、いささ
か問題があるのではないかと、ということだけは補
足して御説明申し上げたいと思っております。

○武藤(山)委員 主税局長、私は、すべての人が
みんな税を納めるだけの所得がある、ないなと
いう議論は一つもしていないのですよ。あなたの
そういう強弁が、総収入基準を採用したくないと
いう意思に受けとめられるのですよ。

サラリーマンから見たら、いづれにしても、六
百九十八万個人事業者がいて、税務署に申告し
ている人が二百六十四万だということになると、
税がかかる、かからないとは別として、申告する
のがあつたまえだ、何町何番地にこういう商売を
やっている人がいるというのを把握されるのが、サ
ラリーマンならあたりまえだと思つて、申告し
なければそれすらも把握されないわけですよ、わ
からぬわけですよ。たとえば銀座や新宿でバーを
やったりスナックをやつていたら、所得が出な
いと思つて申告しないでおけば、どんな商売をや
つていたら税務署はわからないですよ。その欠
陥をまずどうふさぐかだつてあるのですよ。そ
ういふ点から見て、主税局長は飯塚さんに反

論したために故意に言つておるのかどうか知ら
ぬけれども、いまの所得課税基準より総収入基準
の方が合理的であり、先進国の見習うべき国では
そうなつておる、飯塚さんはこう言つておるのだ
から。ところが、そういう受けとめ方に何か歯に
衣を着せて答弁しているというのは、主税局長自
身がやりたくないという感じが、私はこう受け
とめる。しかし、あなたと論争しても仕方がない。

そこで、アメリカ、ドイツも、先進国は皆さう
いう形になつてきている。こういう傾向を大蔵大
臣としては、日本の税法にもまだいろいろ足りない
ところがあるのだな、もつときちつと合理的に
しないと公平、公正な税制とは言えないな、そう
感じるのは当然過ぎるぐらい当然だと思つてあ
ります。竹下大蔵大臣はどう認識されますか。

○竹下大蔵大臣 税の専門家の中へ入つて非専門
家がお答えいたしますのは、感想を述べる域を出
ないと思つて、それをあらかじめ御容赦をお願い
いたします。

サラリーマンの方の所得の捕捉は確かに一〇〇
%。したがって、クロヨンとかトゴサンとか
いろいろな言葉ができるということ。しかし、私
はいま、いわゆる徴税業務を行う国税庁を監督す
る立場にある大蔵大臣として、現実にはそういう実
態がある、ないというお答えはできないにいたし
まして、そういう感覚が一般的に世上あるとい
う認識は持つております。

しかしながら、青色申告等に至る歴史的経過を
見てみますと、そこにいろいろ苦心が行われ
て、いま国民の納税に対する知識、あるいは、そ
もそもは性善説が前提に立たなかならぬわけ
でございまして、そういうことから今日まで進ん
で、御指摘になるような問題があるから、税制
の基本的問題について高い立場から御議論いた
だく税制調査会特別部会を設けて御審議をいた
だいておる。その議論の経緯を踏まえながら、改
善すべきところは改善していかなければならな
い、現行税制が、世上そうしたいいろいろな言葉を

生むような余地があるから生むのでございましょ
うが、現実、非常に不備なものであるという認識
には必ずしも立つておりません。したがって、こ
れも専門家の集まりでありますその特別部会等
における審議を見守つて対応すべきことではないか
な、感想の域を出ませんが、私のお答えいたし
ます。

○武藤(山)委員 飯塚先生、いまの役所側の見解
を聞いて、なるほど私とずいぶんずれているなと
感じます。それとも、まあ役所じゃそのくらい
配慮している、これじゃなるほど法の整備とい
うのは百年河清を待つようなことだ。先生の著書
の中で、いろいろ読んでみると、先進国は税制の
手直しを頻りに行つて合理的に改善をしている。
商法などもドイツと日本と比較すると、日本の三
倍以上の回数改正をやつておる、そういうこと
が文書にも書かれておるのではありません。いまの
大臣のスピーチの答弁や主税局長の見解を聞いて
て、どんな感じですか。

○飯塚参考人 まあ大蔵大臣としては、なかなか
正面切つて欠陥があるということは言ひづら
いだろうと思つて、しかし、たとえば一例を申し上
げます。

所得税法の二百四十一条というのがございま
す。これによると、自営業者は確定申告書を出さ
なかつた場合には一年以下の懲役または二十万以
下の罰金、しかし、何らかの理由があつたときは
その刑罰を科さないというふうになつておる。と
ころが、サラリーマンだけは、源泉徴収しなかつ
たまたは徴収したものを納入しなかつたという場
合は、二百三十九条と二百四十条によつて、おの
おの場合において三年以下の懲役なんです。サ
ラリーマンに關しては三年以下の懲役という強烈
な担保がついておる。しかも、自営業者につ
いては一年以下であり、事情によつては罰を科さな
いというふうになつておる。なぜこういふふう
に差別するのですか。私は、これはいかぬと思
う。それからもう一つ、私は聞いていてつくづく思
うのは、ただいまの主税局長さんの御答弁の中

で、申告者は六百六十九万とか八万とかというお話がございました。しかしこれは、しからば算定の基礎いかに、こういうふうな言われたときに、恐らく主税局長さんは困っちゃうのじゃないかと思う。というのは、日本では納税義務者を確定すべき税法条文がない。これは大問題ですよ。だから恐らく主税局長さんとしては、六百六十九万と言ったのは、日本全国の五百九十九の税務署に国税局が出している申告相談実施要領という通達がありすが、この通達に基づいて、前年はこれだけの申告書を取ったんだから今年もこれぐらい取れるだろうというのを集計した結果にすぎないだろうと思っております。福田長官の先ごろ発表された論文によりますと、アメリカでは、個人の申告書を出しているのが一億通弱でございます。すると、日本は人口はアメリカの半分でありまして、少なうとも五千万通ぐらいいは出たていいのじゃないかと思うのでありますけれども、それが六百六十九万とか八万ぐらいいは出てないということ、膨大な脱税者がいるということなどであって、これは、国家国民の運命形成を担っている与野党の国会議員の先生方としては大きな問題だろうと思っております。

それからもう一つ、相済みませんけれども、非常に欠けていると思う点がございましてので申し上げます。きょうは、たまたま主税局長さんも御臨席でございますので、申し上げておきたいと思っております。

つまり、たとえばドイツの場合、脱税から逃げられないように三重構造がつくってあります。まず第一は商法の二十九条であります。すべての事業を営む者は、事業を営むことについて所轄の登記所に登録しなければならないという規定があります。そのほかドイツでは、国税通則法の百三十七条から百三十九条まで、法人、個人あるいは消費税を納入する者というふうに三つに分けまして、そのいずれも、開業のときから一カ月以内にその開業の届け出を税務署と市町村役場に出さねばならぬことになっている。これが第二の関門で

す。第三の関門、それは、ドイツには営業法という法律がございまして、ゲベルベオルドヌンクと申しますけれども、この営業法の百四十三条を見ますと、開業の届け出、事業の届け出をやっている者、しかも届け出内容が真実でない、届け出内容が完全網羅的でない、あるいは届け出が不正確な、こういう場合には二千ドイツ・マルクから最高一万ドイツ・マルクまでの罰金に処すという規定がございまして。

こういうように、逃げ回る者をちゃんとつかまえて許さないというふうになれば、国税の欠陥なんというものは簡単に吹っ飛んじゃうと私は考えております。そういう点が私の批判点であります。

○武蔵(山)委員 われわれの知らない具体的な他の国の法令を引用して御説明いただいて、なかなか説得力は抜群だと思っております。日本の税法も商法も、先進国と比較して欠陥があったら、やはりちゅうちょしないでどんどん改善をすべきだ、そういう立場に私は立ちたいのであります。調査をするたびに脱税が摘発されているのが連日のように新聞に出るわけですね。結局、法の整備をしないので税をきっちり捕捉しようというためには、実調率をもっと高めてなければだめですね。だから、税務職員をうんとふやして、その法の不備を補う方が合理的なのか、それとも、網をきちんとかけて、できるだけ脱税ができないように法整備をすることを優先すべきなのか。これは、職員増に力を入れていくのか、法の整備を優先するのか、この点については、主税当局としてはどちらにウェイトを置こうと考えているのですか。

○梅澤政府委員 先ほど来御議論がございまして、わが国の所得課税の制度並びに課税の実態について、私どもは常日ごろ謙虚に反省しながらこれに対処しているわけでございまして、制度の問題につきましても、先ほど来たびたび申し上げてございまして、税制調査会の特別部会でただいま御議論をいただいております。先

ほども御議論がございました、現在のわが国の所得税法におきまして確定申告書を提出する義務につきましては、諸外国に例がございまして総収入申告制がいろいろかどうかという点も含めて、いま御議論を願っておるわけでございまして、私ども税制当局といたしまして、具体的にこうありたいという議論もあるわけでございまして、現在、税制調査会が御議論の最中でございまして、それに予見を与えるような議論を差し控えるという意味で先ほど来お答え申し上げておるわけでございまして、この問題については私どもが消極的であるということではございませんので、これだけは誤解のないようにひとつ御理解を賜りたいと思っております。

それから、御指摘のとおり、制度の問題のほかにやはり執行をきちんとするために、私どもも経験があるわけでございまして、国税庁の定員、機構その他についてさらに一層の充実をしていただくということが、課税の正義を実現するために、ぜひより一層の課税が行われるために、ぜひ必要な要件であらうと考えておるわけでございまして。

それからもう一つ、せっかくの機会でございまして、先ほど飯塚参考人が、現在の所得税法の罰則の規定で、サラリーマンと事業者の場合に罰則の重さに不公平があるという御指摘があったのですが、これは若干の誤解があると思われるわけでございまして。つまり二百四十一条は、事業所得者が単純に申告しなかった場合の罰則の規定でございまして、これは先ほどお話がございましたように、一年以下の懲役もしくは二十万以下の罰金というところでございまして、お引きになりました二百四十条の罰則は、サラリーマンの罰則の規定でございまして、源泉徴収義務者が源泉徴収をしていないが税金を納めなかったという場合でございまして、これは罰則が三年と重くなるのは当然でございまして、サラリーマンにいたらずに罰則が重くなっておるということではございませ

○武蔵(山)委員 ここで飯塚さんと主税局長の論争に入りますと時間がありませんので、飯塚先生も何か言いたいとは思っておりますが、ちょっと先へ進めさせていただきますかと思っております。

通告した質問順序をちょっと変えますけれども、七問と六問を一本にした形でお尋ねをしたいと思います。

飯塚会長も御承知のように、だんだん総合課税化に踏み切っていかなければ税の不公平感というのは解消しない。したがって、いまの分離課税制度をどうしても改めよう、そのために竹下大蔵大臣が前任の大蔵大臣のときに、ひとつマル優制度を見直そうという形から、グリーンカード制を実施したい、こう一歩踏み込んだのであります。これは三年間延期になってしまつて、三年後どうなるか、これも大変不安な状況であります。

そこで、いまのマル優及び非課税貯金が二百兆円を超えているという状況、これはマル優や非課税制度をかなり悪用している状況であります。こういうことでは、正しく税を納めている人々たちからの不満が消えないのはあたりまえであります。この利子配当の収入所得に対して、このまま放置しておいたら税に対する不満は一層蔓延すると思

す。

そういう点について、飯塚さんは、利子配当の分離課税の制度あるいはグリーンカード廃止後の新たな総合課税化への手だて、そういうような問題については、実務家の立場からどんな見解をお持ちでございましょうか。

○飯塚参考人 御回答申し上げる前に、主税局長さんが飯塚に誤解ありという御指摘があったのでございまして、実は私も税法の商人でございまして、所得税法の二百三十九条、二百四十条といたしましては源泉徴収義務者に対する罰則規定であるというのことはわかっております。しかし、それは要するに間接強制なんです。有無を言わずに取られちゃうのです。言うなら、サラリーマンはまるきり取られちゃうのです。ところが、事業所得者はそうじゃないというところに問題がある。誤解なさらないようにお願い申し上げます。

なお、マル優の問題、二百兆円を超えておつて口数にして五億余口ある、この現状を放置しておいていいのかという問題であります、これは断じて放置してはならぬと思っております。

同時に、しからばどうするかというような問題がございますけれども、非課税預金つまりマル優を全廃しちゃえという意見を出す人もあります。私は、それではちょっとかわいそうだという感じがいたします。

〔委員長退席、中村（正三郎）委員長代理着席〕

そうじゃなくて、私は非課税の取り扱いをいたしたい預金はこの銀行とこの郵便局、これだけでございまして、これを税務署に申告させる、税務署に届け出させる。残つてあとは届け出られなかったものは、これは全部課税の対象にしちゃう、こういうふうにとすると一番被害意識が少なくていいかと思っております。

なお、グリーンカードの問題でございますけれども、先ごろ自民党のインシアチブによつて三年ぐらゐ延期されるようなことを聞いておりますけれども、私ははなはだしからぬと思っております。というのは、大蔵当局が立案するに当たつて若干の手落ちがあつたということは認めざるを得ません。その場合に国会議員諸公は大蔵の官僚諸公を脅して、ここは少しづつからこう直せと言ふべきであつて、それを廃止とか延期というのは、国民における租税正義の実現という問題を余り真剣には考えていないのか、むしろ一握りの脱税者のために国会議員になつてゐるのかというふうな疑問さえわれわれは抱かされる次第でございます。そういう点でちょっと問題だと思つております。

なお、先ほどもちょっと武藤先生は実調率の問題に触れましたけれども、私は元国税庁長官である磯辺律男先生から直接承つたのでありますけれども、現在日本の個人事業者は実調率四％、法人は九％、したがつて、個人は二十五年間に一回しか調査を受けない、法人は十一年に一回しか調査を

受けません。それじゃ財政の再建はできません。どうしても時効期間の満了する前に一回ぐらゐは調査ができるという状態になつていないとだめだと思ひます。

そこで、昨年西ドイツ政府が発表いたしました西ドイツの税務官僚の数、具体的な数字を御報告を申し上げます。西ドイツ政府が去年の夏発表したところによりますと、国税庁及び国税局所属の税務官吏は十七万三千九百十三名でございます。日本の税務官吏は五万三千名前後だと聞いておりますので、実数において日本の三・三倍、ところが、西ドイツは人口は日本の半分でありまして、人口比から来ると逆に西ドイツは税務官吏の数が六・六倍でございます。したがつて、私は、何も西ドイツと同じような数だけの税務官吏をそろえろとは申しません。先生方も財政再建で苦しんでおられるのですから、そうは思ひませんけれども、これは余りにも残酷だ。少なくとも、これでは国家を憂へてゐる税務官吏はじんだを踏んでゐるはずだ。そこで、少なくとも行政改革というのは、単に人減らしではなくて、本當に国家財政の健全化を願われるならば、西ドイツと同じくらいは何か税務官吏の数をふやすように持つていく。そういうふうを持つてゐた場合でも、西ドイツの半分以下ですから、あと五万人やそこらふやしたからといって、税務官吏をふやすというところは逆に税収をふやすことですから、それをやらなかつたら、日本はていつ亡国状態に陥つていくというふうには私には思ひません。

なお、武藤先生が利子配当の分離課税の問題は批判が非常に強いということをちょっとお話しにいたしましたけれども、この利子配当の分離課税というのは、現在のままの税制のときにはこのまま存続しなければいけません。というのは、税率が世界一高いのですから。皆様は、所得税法上実は七五％が最高税率であるけれども地方税で案分して結局八〇％までしか税金を取らない、こういうふうな言つてはいただけません、それははかりがあらうのです。たとえばアメリカと日本と違ひの

は、アメリカの場合は、支払った利息たとえばマイホームを買うために金を借りたその支払い利息も全部経費になります。ところが日本の場合は、その所得を得るために必要であつた経費以外は経費と見ない。したがつて、実質上は税率が八二・三％いふやうなものです。これはもう脱税を何とか工夫しないといふとやうなものと同じなのです。せめてアメリカまたはイギリス並みくらいに税率を落として、その上で総合課税を考えると、うのなら私は納得いたします。こういうことでございまして、もしそうでなくて、いまのままでそのまま総合課税に持つていった場合、逆増税ですよ。逆不公平といふことになりまして、これは許されないと私は思つております。

○武藤（山）委員　あと八分しかありませんので、通告どおりの項目に進んでいかないのであります。これは、飯塚さんには直接関係ないと思うのでございまして、いまサラリーマンの税金が重過ぎる、課税最低限を五、六年据え置きにした、そういう点からどうしても所得税減税をすべし、こういうことで与野党が一致して合意を見たわけなんです。景気を浮揚させるために役に立つ程度の規模、まあ一兆円から一兆五千億円くらいが予想されるわけですが、サラリーマンに對しては財政がこんなに窮乏していても減税すべしと考えるか、この際にはがまんの哲学で、減税はがまんしてもらえといふのが優先すべきなのか。さらにその場合、与党自民党は、特に大蔵大臣にこにいらつしやいます、減税したいが財源がないからできないのだ、財源を何とかせよ、みんな考えろ、こういうことでいま足踏み状態にあるわけなんです。減税すべし、財源はこれだ、こうすればあるではないか、しかもこの五十八年度中に間に合う財源、それは飯塚さんのいままでの構想の中から何か名案が引き出せるかどうか、その辺のことについてちょっと意見を聞かせてください。

○飯塚参考人　技術論的にかなりむづかしい問題であらうと存じますけれども、いまの日本のサラリーマン階層は、自分たちが余りにも不当な取り扱いを受けておるといふことで被害意識を濃厚に持つてゐると私は思つております。私自身はサラリーマンではございまして経営者でございまして、私にはさういふふうには感じておりません。そこで、日本国民の八割以上の世帯がサラリーマン世帯であると言われているのでありますから、この方々に、本當にわれわれは国家から愛護されているのだなという実感を与えるような減税措置といふものをやらない限り、自民党はいつでも絶対多数を誇つてゐるわけにはいかぬ、このように私は考へておるわけでございまして、

なお、先ほど申し上げた税法上のいろいろな隘路、つまり、いろいろな逃げ道を全部ふさいでしまふ、そして実調率を高める、少なくとも時効期間の中で一回は必ず調査を受けられるという体制をつくつちやうと驚くほど税金がふえてしまふ。もう一つ重大な点がございまして、この点も先生方にお訴へ申し上げたいと思ひます。

御承知のように、わが民法上金銭債権は十年で消滅時効であります。そこで、わが国の郵便局あるいは銀行その他の預貯金の中で、十年以上たつてしまつて全然動いていないので、これはもはや消滅時効だといふことになつた場合、恐らく膨大な資金が陰に隠れておる。国家の財政収入として予算面に上がつてこない。これは国家的な不正義の存在を意味する、このように私は考へております。

○武藤（山）委員　時間が参りまして残念ですが、少しこの点は議論をしたいところでしようが、時間がございませぬ。

〔中村（正三郎）委員長代理退席、委員長着席〕

最後に、特に飯塚さんは五千人以上の税理士を傘下におさめるTKCを経営してゐるわけでありまして、いろいろな職業会計人として、いまの制度、法制あるいは行政指導、そういう面から見ると、職業会計人から見たいまの法規を、こういう点まづい点があるぞ、ここは速やかに手直しをす

べきなんだ、そうお感じになつてゐる点を、あと三分持ち時間がありますので、三分でひとつその点の御見解をお聞かせいただきたい。

○飯塚参事 私の考えております日本職業会計人関係法規の最大の欠陥、それは、大蔵当局が余りにも職業会計人たちに對して過保護体制をとり過ぎておるという点にあると思つております。したがって、証拠を残さず脱税できるやつが一番腕のいい税理士だというふうな理解が一般化したしております。これはもつてのほかなんです。

たとえばアメリカの場合は、公認会計士の有資格者が二十五万人おります。二十五万人おりますが、そのうち会計事務所に従事してゐられるのは八万人弱であります。三分の二は会計事務所をやつてゐられないんだ。しやうがなくて、会社の帳面につけてか経理課長とかやつてゐるだけなんだ。そういう方が三分の二いるんだ。そういう状況をつくつたればこそ、アメリカと日本とは、実は比較にならぬほどの会計事務所の業務水準の開きができてしまつた。これが大きく見ての第一の欠陥。

それから、第二の欠陥であります。税理士法。これが税理士に法人化を認めないというのは二十年前のスウェーデンと日本だけであります。世界の文明国で法人化を認めてゐない国はありません。それをなぜ認めないのか。だから、本当の正しいノーハウの蓄積ができない。

御承知と思いますが、アメリカやイギリスの第一級の会計事務所は大概パートナーシップをつくつております。そして、その監査のノーハウについて三世代くらいかけています。したがって、五百ページから七百ページくらいの監査マニュアルを持つております。われわれはどうか。監査マニュアルと称すべきものさえほとんど持つてゐない。なぜか。つまり、一代限りだからやつてゐるひまはないんだ。そういうことは重要なことである。

それから次に、事務所の複数を認めない。これは日本だけなんだ。これも欠陥だと思ひます。

さらに、税理士法で言うと、第二の欠陥は税理士に關しては除斥期間がない。これは公認会計士もありませんけれども、除斥期間がない。したがって、税理士は一生その責任を追及されるようになつてゐる。これはむちゃですよ。何となれば、法律の専門家である弁護士、あの弁護士法の六十四条には弁護士さんの除斥期間は三年だと書いてある。なぜ公認会計士や税理士に對しては除斥期間を置かないのか。ドイツはちゃんと五十年の除斥期間を持つております。

さらに、第三の税理士法の欠陥、それは税理士法第四十五条に、税理士は常に真正の事実に基づいて業務を執行しなければならないという、論理学で言う一種の定言的命題といふんですが、そういう、こうしなればならないという規定がないんだ。だから、墮落ほうだいに墮落しちゃうという傾向が出てくる。

なお、公認会計士法で言いますならば、公認会計士法第一条第三項は条約違反であります。日米友好通商航海条約第八条違反であります。それだけ申し上げておきます。

さらに、公認会計士法の三十条に關しますけれども、そこには重要性の原則というのがあります。その重要性の原則を細かく決めたのが大蔵省の財務諸表規則であります。ところが、日本の財務諸表規則だけは、いわゆる会計記録の重要性というものを金額の重要性という意味でとらえておる。十九条から五十五条以下たくさんございまして、から見てもごらん下さい。みんな売上総額の一〇％以下とか、そうなつておる。それは重要性がないという事になつておる。したがって、この前の三越の事件で三越の社長は三億五千七百万も損害賠償請求を受けた。しかし、公認会計士は適正の申告書をちゃんと出して、監査報告を出して、それで大失態ですよ。要するに、重要性の原則というのは金額だけではない。記載漏れあるいは不実

記帳というものも重要性の原則に入るといふのが今日の世界の通説でありまして、アメリカのFASBという財務会計基準委員会の公式解釈もそうなつております。しかるに、日本だけは三十年前のアメリカを追つかけておる。そういうのははなはだ怠慢である、このように私は考えております。

○武藤(山)委員 大変忙しいときとお出ましいただいて御高説を聞かせていただきまして、ありがたうございます。

○森委員 御苦勞さま。

堀昌雄君。

○堀委員 本日は、大蔵省の所管業務の中で非常に重要な税制、金融行政、証券行政に係る審議会の会長さんに御出席をいただきまして、八十五分でありまして、少し質問をさせていただきます。私は、きょうは細かいことを伺うつもりはないのでありますけれども、先般委員会に前川日銀総裁においでをいただきました。政府が出しておる証券政策の弾力化という問題について議論をさせていただきます。また、きょう御出席になつておりました金融制度調査会は四月の下旬に金利自由化に関する中間報告を出しになつております。証券取引審議会は、私がかつて商工委員会に行つておりましたときに、投資育成会社の法案に關連をして株式の店頭売買問題というのを、うすいぶん古い時代でありましたが、取り扱つたことがあります。当時、広瀬さんという方が証券局長でありましたが、それ以来今度久しぶりに証券取引審議会店頭取引の問題が現在課題になつておるようであります。

私は、税の問題は最初に処理をさせていただいて、あと、いまの金融制度調査会の問題、証券取引審議会の問題を御質問したいと思ひます。新聞がけさ伝えておるところによりますと、大蔵省の証券業務の問題等に関する三人委員会というものが設けられて、森永さんとそれから佐々木さん、河野さん、いずれも三人委員会のメンバーとしていろいろお骨折りをいただいた結果がどう

やらまるとする段階に來たように報道いたしております。ちやうどいい機会でありまして、これらの全体の問題を含めて少しお伺いをしたいと思ひますが、最初に大蔵大臣にお伺いをいたします。

いま日本経済というのは世界経済の中では大変パフォーマンズがいい方だ、こういうふうな評価をされてゐるのであります。しかし、どうも最近アメリカが日本の産業政策という問題を取り上げて、日本とのいろいろな交渉というのですか、何か問題を提起してきておるということがある、これは通産省の案件ですけれども、あります。

私は、この産業政策というものをアメリカが持ち出してきておる背景というものを私なりに考えてみますと、どうも日本という国は明治以來、官尊民卑といふことが、そういう発想の流れが実は依然として今日も続いております。金融制度調査会の中間報告などを見ておりましたも、どうも何かそういう政策の主体というものが非常に重視をされて、要するに、政府の役割というものが依然として非常に大きな部分を占めておるというふうな感じがしてならないわけでありまして。

この大蔵行政に、私、昭和三十五年以來參加をして長年この論議をしておるものであります。いまのアメリカからの要求などを見ておりました、過去はそれでよかつたと思ひますが、だんだんとやはり国の介入——恐らく外国の人が一番奇妙に思つてゐると思ひます、日本の官庁の行政指導という何とも得体の知れないコントロールの手段、これが法律その他、表に出るものは、やはり国際化の時代でありまして、できるだけ政府も配慮をするのであります。もちろん、今度の通産省が考えております法案の中には、恐らくアメリカ側としては問題を指摘するものもあるかと思つておりますが、いまの国際化の時代、そして日本が資本主義経済でさらに全体がだんだん自由化の方向に持つていくという流れの中で、一体政府の役割というものはいかにあるべきだろ

うか。ひとつ大蔵大臣、これはあなたの政治家としての御判断を最初に伺いたいと思います。

○竹下内閣大臣 わが国の経済運営あるいは産業政策、そういうものの中における政府の役割、こういうことでございます。

私は、無資源国でございます、なお戦争という不幸な歴史の後、いわばGHQの間接統治下というような時代にありましては、自主的に日本の国民が競争原理の上に立って産業活動を行う等の点についてはかなり大きな制約があったと思います。結局、昭和二十六年に独立を回復いたしました後、いわば経済活動においてもかなりの、そういう占領政策からくる手かせ足かせというものがなくなってきた、そして無資源国でありますだけにひたすら競争原理の中で経済復興を遂げてきた。しかし、そこにはだんだん国際化することについて、国際競争力の大変弱い面があったと思います。したがって、この国際競争力をつけるという意味におきましては、私は、行政があるいは立法がそれなりの役割を果たしたと思います。

しかし、それが結局、昭和四十五年、それ以前から言えは日米繊維摩擦とでも申しましょうか、そのころから顕著に、国際社会の中で競争原理に立つべきものが、国内の諸法制等の中で保護され過ぎてきているのではないかと、国際批判の中にさらされてきた。そうすると、やはりここまで来れば、そのようないわば保護政策あるいはそういう一つの影響を与えるような環境整備というふうなもの、立法なり行政の中にいつまでもあつてはならぬという傾向に政府も国民もみんな気がついて、改めて別の角度における自由競争原理の中で自分の道を日本経済全体として模索をしてきたのではないかと。そのやさきにできたものが、法制上の問題以上に国際語になりました行政指導というものが、先進国に非常に強く、悪い意味における印象づけをしてきたのではないかと。

したがって、そういうものが一つ一つすべて排除されて、そしてまさに国際的な競争原理の上に立った経済活動に進んでいくべきものであつて、

あくまでも民間活力を主体として経済運営なり産業政策がなされていって、それに伴うある種の弊害があつた場合に、行政なり立法なりがそこに出来かけていくべきものではないかというふうに、私は基本的に認識をいたしております。

○堀委員 私も、いま竹下大蔵大臣お話しのように、キャッチアップする過程の中では、いろいろなハンディキャップがありまして、それをカバーするために行政なり立法上対応が必要であつたというふうに考えておるのですけれども、今日私もどうやら一番前に出てきましたから、要するに世界の国の中で、私はそう過大に評価をしておるわけじゃありませんけれども、いまの日本の経済力というのは、欧米先進国に比べて今後ともかなり力を発揮できる条件にあるということになりますと、これからはこれまでもとて逆に、意識をして公的なそういうコントロールあるいは指導、そういう式のもの減らしていくという認識を持ってこれからの行政の対応が必要となるに來ているのではないだろうか、こういうふうに私は基本的認識を持っておるわけでありまして。

私は、まずここでそういう基本的認識を申し上げて、後から具体的問題の中で私なりの考え方を申し上げるのでありますが、この前小倉参考人に御出席をいただいて、減税の問題についていろいろとお尋ねをさせていただきました。きょうは、あのとき時間が十分にございましたので、質問を予定しておりましたけれども残っておりまして、二つの問題、さつきちょっと武藤さんの質問にも出ましたが、グリーンカード制といいますが、所得税改正部分の三年延長に伴うものについて諮問が行われておるようになつておるのであります。

そこで、昭和五十四年十二月の税制調査会の五十五年度税制改正答申というのを読んでもみますと、「利子・配当所得に対する源泉分離課税課税制度を中心とする課税の特例は、昭和五十五年末に適用期限が到来するが、利子・配当所得につい

ては、税負担の公平を図る見地から総合課税に移行すべきことは、当調査会において、これまで強く指摘してきたところである。利子・配当所得の総合課税移行の実をあげるためには、利子・配当の真正な受取人の確認と膨大な支払調書の効率的な寄せを的確に行うことが不可欠の課題である。また、郵便貯金を含めた非課税貯蓄について、架空名義預金の排除及び限度額の適正な管理を行うことにより、総合課税の対象となるべき貯蓄が非課税貯蓄に逃避することのないよう、適切な措置を講ずることが必要となる。」というふうに答申で述べられておるわけでありまして、以下、グリーンカードに対するいろいろな具体的な問題が触れられて、終わりのところで「現行の非課税貯蓄制度については、少額貯蓄非課税制度（三百万円）、郵便貯金（三百万円）、少額公債（五百万円）があり、これらを合わせると一千四百万円までの貯蓄が非課税となるので、これが果して少額貯蓄の保護優遇という趣旨からみて妥当かどうか疑問であるとする指摘もあるが、国民生活の実態等を考慮し、非課税限度額は現状どおり維持してよいものと考え、」というふうに実は答申がされているわけでありまして。

五十四年の十二月でありまして、現在まで約三年余りたつておるのでありますけれども、小倉税制調査会長としては、ここで述べられておることについて、現在はどういうふうな御感想でございましょうか。

○小倉参考人 ただいまお示し願いました利子配当の総合課税と少額貯蓄の限度管理につきましては、その後、その趣旨にのっとり政府で改正案を提出され、国会でも議決されたわけでありまして、その後いろいろの事情で三年延期の法案がまた成立する、その後を受けて、できるだけ早い機会に、三年の間に利子配当についても所得課税の公正なあり方を求めていくかというのが今日税制調査会に課せられておる役割りでございまして、政府、大蔵省の方も税制調査会にそれを

至急検討してもらいたいということになつております。

その後税制調査会では、そういう経緯の報告があり、その経緯を踏まえて若干の議論がございましたけれども、今後どうすべきかについてはまだ実は審議いたしておりません。たしか四月二十五日の総会でその検討のための小委員会を設置するということは決めたのでございますが、できるだけ早い機会に、今月末来月初めごろにはその小委員会をひとつ発足をさせたいというふうに考えております。したがって、税制調査会としましては、今後の方向については何ともまだ申し上げる時期には達しておりません。ただし、私個人としては、従来の経緯もあることでございまして、できるだけ従来の経緯を踏まえた上での措置というものを考えるのが適當ではないだろうか、これは私見でございます。

○堀委員 私は、前回減税の問題について、五十七年の年末に税制調査会としては五十八年度は減税はできないというふうな方針をお決めになつて、さらに今度はその政府がまた五十八年度の減税について検討してくれ、こういう要請をしておることは、政府として税制調査会の権威を低からしめるものである、こういうことを実は申し上げました。

ですから、その立場に立つと、同じ構成員である調査会の皆さんが、まだわずか六カ月は前の正規の機関において決定をされた方針に対して、情勢がほとんど変わっていないにもかかわらず、単なる政治的理由によつてのみこういう政府の調査会にこのような検討をお願いするということとはまさに政府の見識を欠く行為である、私はこう考えておるわけでありまして、そのことについて小倉参考人に、皆さんの方では、そういう検討の依頼があつたけれども、五十八年度の減税については税制調査会としては前回と同様の見解であるというふうなお答えもあり得るのですかというお尋ねをしたことがあるのでありますが、これも、私はどうも同じような気がしてならないわけござ

います。

大蔵省が五十四年に税制調査会にこの問題について検討をお願いをして、そしてそういう答申ができて、これはちょっと減税の話とは違つてもつと突は入り組んでおるわけでありませぬ。要するに、そういう皆さんの答申を受けて政府は当委員会に法律案を提出して、その法律案は国権の最高機関である国会によって衆参両院において決定して法律になっておるわけでありまして、法律になつておるものを行政の処理として三年延長といふこと自身が、いまの三権分立という立場から見ますと大變適切を欠く政府側の処置である、私はこう見ておるわけでありませぬ。

そういう意味では、一体政府というものは、税制調査会というものは自分たちの都合によつて自分たちに都合のいいような答申を求めるための機関であるという認識をしておるのではないかといふふうに私は感じられてなりません。税制調査会長はそれをどういふふうにとめておられるかを答えていただきたいと思ひます。

○小倉参考人 ただいまお尋ねのような御感想をお持ちになるのはやむを得ないと思ひますけれども、とにかく政府の調査会でございますから、政府とそう離れたことを論ずるとか、全く政府の考へていないことを進言するということは、私自身としてはどうかというふうな気がいたします。したがつて、ある程度は、程度問題でございますけれども、政府、その政府の背後には国会があるというところでありますので、そういうことはある程度踏まえて考へていかなくちゃならない。ただし、政府と申しますが、現在のところ特定の党派に關係の政府でもありますから、したがつて、国会で言えば野党的といひますか、あるいは民間からいへば政府關係以外の学究なりあるいは評論家、その他の方も参加していただくわけですから、そこでは政府と野党的あるいは政府と野党的の調査会では反映しにくい意見も政府の税制調査会では反映する、そこでおのずからニュアンスが違ふとかあるいは見解が若干違ふというふうなもの

が政府の税制調査会では反映できるところに、一つのメリットといひますか効用があると存じております。何でもかんでも政府と不即不離で政府の考へ方どおりというわけには、仮に私がそう思つても、委員の中にはさまざまな方がおりますのでそういうふうにはまいらないという性質のものでございいますから、余り御心配いただくこともない、こう思ひます。

○堀委員 後でまだずっとこの問題を続けるのでありますが、同じような政府の關係の調査会でありませぬ金融制度調査会の佐々木会長に御出席をいただいておりますのでありますけれども、やはりいま小倉参考人がおっしゃつたように、政府の調査会といふのは政府の意思を体して処理をしなければならぬ、こういうふうな佐々木参考人はいまの金融制度調査会での取り扱いについて考へてみましょうか。

ちよつと引き続きまた河野参考人にもお伺ひしますが、私は、政府がこういう審議会とか調査会をお願いをしておるのは、政府として諮問をすることは自由だと思つておるの、しかし、政府が考へておる方向に結論が出るためにだけあるのなら、私は、そんな審議会や調査会はやめた方がいいと思つたんですね。要するに、いま小倉参考人がお述べになりましたように、いまの政府といふのは一つの政党が代表する政党内閣でありますから、政党内閣の考へ方はそれなりにあつてちよつとも不思議はないと私は思つておるの、しかし、その政党内閣が税制調査会、金融制度調査会、証券取引審議会を設けておるものは、それ以外の、国民全体の立場に立つてそこで審議をしてもらつて、政府もそれを尊重するという意味で、こういう調査会や審議会が設けられておるのだといふふうには私は認識をしておるもの、それから、完全な政府の從属物であるならば、そんなものを一々つくることは政府の隠れみのに利用されていくだけで余り意味がない、私はこう考へておるのです。

○堀委員 今度の税制調査会のこの二つの問題というのは、日本の調査会あるいは審議会といひますか、こういうもののレヴェンデットルがかつておる非常に重要な問題だと私は認識しておるわけでありまして、その限りでは、この税制調査会が十一月に向けていろいろと御審議になる問題は、単に税制調査会の問題ではなくて、政府の審議会が国民にどういふ姿勢で審議会としての権威を保つていかれるかといふきわめて重要な課題が含まれておる、こう私は認識しておるわけでありませぬ。

○佐々木参考人 金融制度調査会の具体的ないままでの審査の経過を振り返つてみますと、とにかくいま先生がお話しになりましたように、大蔵大臣の諮問を受けてそれに対して検討をし、答申を出すという形でございまして、その答申を出しますプロセスで最初の諮問から影響を受けるというところは間違ひがないかと考へておるの、

ただ、先般やりました銀行法の改正についての原案のいろいろ検討の段階におきまして、政府の意向に従つてのみ検討したというふうなことは全然ございませぬ、昭和二年に制定されました前の銀行法をいかに現実の姿に合わせいくかといふ前向きな気持ちで私も検討したと思ひますし、それによつて新しい法律ができた、プラスはあつたと思ひます。

それから、最近検討いたしております金融の自由化のことにつきましても、政府の行政に対してその行政を受ける民間側の率直な希望は何か、どういふ方向に物事を考へていくかといふことを具体的にできるだけ広く出すというふうな検討の仕方をしておりますので、いまの先生のお話もわかりませうけれども、現実私どもとしては、そういう具体的な地についた検討をしていく面があることを申し上げたいと思ひます。

○河野参考人 審議会の使命といふか立場といふのはどういふものかという御質問であります。私は、基本的にはいま堀委員が言われたような立場で処理すべき問題だと考へております。ただし、同じ審議会とか調査会といひますと、程度問題かも知れませぬけれども、おのずから性質が違ふ点もございませぬ。と申しますのは、たとえば先ほどお話がありました税制調査会といふのは、同じ審議会であつても多分に政治といふかそういった問題と関連があると思ひます。その意味では、いま佐々木さんの言われた金融制度調査会とか私がいま担当いたしております証券取引審議会といふのは、もちろんそういう關係はないといひませぬけれども、わりあい希薄である。したがつて、俗な言葉で言つて、政治からのいろいろな制肘といふことは、私どもの立場から言ひますと余りございませぬ。したがつて、いま私が基本的には申し上げました堀委員のおっしゃるような点はそのとおりだと私は思つております。これは何も小倉さんを弁護するつもりはございませぬけれども、小倉さんも腹の中では同じことを考へておられると私は想像いたしておりますので、念のために申し上げておきます。

○堀委員 大蔵大臣、いま参考人がお述べになつたように、金融制度調査会、証券取引審議会は税制調査会とはちよつと角度が違ふ。税制調査会といふのは、毎年国の税の問題の処理をするという点ではやや行政に近い位置にあることは私も認識するものでありますけれども、日本の税制調査会が始まつて以来、こんなことが行われたことは過去にないと思ひます。一遍調査会に諮問をして結論が出たものを、その条件が違ふないときに別の結論を求めるというふうなことは過去になかつたと思ひますが、主税局長、ちよつと答弁してください。そういう例が過去にありましたか。

○梅澤政府委員 戦前からの記録をずっと詳細にたどつておられますので正確を期するためにはあれでございませぬが、私の知る範囲におきまして、

そういうことはなかったように思います。

○堀委員 私、昭和三十五年から大蔵委員会におりますから、少なくともこの二十三年間にはそういう例は一例もなかったと思うのでありまして、これは大蔵大臣、大変な問題だというふうにあなたが受けとめていただかなければならないと思うのです。

特に減税の問題は、すでに昨年、この前の委員会で申し上げましたから繰り返しませんけれども、当時の幹事長代行でありました竹下さんの発意に基づいて小委員会が設けられて、そして各党の専門家がいろいろ努力をして、十一月十九日には議長に中間報告までしましたけれども、御案内のようにここまでは何もできなかった。できなかったということと同時に、政府の税調と自民党の税調がいずれも五十八年には減税をやらないと決めているのに、自由民主党の二階幹事長が景気浮揚に足る減税をやるといふことを言われておるといふことは、ここが一つは発端ですからね。

もう一つは、自民党内でグリーンカード反対論が何かくさんの署名を得られて、それに押されて、あなたが提案した法律案をあなたが自分の手で三年延長するなどという、これまた日本の議会歴史の中でかつてなかったようなことが起きておる。これはいづれもあなたに關係をした問題なんです。ですから、私は、そういう意味で政党政治はそれなりの自己責任を持つという考えが貫徹していなかったら、そのときそのときの成り行きに任せて適当な処理をして、重要な国政を適当な処理で混乱させる。

いまこの減税問題は、この国会の最重要課題として、きょうですか、あしたですか、また各党間の協議が行われる、こういうことになっていくようでありまして、私が不思議でしようがないのは、この前二階幹事長は、秋口には何か減税についての様子をはっきりさせると言われた。政府の答弁の中では、七月に五十七年度の決算の見通しが立ったら、そこで考える。私は、五十七年度の決算なんというものはもう大体わかっているのです

よ。ともかく税を専門にやっておる者は、五十七年度の決算で大きな自然増収が出るなどと考えておる者は一人もないと思いますよ。

大蔵大臣にはお尋ねしません。お気の毒ですからお尋ねしないのですけれども、要するに、そういうときに七月の決算を見てから考えるということとは、これは一体どういうことを意味しているのだらうか、私は全然わからないのです。おまけに、秋口になったらはっきりさせる、これがまた私には全然わからない。秋口というのは大体九月ごろでしょうね。九月ごろに五十八年度経済が大体どういふ姿になって、五十八年度に自然増収がどのくらい出るなんというところがこの時期にはまだわかるはずがない。だから、いま政府が言っているやうな言っておられることは、ともかくその場その場をこまかにして処理しようというまことに無責任な対応が特に国民が非常に希望を強く持つておる減税という課題について行われておるといふことは全く私は納得ができない、こういう感じがいたすわけでありまして。

ですから、これはもういまこまで来てもとへ戻せないでしょうが、ひとつこれは会議録に残ることでありまして、自民党政府においては今後このような審議会に対する対応は少なくとも二度と行わないくらのことは、竹下大蔵大臣、税の問題はあなたの所管事項ですから、発言をしておいていただかないと、いまこの無責任な一部の人の発言によって非常に国政は混乱をしておる、国民も、一体どうなっているのだらうか、こういうことが今日の日本で起こっているとは私はどうにも考えられないのです。起きたことはもう仕方ありませんから、今後についての大蔵大臣の見解を承ります。

○竹下大蔵大臣 確かに、この減税問題それからグリーンカードの問題、この二つにつきましても政府税制調査会に対しては御迷惑をかけたという認識は私に持っております。まず、減税問題そのものを申し上げてみますと、政府税調ではおおよその御答申をいただいて、

それに基づいて五十八年度の税制を決めたわけでございます。したがって、その答申から言えば、もう一遍自分たちは審議をして結論を出したことだから、それを持ってこれられてもわれわれとしては受け付けたい、仮にそういうことをおっしゃったとしたとしても、私はそれなりの理屈のあることだというふうに思います。

したがって、いささか表現に適切を欠くかもしれませんが、恐る恐るお願いをしたような心境でございます。が、それにつきましても、いずれにしても五十九年度以降この本格的な検討をしようということも答申の中に出しておるので、それが早まったという認識のもとに、その背景には国会の与野党合意というものがあつたから、審議をしてやろうということでも部会をつくって説明をという段取りをつくっていただいたことに対しては、御迷惑をかけたという気持ちと同時にありがたかったなというふうに考えておるところでございます。七月ということとは、これは、いわば決算ができて、そして五十八年度税制の土台が確立するということ意味において一つの時期を画する時期かなと思っております。

それから、幹事長が秋口とか秋とか言っているしやいますのは、若干、これは現存する税調に対して御遠慮申し上げながらも、恐らく任期もあるし、そのころにはひとつの期待感というものがから使われた言葉ではなからうかというふうな拝察をしております。

それから、二番目のグリーンカードの問題でございますが、これもあのようにきちんとした結論を出していただいて、それに伴って政府も立法作業をし、そして両院を通過成立していただいた。私も、必ずしもグリーンカード制度との因果関係でもって起きた混乱とも思わない問題もございしますが、いわば法的安定性を欠くといえます。私どもがそうした混乱が議論されるような状態を予測できなかったという意味における責任から延滞法案を御審議いただいたわけですから、これもまた、税調に対して、結局三年の間国税、地方税の

あり方全体について御意見を承る機関でございますので、その国会の推移をつまびらかに御説明申し上げて、そして、では聞き取って小委員会等において議論をしてやろう、こういう御結論をいただきましたので、私どもは、これについても迷惑をかけたという気持ちと、そしてありがたうございましたという気持ちとが率直にございます。

したがって、やはりそれは、堀委員おっしゃるやうに、こういうことを本当は、私はたまたま前回グリーンカードの法律の提案者であつて、そして今度はまた延期する方の提案者でありますから、ある意味においては同じ人間だからよい厚かましく、そしてまたいんぎんに頼める立場でもあるのかなという感じもいたしますし、きわめてみずからの不徳だなどという感じと両方持つておるわけでありまして。したがって、いつも申し上げます権威ある政府税調に対して、御答申をいただきましたそれに基づいて進んでまいりました。しかし方針がちよつと変わりましたのもう一遍やり直してくださいというやうな問題をたびたびいいますか、やはり持つていく性質のものじゃない、竹下登るとき限りにしたいものだと率直に思っております。

○堀委員 そこで、時間も進みますので、このグリーンカード、総合課税の問題で大蔵省の先輩である谷村さんが一つの案をお出しになつておるのでありますが、これは税の問題という問題だけではないと私は思うのであります。これは金融制度全般の問題でありますので、かつて日本銀行の総裁としておられた佐々木さん、日本銀行の副総裁に、現在の日本の経済がこれだけ大量の国債を発行しているながら実は財政インフレが起きてないといふのはまさに高い国民の貯蓄に支えられておる、こういうふうには私は実は認識をしておるわけでありまして。そこで、税だけの面からいくと、こんなものは必要がないだらうという考え方もあり得るかもしれませんが、税だけという狭い範囲から見れば、し

願いするといふようなことはむずかしいし、あるいはまた、利子配当所得の総合課税をおかぶりしまして増税をお願いするといふようなことも、これまたむずかしい。といって、グリーンカードもいけない、背番号と言つては悪いのですが、納税者番号もいけないという上、一体どういう方法があるのだろうかといふようなことをこれから探しなければならぬ。後でまたグリーンカードに戻るかもしれませんけれども、延期法は、それは絶対にかぬといふ趣旨では必ずしもないと思うのです。これからまたそういう趣旨でいろいろ勉強したい、こう思つております。

○堀委員 以上で税制の問題を終わります。あと三十分しか時間がございませんので、金融制度調査会で金利自由化問題について中間報告を出しになつておるのでありますが、これに関連して、実は私、先般委員会に前川日銀総裁に御出席をいただきまして、少し議論をいたしました。その議論をいたしました基本的な考え方は、政府がこの四月に経済対策という項目をお出しになつて、そこで「金融政策の機動的運営」ということが非常に重要な柱になつておるわけでありまして、しかし現実には、この金融政策の機動的運営といふことは、どうやら公定歩合を機動的にやれといふことだといふふうにししか私受け取れなかつたもので、金融政策というものは単に公定歩合だけではないのではないでしようかといふ議論を実はここでやらせていただいたわけなんです。

それは、いまの中間報告の中でもお触れになつておる部分でありまして、簡単ですから要約の方で申し上げるのでありますけれども、「貸出金利」といふ大きな項目の中で、短期プライムレートと長期プライムレートについて中間報告がされておるわけでありまして、私も前川総裁にお尋ねしたのは、たとえばアメリカで見ますと、短期プライムレートも長期プライムレートも、何か基準があつてその基準にリンクして決まつたりしてないわけでありまして、これはもちろん金利が完全に自由化されておると

いう面もあるかも知れませんが、いままや日本をやつておりますことは、制度と現実の間の乖離が大きくなり過ぎてゐるのじゃないだろうか、私はこういう感じがしてならないわけがございます。

ですから、前川総裁にこのことをお尋ねして、要するに、いまの四半金利、長期プライムレートの決め方、特に、私はこの委員会ですつと終始一貫して市場経済論でございまして、市場における価格といふのは需給で決まるのだ、もちろんコストを無視することはできませんけれども、しかし今日はコストよりも需給で決まるというのが市場経済の基本だと私は思つておりますので、その限りでは、特に長期金利の場合に、これだけ大量の国債を発行して、その国債の金利にリンクしてその他のものが決まつたりするといふようなことは問題にならない、こう思つています。経済実態から見まして。

そして今度は短期の方でも、お二人とも日本銀行にいらしたわけでありまして、日本銀行でコールと手形金利はコントロールがなされるのでありましようが、いままでできておりますCDなり現貨市場といふのは、ともかく日本銀行の手の出ない短期市場でございまして、ですから私は、そういう意味では、今日のこの日本の経済情勢になりましたら、公定歩合の操作といふよりも、より大きく働く金融政策の手段としてはオープン・マーケット・オペレーションをやらねば、こういう考えであります。オープン・マーケット・オペレーションをやらねば、オープン・マーケット・オペレーションができませんとするならば、いまの公定歩合操作のみにひかかる必要はないのではないかと。

三十五円のボックスの中へシフトしてきて、まあよさそうではありますが、そうはいつても、これはなかなか簡単ではない。というのは、私の判断でありますけれども、アメリカの景気は底入れをして少し上向きに転じつつあるようでございます。これは後で大蔵省からちよつと答えていただきます。

しかし、同時に、この八三年度の十月―三月の財政赤字は、最近の発表では千二百二十九億ドルに達してゐる。これは、年間でいへば実は二千六百億ドルに近い財政赤字が八三年度で出ることを見込んでゐるわけでありまして、現在レーガン政権が大変苦勞してゐる八四年で予算は千九百十億ドルだ、こう言つておるのではありませんか、それがいかに説得力がないかということが、すでにこの十一月で明らかになつておるようでありまして、このアメリカでも大量の財政赤字がついて、金利がそう簡単に下がるのだから、これから先は、もし起こるとすれば、クラウディングアウトが起こる可能性の方が高いのではないかと、こういう見方をいたしますと、公定歩合の問題といふのはまだそう簡単に処理できにくいのではないだろうか。

そうすると、それは横へ置いておいてでもやれる手段があるのなら、それを新たにつくり出してやるべきではないか。そのためには、いまの長期プライムのあり方とか、いまのオープン・マーケット・オペレーションをどうやってつくっていくかといふことをもつと真剣に考える方が日本経済のために役に立つのではないかと、この前川総裁に來ていただいたときの私の議論の焦点でございます。

ありまして、要するに、この国民と企業のニーズにこたえて問題が処理をされていくといふことではないければならぬ、これが私の基本認識の一つでございます。

もう一つは、要するに今日の資本主義経済といふのは、私は自己責任の原則だと思つてゐる。自己責任が確立をしていなければこの制度は成り立たないと思つてゐます。そうすると、自己責任といふのは何かといへば、それは銀行関係でいへば、要するに預金者、銀行、金を借りる企業、おののが自己責任で問題を処理すべきことであつて、国がこうしてゐるから安心だからこうしようなんといふ話をいつまでも続けるべきではないのではないかと。前段で私が申しました、要するに公的なコントロール、介入といふものを逆向けにこれから減らす方向で、そういう預金者、銀行、金融機関及び企業が自己責任で金を預けたり金を借りたりするようにすべきであらう。そのことは、私は証券でも同じだと思つてゐる。

要するに、投資家の自己責任、証券会社の自己責任、公算やその他で増資する企業側の自己責任、この自己責任を貫徹させるという方向でこれからの金融政策をやっていくのではありませんか、いま世界からこうじつと見ていて、日本といふのは依然として行政指導にたゞしいたようなことで意図的にコントロールをして、海外からの参入に対して非関税障壁を設けてゐるという非難に対抗できないのではないかと、これがいまのこういう金融問題に対する私の基本的な認識なのでございます。ちよつと、この点について佐々木参考人及び河野参考人からお考えを承りたいと思つてゐます。

公定歩合操作といふのは、いまや為替の問題で大変むずかしいところへ来ておまして、この前は大抵三十五円から四十円ぐらいのボックスの中にあつた。ちよつとここで、どうやら三十円から

この中で、いろいろとお触れになつてゐる中で、私はここでひとつ基本的な考え方を承りたいのでありますけれども、証券を含めての広義の金融といふものは、主体はだれかといふ問題の認識を確立しておく必要があるのじゃないだろうかといふことでありまして、広義の金融といふものの主体は国民と企業である、私はこう考えてゐるので

○佐々木参考人 非常に基本的な問題でございまして、とつきに御返事がなかなかしにくいのでございまして、自由主義経済のもとにおいては、ただいまおっしゃいました自己責任の原則が根本であるといふこと、これはもう私も全く異議はありません。そういう意味で、それぞれの自分の判断で行動してゐるものが、そのしりをよそへ持つていくといふような考え方は自由主義経済の破壊に

つながることだと思ひます。

ただ、一つ金融の問題について申し上げたいのは、確かにそういうように企業、銀行、個人、こういうものがそれぞれ独立の判断で行動すべきであり、借り手としての国がこのごろあらわれてきておる。その行動がこの三者にも影響し、いろいろな問題を起しますから、この国も、いま先生のおっしゃったようなちゃんとした独立の考え方で行動してほしいということを感じます。政府に頼ることは、日本のいままでの長い歴史の中ででき上がった体質でありまして、確かにこれはだんだん離れていかなければならないのでありますけれども、ことに外国の人といふこの問題を議論していると、日本の特殊性を非常に感じます。ここがこのごろのターゲット論なんかが出てくる基本的な土壌であらうと思ひますので、この問題につきましてはよほど腰を据えて、世界の流れによく自分の地位を入れて考えていくということが日本の将来の、特に国際性の上の問題に非常に大事なポイントだといふふうに考えます。

○河野参考人 問題は二つ御指摘になつておると思ひます。

一つは、金融政策として今後マーケットオペレーションを重視していかねばならない。この点につきましては私は同感です。それから、その場合の材料としては、やはり短期国債といふのが政府証券といふものが一番適当であらう、これは世界どこを見てもそういうことでございます。この問題につきましては、私はよく知りませんけれども、恐らく大蔵省でも寄り寄り検討されておるものだと確信をいたしております。この点はその程度にいたしておきます。

第二点は、今後の経済の運営の中で大切なことは、投資家といふかそういう側のあるいは企業という側の自己責任ということが非常に大切な問題だと思ひます。この点も全く同感でございます。ただ、この自己責任といふのは、私は、観念的には非常に大切なことであるし、そのようにだんだんみんなが育っていくようにしていかねばならぬ。現に、国民の教育水準その他が上がつてくることによつて、これがだんだん育つてきていると思ひますが、一方で、新聞紙上等でうかがうようなサラ金の問題なんかを見ておると、さあこれではいいのかわからない点もあつて、私は、証券の問題でいろいろ考えておることは、やはり問題は、自己責任原則といふことと投資家保護といふことがどういふふうにかつてきて接し、どこで調和されるかといふことが基本だと思つておる。投資家保護といふことを非常に強く主張するならば、今度は逆に言つていふゆる過保護行政になつて、ますます自己責任といふものが育たない。しかし、自己責任といふものが十分育たないところに投資家保護といふかんぬきを外してしまふと大変な混乱が起るという問題で、この点は、自己責任といふものが国民の間でだんだん育つてくることに応じて、投資家保護といふものをやめるわけではありせんけれども、投資家保護といふものに対する重点がだんだん変わつていくといふことであるべきではないか、かように考えておる。

○堀委員 いま前段で佐々木参考人のお話しの國も考えらるおっしゃること、全く同感でございます。いまや私が前段で申しました個人、それから企業、金融機関にも増して自己責任をはつきり感じてもらわなければならぬのは実は國でございますので、金融のいまの本当のものは佐々木参考人のおっしゃるのとおりだと思つておる。

そこで、この中間報告の中に「預金保険制度の拡充について、制度の仕組みをも含めた総合的見地から検討することが必要である。」というふううにございまして、実はいまの預金保険制度というのには、澄田日銀副総裁が銀行局長のときの金融制度調査会での問題でございまして、私は、その当時から競争原理論でありまして、澄田さんが合併転換法とかいろいろお出しになったことには全部賛成です、協力してやりましよう、こう言つたわけなんです。最後にこれを持っていらしたのですよ。堀さん、競争しますと落後者が出るおそれがある。ありますので、預金保険機構というのをつくりたいと思ひます。私は、それは澄田局長、虫がよ過ぎますよ、大蔵省がこれだけ強大な検査権、監督権を持つて免許制度にしておいてやつておきながら、競争した結果落後者ができる、だから下へ網をかけていく。私は澄田さんに、論理が通りませんからどっかにしてくだささい、あなたが金融機関の検査その他の権限をやめなさいといふお約束があるのなら、しっかりと預金保険機構をつくることに私は賛成でございます。検査権をそのまま残してくれといふなら預金保険機構反対です、一切これは認められまないと大分すつたもんだいたしました。

最終的には、お立場もあつたので私も目をつぶることにしたのでありますが、私はそのときに澄田銀行局長に、十年、十五年監督権限があつて預金保険機構を使うようなことは一回も起きませんよ、そういうくだなことをあなたが銀行局長として提案したといふことは歴史に残りますよ、こういうふうになつたら澄田さんにかんぬきはかけてあるのですが、今日に至つても預金保険機構に参加してお金を払つておる人は、私は詳しく知りませんが、恐らくここに大蔵省のOBの人が行つて余生を楽に過ごしていらつしやるのじゃないかなという気がして仕方がないのです。絶対に仕事がないです。いまの監督権限があつて仕事が出たら、今度は私の方が大蔵省に、この検査権、監督権を持つていて何でこんなことが起きるのだと言つたら大蔵省の立場がありませんから、しつかり監督権限をやつて、つぶすべき金融機関すらつぶさないでやつておるというのが今日の金融行政ですね。

いま河野参考人のおっしゃつたように、その自己責任と保護の問題が私は一番重要だと思つておるのです。自己責任を金融なり証券なりに感じさせるためには、まず資本主義の原則として、私はつぶせと言つておるのじゃないですよ、ここは誤解がないようにしていただきたい。つぶれるような事態が起きたときには、それはそのまま過保護で、もう引き上げてがらんじがためにこうやつて維持するのではなくて、金融機関でも証券会社でも、この競争の社会ですらつぶれるものがある。つまり、絶対につぶれない銀行、絶対につぶれない証券会社といふものを相手にして、国民に自己責任を持つてなんと言つて、これは持つて言う方がどうかしてはいるのじゃないかと私は思ふのです。

ですから、もう少し私は、そういう意味では金融制度調査会においても、ここに流れておる考えは依然としてそういう感じなんです。証券審でいま店頭取引をおやりになつてはいる問題については、私は、どちらかというと自己責任でいってほしいと思つておるけれども、投資家保護だといふのがどうしても頭をもたげる。

竹下さん、私は、そういう意味でまことにいまの自民党政府といふのは保守党のやり方だと思つておるのです。保守的なやり方。要するに、時代はもう世界を含めてそういう時代ではなくつて、競争をやらなければいかぬといふことをみんな書いてある。金融制度調査会でも証券審でも恐らくそうでしょう。いまも自己責任をちゃんとしなければいかぬのだとおっしゃつておる。原則ははつきりしているけれども、これは昭和二年の銀行法改正以来の考え方、ともかくつぶさないといふことにすべてがいて、この制度はうまく働いておると思ひますが、大蔵大臣、私が最初に申し上げた、要するに行政指導なり法律でも何でもありませんけれども、少しそうやつて投資家保護、預金者保護といふのを逆向けにコントロールを外すといふくらい、それは例の逆噴射を少しやらぬところからテークオフできないかというのが私の認識なんです。

きょうは、大蔵省の各局長に御出席をいただいで、時間が無いものですからお尋ねをいたしません。私が、私の金融行政に対する物の考え方を基本的に少し大蔵省の各局長も認識をしていただいで、これからの金融、証券行政に取り組んでいただいで

たい、こういうふうに思っておりますので出席を
いただいておりますわけなありますが、どうでし
よう、私がいま申し上げたように、何もつづせと
いうのじゃないですが、いろいろなまじりごとが
あつてつづれたときは、私はそのときに、監督権
をやっているにおまえたけしからぬじやない
かなんて言ひ気は毛頭ないのです。

それはなぜかという、前回の銀行法改正の
ときに、当初の政府案に対して二つの修正が行わ
れました。その一つは、ディスクロージャーを大蔵
省が決めたルールでやれというやつを取つ払つた
わけですね。私は、それは賛成だと言つてゐるわ
けです。そんなことは企業の自己責任でやるべき
ことであつて、国がそんなおせっかいをする必要
はない。そんなことはやめた方がいい。

監督行政について細かいものがありました。銀
行がこれをやめてくれませんかという話。結構で
す、監督はできるだけ少ない方がいいんです。自
己責任を確立するために、前と同じような発想で
監督をやっているのはまずいから結構です、どう
ぞひとつ監督行政を狭めましょう。それは、基本
的ないまの世界と日本との関係から見て当然のこ
となんですけれども、大蔵省の皆さんの頭には、
どうしても投資家保護それから預金者保護、これ
がこびりついてどうにもならないのです。まさ
に過保護ママンです。過保護ママンでやつてゐる
から、いまいろいろ問題が發展しないのです。

ひとつそういう点で、大蔵大臣の認識と、そう
して佐々木参考人、河野参考人の御意見を承りた
い。これはあなたもひとつお答えをいただきたい
問題ですから。

○竹下国務大臣 私前回大蔵大臣でありました
当時、また休んでおりました当時、いわゆるサー
ビス部門における市場開放問題が日米、日欧から
それそれかまびすしく議論をされた時代である
と思つております。

そのときに感じましたのは、日本ほどおしや
いますいわゆる預金者保護、投資家保護、それか
ら被保険者保護、これは私は、ある意味において

そういう伝統というものが国民の貯蓄性志向とい
うものを助勢してきた大きな背景ではないかな。
したがつて、外国の人と議論しておりますと、自
己責任というものが少し野方図になり過ぎて、し
たがつて外国の方が要求されるサービス部門にお
ける市場開放というのは、わが国の伝統的な投資
家保護、預金者保護、被保険者保護とは基本的に
なじまないではないか。だから、その議論をする
ときには、ある意味において日本ほどその限りにお
いてはよくできておるところはないという感じが
しました。

そういう議論を重ねておるうちに、確かにアメ
リカが一番そういう傾向が強いのですが、銀行が
一万五千もあつて、言葉は適当でないかもしれま
せんが、確かに自己責任過剰みたいな感じが私に
もいたします。がしかし、原則的にはいまおし
やつたとおりで、この自己責任に基づいた適正な
競争原理のもとで経営の効率化が図られ、しかも
社会的な要請にこたえていくというべきものであ
らうと思つてゐます。だから、少なくとも自己責任
における預金者保護、投資家保護、被保険者保護
という問題が国民全体に自己責任というある種の
心理的教育効果とでも申しますか、そういうもの
の調和点をどこにのこころへ求めるかということ
ではないかなという感じが市場開放問題で議論す
るたびにいつでもいたしてあります。

したがつて、基本的に在在するその三つのい
わば日本の伝統的なものをあながち否定できない
が、しかし元来、国際競争社会の中にあつて自己
責任をもつと主張し、そして国民もそれを受けと
めていく環境づくりというものをしつづつ調和をど
こに求めるかということじゃないかなという素朴
な感じを持つておることを申し上げて、お答えに
はなりません、私の意見といたします。

○堀委員 いま大蔵大臣の答弁を聞いております
と、まさにいまの作文のベースが、大蔵大臣も作
文を見て読んでゐるのかも知れないからですが、
皆そうなつておるのですよ。要するに調和です
ね。何か大変うまくいくようになってゐるので

す。これは、もう金融制度調査会の報告を見ても
証取審の審議経過などを聞いてみても、みんな大
体そういうふうな文章の上できれいに調和と調整
となつておるのです。

私は、そんなことを言つてゐる時代じゃないと
いうことを申し上げたいのですよ。もつと、たと
えばきょうはもうこういうあれですからあれです
が、今度は一遍財政制度審議会長にも来ていただ
いて、日本の財政のあり方というものを一遍根本
的に議論をさせていただきたい、こう思つておる
のですが、いま大蔵省がやつておる、これは河野
さん御専門でありますけれども、予算の作業とい
うのは、まるでかみそりであつちを削つたりこつ
ちを削つたりしてやつてゐるようなものですね。

私は、なただけを切り落とさなければどうにもな
らぬところに来てゐるのだと思つておるのです
よ。それを、こつちのあれをちよつとかみそり
で、こつちをちよつとかみそりでこつちやつて、そ
うしてこの間新聞で見たら、剪定方式というので
剪定したらかへつて伸びてくるのだなんて書いて
ありまして、はあうまいことを言うものだなと
思つておるのですけれども、もうある程度なただ
枝のむだなところを切り落とす、そうしてそのか
わり、こつちで切り落とすけれども幹だけはしつ
かり伸びるようになつて、そういう哲学でこれか
らやらなければ、財政再建で国債出したらいけな
いからというので、何か知らぬぎやうぎやう締め
てこつちやつていたら、それで日本の財政が将来あ
るかなんて、全く袋小路の中にいまだとんとん急激
に失速状態で墜落しつづつあるのが日本財政だと私
は見ているのです。

要するに、日本経済というのはあらゆる面であ
れまでの発想というものを切りかえて、そうして
新しい、要するに欧米社会とある程度同じ哲学に
立たない限り、やがて日本は孤立しますよ。あい
づらを相手にするなということに必ずなると私は
思う。だから、そういうきわめて重大な時期に日
本はいま立つてゐるという認識が必要だと思つて
おりますが、ちよつといまの問題について佐々

木参考人と河野参考人から何つて、特にお二人に
お願いしておきたいのでありますけれども、大変
長いこと三人委員会で御苦労さんでございませ
んが、大蔵省が、証券局は証券の立場に立ち、銀行
局は銀行の立場に立つたなどというようなことはや
つていないと思ひますけれども、仮に外からそう
いうふうな受けとめられるようなことがあると、
これは大変マイナスなのであつて、やはり大蔵省
という役所は、さつき申し上げた国民の立場に立
つかあるいは企業の立場に立つて、ユーザの側
に立つて、その人たちのニーズを満たすというこ
とを最優先に、今後ひとつ金融制度調査会や証
券取引審議会をやつていただきたい、こう思うの
であります。

そういう問題を含めて、皆さんの御苦労に感謝
をいたしますとともに、最後にちよつといまの問題
について、佐々木参考人、河野参考人からもう
一言ずつ承つて質問を終わりたいと思ひます。

○佐々木参考人 ただいま三人委員会等について
お話がありました。御趣旨は非常によくわかりま
すので、今後ともそういう方向で動きたいと思ひ
ます。

ただ、一つ金融制度調査会として申し上げたい
のは、金融制度調査会が先ほどお話がございま
したように中間報告を出しましたが、その後、今度
は具体的な問題を部門別に進めてゐる予定であ
りまして、その中にまず国際化の問題を取り上げ
ることになっておりますが、国際化の問題に入りま
すと、ただいま御指摘がありましたように、各国
からの日本へのいろいろ仕事のかかり合いとい
うものがふえるのをどういうふうに扱うかとい
う、これからわれわれが一番考えなければならぬ
問題に触れてまいります。そういう意味で、こ
れからの日本の国際的な地位を頭に置いて勉強を
してまいりたい、こう考えております。

○河野参考人 先ほどお答えしたことの繰り返し
みたいになつてゐると思ひます。

いま、堀さんからおしかりを受けることになつ
たのですが、やはり自己責任という問題と投資者

なり預金者の保護という問題とは、一方が百で一方がゼロということは私にはないと思うのです。ですから、これはやはりどこかで調和しなければならぬ。調和するということは、いまお話しのように言葉だけではないので、それを現実にとこでやるかという問題、これは結局程度問題だと思ふのです。全体の流れとしては、国民の教育水準が進み生活程度が上がってくるに従って、自己責任の分野がだんだん広がる、そして、その保護だとか何とかという方がだんだん少なくなってくる。しかし、いまの段階でそれでは何%、何%かというところは私にも申し上げられません。具体的にそのときそのときの事情によってこれを考えていく、方向はまさに自由化とか自己責任だとか、そういう問題の方向にウェイトが移っていくべきじゃないか。

私は、余談になりますけれども、数年前に何かの雑誌へ書いたのですが、私は嫌いな言葉が二つある。一つは行政指導という言葉、もう一つは優先という言葉がある。私はこの言葉が嫌いだという名のもとに、そこで私の考えを間接に書いたことがございまして、その考え方は、基本はいま堀さんがおっしゃったとおりでございます。

○堀委員 いま河野参考人がお話しになったのですが、私は、自己責任を百にして保護をゼロでいいと言っているのじゃないのですけれども、私から見ますと、いまや保護が百で自己責任はゼロじゃないかというのが私の認識なんです。それは、銀行がつぶれない、証券会社がつぶれないということがそれを象徴的にあらわしている。だから、急激にファイブティーン・ファイブティーンにしろなという気持ちはないですけれども、まずそこへ最初に一步を踏み出すのを踏み出さない限り、ゼロと百はいつまでたっても続くのだ、このことを自己責任と保護という問題の基本的な問題として私は受けとめておりますので、きょうはそれを含めて、ひとつ今後の皆さんの御検討に生かしていただければ日本経済の将来にプラスではないか、私はこう判断をいたしましたわけでありまして。

終わります。どうもありがとうございました。

○森委員 参考人の皆様に申し上げます。本日は、お忙しいところ御出席を願ひ、貴重な御意見をお述べいただき、厚く御礼申し上げます。

午後一時より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○森委員 休憩前に引き続き会議を開きます。国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、これを許します。米沢隆君。

○米沢委員 本法案に関連いたしました、若干の質問をいたしたいと思ひます。それぞれ質疑が進行いたしましたので、重複する点があるかもしれないと思いますが、御容赦いただきたいと思ひます。まず最初に、わが国の公的年金制度は、それぞれの歴史を持ちながら、特に昭和三十年以降はそれぞれわが道を歩いてきたと言つても過言ではないと思ひます。そこで、現行のままで推移した場合、いろいろと財政的に問題があるということが言われておりますが、各種年金制度の将来はどのような財政事情になっていくのか、その将来展望について、簡単に各制度ごとに御説明をいただきたいと思ひます。

○古賀政府委員 まず、国民年金についてでございますけれども、昭和五十五年度価格で見まして毎年三百五十円ずつ保険料を引き上げていくことにによりまして収支残がマイナスにならないように見込まれておりますけれども、この場合、保険料額は昭和九十年ごろには月額一万五千七百円という高い水準に達するということでございます。次に、厚生年金についてでございますけれども、今後保険料率を五年ごとに一・八%ずつ引き

上げていった場合に、昭和七十三年には収支残がマイナスになりまして、昭和八十一年には積立金がほぼなくなるといふ状況でございます。そこで試験方式に移行することになるわけであります。またこの場合、昭和九十年ごろには保険料率は三・五%程度という非常に高いものになるということが見込まれております。

次に、船員保険でございますけれども、今後保険料率を三年ごとに三・五%ずつ引き上げていったとしたとしても、昭和七十一年には収支残がマイナスとなりまして、昭和八十五年ごろには四・四%程度という非常に高い保険料率にならざるを得ないという状況でございます。

とりあえず三つの制度について御答弁を申し上げます。

○災害政府委員 国家公務員共済組合でございますが、国家公務員共済組合につきましても、財源率を徐々に上げていくという前提で、また、ベア、年金改定ともに五%という計算の前提で見えてまいりますと、昭和六十八年度には単年度の収支が赤になりまして、昭和八十二年には積立金がなくなる、こういうことになります。それから、昭和八十年代に入りまして財源率で千分の四百に近くなりまして、昭和九十年ごろには千分の四百を超えようというところが予想されております。

それから公企体の場合でございますが、国鉄共済は、昭和六十年度に単年度の収支が赤字になりまして、六十一年度には累積積立金もなくなるという形で、支払いが不能の事態になるかと思つております。

それから電電共済につきましては、七十八年度に収支残が赤字になりまして、八十七年度になりますと積立金がなくなるものと予想されております。これも賦課保険料は千分の四百をかなり超える、長期的にはそういうふうになるという見込みでございます。

専売共済は、昭和五十九年度に単年度収支が赤字になりまして、積立金がなくなりますのは昭和

八十四年ごろということになります。

あと、私学共済と農林共済でございますが、こちらは、私学共済の場合でございますと、保険料率を現行のまま据置きましても、昭和七十五年過ぎまで単年度収支は黒字のまま推移するといふかなりいい形ではないか。それから農林年金の場合にも、保険料を現状のまま据置きましても、七十一年度ごろに単年度収支が赤字になると考えられますが、財源率も引き上げていきますとかなりの程度もつじやないか、こういう見通しでございます。

○米沢委員 分立する年金制度の中で、いま御説明いただきましたように、国鉄共済が一番最初に財政破綻を来す、そういうところから今回の法案におきまして、国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行うと同時に、国鉄共済組合に対する財政上の対策を図るという提案がなされるようになったわけであります。この法案の最大の問題点はどこにあるか。多くの委員が指摘をしておりますように、今回国鉄共済あるいは公企体共済を統合して給付水準等については統一化の方向を明示しているわけでありまして、単に財政調整によって国鉄共済の危機を救済するにすぎないではないかという、そういう声が多分に強いということでありまして、そうした中で、私は三つ問題があると思ひます。

一つは、法案作成の過程において、形式的には形をつくられてうまく運ばれたようなものにはなっておりますけれども、関係者の意見聴取が閉ざされて合意が形成されていない、審議も余りにも不十分であるという点が第一の問題であります。御承知のとおり、国家公務員共済組合審議会での労働側委員の審議拒否や経過を列記しただけの結論なしという状態はまさに異常な答申なのでございまして、それほど混乱があったということを示しておるようによろしくありません。また、その後の社会保険制度審議会での審議等を見ましても、余りにも形式的で不十分に過ぎる。この点について一体どういふような見解を持たれるのかというのが第一

点です。

第二点は、公的年金が統合されるという方向については、もう大多数の方がやむを得ないという気持ちを持っておられると思いますが、今回統合されて負担増を強いられる国共済を初めとする加入者にとりまして、なぜわれわれだけが先駆けて国鉄共済年金被給者を救済せられる立場に立つのか、単に将来的には同じ運命をたどるのだからとか、あるいは沿革が大変似ておるとか、あるいは仲間内ということだけをもって救済義務を課するのは不当ではないかという声がある。その背景の一番大きな不満は、公的年金制度が将来像を踏まえてどういうかっこうで統一されていくのかという具体的なスケジュールというものが示されないままに、何しろ最初あなた方が統合するのだという結論になってしまった。これが第二の問題ではないか。

第三の問題は、財政調整をして国鉄共済を救済していくわけでありまして、国鉄の方は当面は延命策をとられたということになりましようが、他の共済にとっては逆に寿命を縮めるという結果になるわけでありまして、そういう気持ちが大変強い。その上、御承知のとおり、大蔵省は六十四年までの試算は明らかにしておられますけれども、それ以降は一体どうなっていくのか、つまり、六十五年以降財政調整はもう終わってしまったて他の方策が確立されているのか、それともするざる財調が延長して負担がますます大きくなっていくのではないのか、そのあたりが明らかでない。結果的には、六十四年くらいまでこの財調を続けてみて、あとはその時点で判断をしようというふうな感じがしてならないのでありますが、それでは余りにも無責任ではないか。

この三つの問題が、この法案に関連して入り口論で議論になっておる最大の問題点ではないかと思ひます。したがって、この三点についてそれぞれ立場から当局の御見解をお示しいただきたい。

○大蔵政府委員 第一点でございます、法案作成

の段階で関係者の意見聴取や審議会の審議が十分だったのかということでございます。

この法案をつくりますまでの過程というのはかなり長い過程がございます。さかのぼって見ますと、昭和五十三年ごろからいろいろな議論がされてきておるわけでございますけれども、本格的な検討は昭和五十五年の六月に共済制度の基本問題研究会が発足をいたしましたから議論がされてまいりまして、関係各省、関係共済組合とも協議を続けてまいりましたし、それから同時に、その研究会の意見が昨年の七月にまとまりました後、精力的に関係各省、関係共済組合と協議を続け、そして昨年の十二月の末から国共済懇談会という形で審議を願ひまして、国共済だけでも昨年の十二月以来十一回、足かけで言いますと二カ月ないし三カ月の間に十一回開いていただいたというのには、いままでの例から言ひまして非常に回数も多く、その意味では慎重な御審議をいただいたかと思ひます。

その審議会の中におきましても、先日も御議論がございましたように、国共済でございますと公企体の方々がお見えにならないわけでございますから、それではどういふかというわけでございまして、特に二月の下旬からの審議会ではそういう方々もおいでいただきまして御議論をいただいたというふうなことでございます。結果的に、確かに答申作成の段階におきまして、先日来申し上げてございしますように、委員の方々の間の意見の整理が一致した部分だけにしようということになりましたものでございまして、答申そのものの内容は簡素なものになってございしますけれども、審議は十分尽くされておることと私は考えてございします。それから二番目の問題は、国共済とそれから二公社の方々が、なぜ自分たちだけなのか、将来の展望というものはどういふふうになるのか明らかにしてもらわなければ困る、こういう御議論は審議会にもございしましたし、審議会が始まる前に関係の公企体あるいは関係の各省と御協議を申し上げましたときにこのような御議論がございし

て、同時並行的に私どもとしては年金の将来展望というものを明示したい、こういうことで努力をいたしましたわけでございます。

昨年の九月に行なう大綱の閣議決定で、五十八年度末までに具体的な手順と内容は決める、こういうことになっておりますので、それまでの間におきましてもおよその考え方、手順等を決めたいというところで、本年の四月一日に「公的年金制度改革の進め方について」という閣僚協議会での決定を見たところでございします。これによりまして、今後の進め方、それからどういふふうになっていくのかということについての御理解は相当程度得られたのではなからうか、このように思っている次第でございます。

それから三番目に、六十年から六十四年度までの五年間の大まかなぐく粗い試算でございますが大蔵省として計算をいたしまして、この問題につきまして審議会でも御議論いただきましたときの土台として使ってきたわけでございますが、それは、その六十五年以降以降どうか。皆さんおっしゃいますのは、国鉄の共済組合の状況が非常に悪うございしますからして、これを応援するのはいいけれども、エンドレスに応援する、これは困る、一体いつまでなのか、そこははっきりしてもらいたいということ、これも審議会での御議論、また審議会以前のところからそういう御議論がございまして、どうするかということでございますが、片一方、先ほど来申し上げておりますように、公的年金制度全体の再編統合というものの中でこの問題をとらえ、また解決していかなければならないわけでございますが、昭和五十九年度から六十一年度にかけまして、国民年金、厚生年金、船員保険の関係整理を図り、同時に共済年金につきましても、これらの関係整理の趣旨に沿ひまして共済年金制度を変えていくわけでございます。

そうした大きな改革を背景にいたしまして、六十五年以降でございますから、その六十五年以降の問題につきましては、そういう改革というものを踏まえて考え得るわけでございます。でございますので、先ほど申し上げました「公的年金制度改革の進め方」におきましても、六十一年度までの第二段の公的年金の整理改革、それを踏まえて、給付面の統一がそこでございますからして、負担面の制度間調整を進める、こういうことが書いてあるわけでございます。そこで、どの範囲でどういふふうにしていくかということ、具体的にはいま申し上げられません。申し上げられませんが申し上げますのは、第二段階での給付面の再編をどういふふうにするかということ、いま具体的に申し上げられませんが、それによりまして申し上げられないわけでございますが、そういうものを踏まえて、負担の面につきましても制度間の調整を進めていきたい。決してエンドレスということではなくてこの問題に対処してまいりたい、このように考えている次第でございます。

○米沢委員 いま法案の作成経過の中で審議は尽くされたという御見解のようでありまして、御案内のとおり、この社会保障制度審議会の答申等を讀んでみましても、公的年金制度の改革を進めるに当たって、国は、年金制度の技術的、制度的調整を図り、関係者の十分な理解と基本的合意を前提として案をまとめるべきである。そのような観点から今回の諮問の経過を見ると、これらの努力が著しく不足していたことを指摘せざるを得ない。十分に審議をしたとおっしゃっておりますけれども、なぜこういう答申が出るのでしょうか。どう受けとめておられますか。

○大蔵政府委員 確かに、いま委員おっしゃいましたような御指摘があるわけでございます。国家公務員共済組合審議会におきましても、でき得ることでございますれば全員一致した個所というのがあると思ひます。それから、現実の問題として国共済の審議の経過がかなり通常のペースと比べまして混乱したことも事実でございます。その辺のところを制度審として御指摘になったものかと思っております。ただ、私も国共済の

御議論もよく承ったわけでございますけれども、結果として出てきました答申の背後にはいろいろそれぞれの御苦心というものがおありになりますことは十分拝聴いたしておりますので、議論としてはかなり突っ込んだところの御議論がなされているかと思ひます。

○米沢委員 公的年金制度に関する関係閣僚懇談会が、先ほど話が出ておりましたように、四月一日に「公的年金制度改革の進め方について」という決定をなさいました。

その中身を拝見いたしますと、五十八年度において議する措置、今回の法案だと地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図るという問題、第二段階として、五十九年から六十一年にかけて講ずる措置、そして三番目には、このような措置を踏まえて昭和七十年をめぐって公的年金制度全体の一元化を完了させる、三つの段階で改革を進めていくという決定をなさっております。

こういうのを読んでみますと、今後の検討の方向性については概略理解をできるわけでありますが、もっと具体的に、年金制度一元化に至るまでのスケジュールについて年次の計画の説明が欲しいのです。たとえば、どの制度とどの制度がどの時点で関係調整をしていくのか、制度間の格差はどこで解消できるスケジュールになるのか等々について、もっと具体的に当局の見解を承りたいと思ひます。

先ほど、共済年金等については六十四年までの財調、六十五年以降の一元化に向けての方向性等についてはある程度御説明いただきましたが、公的年金制度全体の今後の七十年代に向けての一元化に至るまでの詳しい年次計画みたいなものを当局から見解を聞かしていただきたい。

あわせて、今回の法案は一元化に至る一環だというふうに位置づけられておりますけれども、どうもそのあたりが、単に財政調整が表に出るだけで、後でまた問題にしますけれども、基本調査会あたりでの答申から余りにも外れておる部分があるのではないかと、こう考えますので、年金担当相

の事務局の方から全体像を示してもらいたい。

○古賀政府委員 先ほど大蔵省の方から御答弁ありましたように、その繰り返しになりかねないと思ひますけれども、昨年の九月二十四日の行革大綱におきましては、これからの公的年金の改革の具体的内容、手順等については五十八年度末までにその成案を得る、こういうことになっておるわけでございます。

しかしながら、その改革のおおその方向、それから段取りの手順と申しますか、そういったものを定めておきまして、五十八年度末までに成案を得るということでございますので、いま先生の御指摘になりました公的年金制度の具体的な将来構想、その手順等につきましては、五十八年度末までに成案を得るその中身にならうかと思ひますので、もう少し時間をかしていただきたいということでございます。

○米沢委員 自民党の公的年金等調査会の統合試案というものが発表されておりますが、政府としてもこれとはほぼ同じだということではないのですか。

○古賀政府委員 昨年十一月の自民党の公的年金等調査会におきまして、今後の公的年金制度の統合のスケジュールというものをとおつくりになったわけであります。

それで、それは貴重な御意見といたしまして、四月一日の閣僚懇談の今後の方向を定めます際に十分取り入れられておるわけであります。さらに今後五十八年度末までにつくります改革の具体的内容、方向等の成案というものにおきましても、やはり自民党の調査会の試案というものが貴重な参考意見になるであろうということは言えようかと思ひます。

○米沢委員 それで、昭和七十年の年金制度の一元化に向けて、いまからいろいろな御努力がなされるわけでありますが、その際はつきりしてもらっていただきたいことは、果たして年金制度の一元化というのはどういう意味なのか。いろいろな解釈がなされる可能性もありまして、これから先五十

八年度までに今後のスケジュール等が具体化されて、その後の作業がなされていく過程においてかかる問題であるかもしれないけれども、少なくとも昭和七十年をめぐって一元化させようとするその中身については、そのときになってから、おれの解釈はこうでなかったとか、そんな解釈はわかっておりませんなどという議論になりますと、これは大変大きな問題になりますので、一元化の内容について具体的にどこまでを考えていらっしゃるのか、その点を明らかにしてもらいたい。

○古賀政府委員 公的年金制度の一元化という用語につきましては、昨年九月の行革大綱並びにこの四月一日の閣僚懇談の決定、その中にも使われておるわけであります。

それで、この意味するものでございますけれども、これは制度全体を統合一本化して保険者も一つにしてしまふという完全統合の姿から、それから制度は分立したままで財政調整を行うものに至るまですべてを含むといひますが、そういう幅広い概念として考えられておるわけでございます。

したがって、その中にはいわゆる基本年金構想と言われるものも含まれるわけでありまして、そういう概念として現時点においてはとらえられておるということでございます。

それから、今後どういう形でそれが具体化していくかということでございますけれども、それはそれぞれの段階、それぞれの制度の改正、改革の過程におきまして、その一本化というものが次第に具体化されていくというふうに理解をいたしております。

とも基礎年金というものが創設されて、初めて一元化が成り立つという立場に立つべきであると私は考えるものでございます。

昭和五十二年の社会保障制度審議会、年金制度基本構想懇談会の中間意見におきましてもその創設を提言しております。基礎年金の創設という問題はすでに国民合意が形成されているものではないか。したがって、一元化の前提として基礎年金制度の創設があるというように御答弁はいただけないものでしょうか。

○古賀政府委員 あくまでも、現時点におきましてこの政府が考えております公的年金制度の一元化という概念は、先ほど申し上げましたような幅広い概念としてとらえておるわけでございます。

その中に基礎年金構想というふうなものも含めておるということでございます。現時点では、いま先生御指摘の、そのものだけを指すということではないわけであります。あくまでも、七十年を目途に一元化をするというその一元化は、現時点では広義の意味であるというふうにとらえざるを得ないと考えております。しかしながら、基礎的な年金を創設いたしました、その上に各制度を上積みするという考え方は、十分参考としながら今後検討を進めていくことになるかと考えております。

○米沢委員 さて、次は国鉄共済年金をこのような破産状況に陥れた政治責任という問題について、見解を聞いておきたいと思ひます。

先ほど申しましたように、今回の共済統合法案というものは、年金一元化の一環として位置づけられると言われておりますが、先ほど来の御答弁でおわかりのように、いまから今後の一元化の方向性が明示されるということでありまして、今回の法案が年金一元化の一環としてという解釈は、どうも現時点ではまだ不明瞭に過ぎるという感覚で私は見ております。また、そういう意味では、今度の法案は実態的には国鉄救済法案ではないかという意見があることも、先ほど来申し上げ

たとおりであります。われわれも、国鉄共済がいま破産状態にあって、その健全化のための緊急対策はしなければならぬ、この法案はそういう意味では一面必要性のあるものだといふふうに十分承知をいたしておりますけれども、このような破産状態に追いやって責任がどうも回避されておるという感じがしてなりません。

御承知のとおり、この基本問題調査会の意見書の中にも「国鉄共済年金の場合は、主として毎年の年金改定と輸送構造の変化による職員数の減少や職員の年齢構成の歪みによる成熟度の高度化など他の共済組合にみられない事情もあり、年金財政が一段と早く危機的状況に陥るであろうことが以前から予見されていたのに、国及び国鉄においては、財源率の引上げ等の対策にとどまり、現在のような焦眉の急の段階に至るまで有効な抜本的対策が講じられなかったことは、甚だ理解に苦しむとともに深く遺憾とするものである。」

要するに、共済年金が収入に見合わない給付水準の年金を支出し続けてきたことに問題があったというように指摘もなされておりますし、あるいはまた、社会保障制度審議会のこの法案に対する答申においても「国鉄共済組合の危機的状況については、かなり以前から予測されていたところであり、本審議会もその解決策を講ずべきことを繰り返し指摘してきた。それにもかかわらず、今日まで国の責任にも触れた具体案が提示されていないことは遺憾であり、さらに国としての格段の配慮が望まれる。」というようない意見や答申が出されているのに、もう前々からこのような情勢がわかっていながらもかわらず放置されてきたという、この政治責任というものを、大蔵大臣、どういふうにいま受けとめておられるのか。

同時に、先ほど基本問題調査会の指摘の中にもありましたように、共済年金が収入に見合わない給付水準の年金を支出し続けてきたという国鉄そのものの責任を一体われわれはどう理解したいのか。たとえば、国鉄共済組合は独自の判断でほとんど年金の給付水準を上げてきた。その結果赤

字になったのだから、他の三共済が助けるというのでは虫がよ過ぎるという声が出てくるのも、やはりこのような責任が回避されたところに問題の発端があるのではないかとわれわれは考えるのであります。その点についての御見解をお示しいただきたい。

○棚橋政府委員 国鉄共済組合の年金がこのような危機的状態になりました原因というものはいろいろ考えられるかと思ひます。

端的には、オイルショックに端を発します大幅な年金の改定というようなものに、さらに国鉄独自の要素といたしまして、この委員会でもたびたび御指摘のございましたような年齢構成のゆがみというようなものがこの時期において大きく出てきて、さらには、それに加えて、国鉄本体そのものが非常に経営内容が著しく悪化をいたしました。そのために合理化を思い切つて促進しなさいといふかぬというようなことでございまして、それらの要素が競合いたしまして一気に出てきた。その結果、こういう形になったものと考えております。

そのうち、御承知のように年金の大幅改定につきましては他の組合も同様でございまして、また年齢構成のゆがみというようなものも、先生御指摘のようになり前から予想され指摘されておったところでございます。ただ、私も予測を大きく外れました原因といたしましては、国鉄本体の悪化がこれまで急速に進むというのを予想し得なかった。そのために合理化をこれほど急速に進め、単に退職を促進したばかりでなく、新規採用の抑制等によつて、支払う側である組合員となるべき新規採用というものが大幅に抑制をされ、その結果、予想以上に急速に成熟度が進むというところになったというところでございまして、そこらの見通しが甘かった点につきましては御指摘のとおりではないかと思ひますが、余りにも急速な国鉄の経営の変化というものに若干対応し切れなかった面があったということでございます。

また、それらの結論を受けまして、政府全体として、大蔵省に設けられました共済年金制度基本問題研究会というところにおきまして御検討いただきまして、先ほど来申し上げましたような、国鉄共済年金というものが悪化したということをもろに国鉄がかぶりました要因といたしまして、国鉄という一職種の企業が一つの共済組合を形成している。したがって、その国鉄という一つの企業体がこころむる社会的経済的な変動というものを共済組合がまともにかぶつてしまふというようにな形になったという原因から、やはりこういう共済組合をもっと大きな単位の中で年金として受けとめていただくということが適当であるというような御結論をいただいたわけでございまして。

同時に、臨時行政調査会の方からも同様の御指摘で、国鉄共済組合と類似共済制度の統合を図るという御指摘がなされ、それらを受けまして、行革大綱を経まして、今日の法案をお願いをするというところになったわけでございまして。

以上申し上げましたように、国といたしましては、これの対応につきましてはできる限りの努力はしてきたというつもりでございますが、見通しが若干甘かった点はあるかと思ひますが、それな

りの努力をしたということについて御理解をいただきたいと思つておる次第でございます。

○米沢委員 国鉄共済がこのような危機的状況に陥つた理由の中に、やはり同情すべきものがあることもわれわれは理解をしなければならぬと思つております。

それは、よく言われますように、例の戦後の引き揚げ者や旧軍人等が政府の要請によつて国鉄に採用してもらつたという経緯、そこらの大量の人がいま定年退職を迎えて成熟度を高めておるわけでありまして、そこらは少なくとも国鉄がいままでずっと長年にわたつて国が負担すべきような部分を代行して負担してきたのではないかと、少なくともその戦後処理政策部分というものをお互いに理解し合つたならば、やはり国の責任もある程度あるのではないかと。その意味では、今度のこの統合法案等においても、その少なくとも国の責任だと言つてもいい点についてはやはりある程度の出費というものは当然あつてしかるべきではないかと、そう考えるのですが、大蔵大臣の意見を聞かしてもらいたい。

○竹下国務大臣 いま国鉄共済がこういう危機的状態になったということにつきましては、詳しく運輸省からございました。私は、今度初めて、いわば国家公務員共済等というところで所管ということになるわけですが、しかし、それは、いままでも運輸省の所管であつたという意味で申すわけではございません。政府全体の責任としてこれは受けとめるべき問題であると思つております。

年暮がそうでありましただけに。しかしながら、そこで一般歳出によってその面だけを仮にカバーしても、いわば国鉄共済制度全体に対する影響はほとんどないに等しい、その面だけを取り上げて議論をいたしても。

そういう議論も行ってききました末に、先ほどお答えがありましたように、共済年金基本問題研究会、ここで議論をして、それでいわれる給付水準の抜本的見直しを急速に行うという指摘とともに、この国鉄共済に対する当面の緊急対策というものが、合併を図る方向づけが行われて今日に至ったわけでございますので、その点だけを取り上げて、別の角度からの国家的要請というものによって受けた負担とでも申しますか、そういうものをいけば一般会計の支出によって賄うというような措置を取り得たとしても、それは全く基本的な問題の解決にはならない。しかし、おっしゃるその当時の果たした役割りは、私どもがたまたま同年輩でありますだけに、私も自覚は十分いたしております。

○米沢委員 先ほど国鉄の方の御答弁の中で、財政危機になることを予測しながら保険料を上げるなどしていろいろ対処してきたという御答弁がありました。これは、私も理解するにやぶさかではありません。

しかしながら、この国鉄共済の中には、現行の場合、国共済や他の公企体共済よりも有利な支給条件等がある。その点をどういふように理解をされてきたのか。それから、この法案において、国鉄共済を健全化するための国鉄労使の自助努力の内容について、みんなにわかるように説明をしてもらいたい。と同時に、こういう法案がでる上があった段階でも、いまだに国鉄労使の中にはこの法案そのものについていろいろな意見があるというような不協和音も聞こえてくるわけでありまして、一体それは何なのか、お答えいただきたい。○岩崎説明員 給付の有利な点についてというお尋ねでございますが、国家公務員と公企体共済、これは国鉄、電電、専売、皆一緒でございます

が、最終俸給のとり方が違っておりまして、それが算定基礎給与の違いになって給付額に若干の差を生じておるといふ点が一番大きな差ではないかと思ひます。

それから、三公社の中では、給付はすべて法定をされておりますので、給付水準は全く同じであるというように考えておりますが、運用面において何かないのかという御質問ではないかと思ひます。退職時の昇給という点があるかと思ひます。退職時の昇給については、最近の公労委のあっせん案に基づく協約に基づいて実施をしておるといふこと、もう一つは、国鉄の経営改善の必要上十五歳退職が必要であり、五十五歳の退職条件をよくしておる、こういうことの結果かというように考えておりますが、その点、そのように御理解をいただきたいと思います。

それから、国鉄はいままでどういう自助努力をやってきたのか。先ほど運輸省の国鉄部長からもお話がございましたが、石油ショック後の年金改定と、ちょうどその五十一一年あたりから退職者が増加してまいりましたことが、年金収支に与えた非常に大きな影響でございますが、その結果五十一一年からずっと赤字を計上し、たとえば措置を講じた五十三年に若干黒字が出たということがございますが、赤字基調を脱し切れず今日まで推移をしております。

これに対する対策として、いまだ、数回にわたる保険料の引き上げ、それから追加費用の繰り入れ方法の変更というふうなことにによりまして財源確保を図ってまいりましたわけでありまして、その中身を少し具体的に申し上げますと、五十一一年の四月から始まりました五カ年計画で、最初に保険料率を千分の十引き上げております。それから五十三年に、この状況の変化により急遽五カ年計画を途中で変更いたしました、五十三年から五十五年までの三カ年計画に切りかえたわけでございますが、この際に、保険料を千分の二十引き上げております。同時に、それまで追加費用は、一定の千分比によりまして国鉄から国鉄共済に繰り入れ

られておりましたが、五十二年では千分の百二十六ということになっておりますけれども、五十三年度からは、前年度に発生した実額を全額一年おくれで国鉄から共済組合に繰り入れる、こういう方法に変更いたしております。

その後、五十六年の四月に、現在の緊急四カ年計画に着手するに当たりまして、保険料をさらに千分の二十五引き上げております。そして激変緩和の意味で一部、五十七年四月に千分の五さらにそれに上積みをしたということで、現在千分の百七十七、掛金で言いますと、そのうち千分の七十四ということになっております。つまり俸給に對しまして、パーセントで言いますと七・四の掛金を現在支払っております。

同時に、五十六年四月の緊急四カ年計画着手の際の追加費用に關する措置としては、未払い金つまり五十三以前、三十一年七月に新法が施行されたから五十三年度に至るまでの追加費用の未払い金をこの期間に集中償還をいたしまして、財政の改善に資するように措置をした。

現在までこういうような措置を講じてきておりますが、何分、先ほど来お話が出ておりますような状況で、五十九年度までは何とか支払いが確保できるといふ見通しを立てておるわけでございますが、六十年以降は、単独では年金財政の運営はきわめて困難であるという状況に立ち至っているわけでございます。

それから、もう一つ質問がございました労働組合が賛成しているのかという件でございます。

現在まで、この法案に至ります前の段階から法案ができました段階を通じて、共済組合運営審議会という各組合が参加する場がございますし、それから各労働組合との個別の懇談会等も持っておりますが、そういう場所において、この年金の現状について十分に説明をしてきております。もちろん組合自身も勉強しておるわけでございます。そういう意味で、年金財政の危機に對する認識は深まっておるというように考えております。したがって、この法案の趣旨に沿って

国鉄共済年金問題の解決を図っていただきたい、そういう気持ちにおいては労使とも変わるものではないというふうな考えをしております。

○米沢委員 この共済年金の統合に關しまして、やはり問題になるのは、電電公社等の経営形態との関連で一体どうなっていくのかという問題だと思ひます。

昨年七月に、臨時行政調査会が第三次答申におきまして、電電公社などの公社の抜本的改革の方策を提示しまして、政府も答申の最大限尊重を天下に公約したわけでありまして、そして、政府は答申を受けて電電、専売公社の改革法案を今国会に提出する方針を閣議決定したのであります。その後ほとんど音さがありません。一体、この点はどうなっておるのでしょうか、簡単に御説明いただきたい。

○吉高説明員 電電公社の改革問題につきましては、先生御指摘のように、昨年秋の閣議決定のいわゆる行革大綱によりまして、調整をしながら進めることとされておるわけでありまして、郵政省といたしまして、この行革大綱に沿ひまして対処することとしております。しかし、現在まだ調整が整っていない状況でございます。

臨調の答申の中には各般にわたる要素が盛り込まれておまして、国民生活はもとより、社会経済に与える影響も大きいと思定されまして、いずれも電気通信政策上重要な問題であると考えております。したがって、今後、電電公社の改革問題につきましても、国民生活に不可欠となつております電話を中心とした公衆電気通信サービスをあまねく公平に提供すること、低廉な料金で安定的に提供すること、さらに今後の情報化社会の進展の中で電気通信の果たす役割りをきわめて大きいことを十分認識いたしまして、需要に應じて高度かつ多様なサービスの提供が可能となるよう、電気通信の健全な発展を図ること等を基本といたしまして、引き続き検討、対処していきたいと考えておるところでございます。

○米沢委員 私が御質問いたしておりますのは、

電電公社あるいは専売公社等の改革の中心について申し上げておるのではなく、いわゆる経営形態が民間になるかもしれないという議論がなされておる段階において、たとえばこの四つの共済の財調が少なくとも六十四年まで続くという中で、その以前にもし改革が進んでいて経営形態が変わったときに、電電公社あるいは専売公社としては、できれば厚生年金に移りたいという議論があるかもしれないし、民営になったとしても共済年金的なものをそのまま持つていかざるを得ないという場合が起こるかもしれないし、そういう判断のために、少なくとも六十四年以前にこのような改革が一体なされるのかどうか、間に合うのかどうか、間に合うというのはいささかです、六十四年までに経営形態が変更されることがあるのかどうか、そこが問題だと思つて聞いておるのでございます。その点いかがですか。

○中央政府委員 経営形態の問題とその適用年金制度の問題とあるわけでございますが、現在のルールといえますが原則的な物の考え方としては、民営または民間の会社では厚生年金が適用される、共済制度というのは特別な歴史、沿革に基づくものが共済制度になっておる、こういうことでございまして、いま委員御質問のように、電電公社なり専売公社なりあるいは国有鉄道が民営になりました場合に、どういう年金制度を適用するかというところは、原則的な物の考え方からすれば厚生年金ということになるのじゃないか、こういう前提でのお尋ねかと思つてます。

ただ、私いま申し上げましたように、原則的な物の考え方はまさにそのとおりなのでございますけれども、現在の制度も例外が全くないというわけではございませんで、かなりの例外があるわけでございます。

たとえば、私学の共済でございますとか農林の共済は、これは明らかに民間でありますのに共済制度になっておる。それから、公社は共済でございますけれども、公庫、公団、これはどちらかと申しますれば、公社、公団、公庫と一緒に物を考

えた方が自然かと思つて、公庫でございまして公団の場合には民間の扱いということで厚生年金になっておるわけでございます。

したがって、いま年金制度全体といたしまして、再編統合を長期的に安定した年金制度を確立することが、高齢化社会を控へて国民の皆さんが望んでおられるという、それも一刻も早くいたしませんと、冒頭御説明申し上げましたように、各年金制度そのものの財政内容がどうもゆがんでおる、こういうときでございまして、適用いたします年金制度と、公社等の経営形態の問題とは別個の問題として物を考えた方が処理しやすいということをおもひまわつておるわけでございます。

したがって、共済年金制度のままで現在の公社も処理をしまつて、いづれ、公的年金、制度全体としては広い意味、いろいろな意味があると思つていただいても、一元化しないのは統合していくわけでございますからして、落ちつく姿は同じことでございます。いつの段階に、どういふうな経路をたどっていくかということはあると思つていただいても、落ちつく姿は同じでございます。経営形態の問題とは別個切り離して共済年金制度として処理をしまつて、こういうふうにして考えております。

○米沢委員 この経営形態の変更と年金制度の問題については、この基本問題研究会の意見書においても、「公共部門の事業が民営形態をとった場合、年金制度については原則的に厚生年金の適用が考えられるわけであるが、現状においては、厚生年金への移管は技術的に解決困難な問題点が多い。」といったことが、公社等の経営形態の変更にかわりなく、当面共済年金制度の適用を続け、かつ、合併を行つていくのが現実的な方策ではないかと考へる。こういうような意見になっておるわけですね。

しかしながら、昭和六十四年までもし経営形態が変わるとすれば、電電公社、専売公社にとつては、特に年金プラス企業年金のものが付加さ

れて維持されておりますから、できれば電電公社あたりは厚生年金に移管して企業年金等を充実したいという気持ちを持つのは、私は自然の成り行きのような気がするのですけれども、そういう意味で、最終的には合併されるのだから、そのまま共済制度を維持してもおかしくないという議論は、電電公社、専売公社に言わせたら、やはりちよつと問題があるのじゃないかと思つて、電電公社あるいは専売公社の方の御意見を聞かしていただきたい。共済制度で結構でございますと言ふのか、厚生年金に移行して、少なくとも、六十四年まであったとしても、七十年の統一までは五年間あるわけ、その間の問題もありませんし、あるいは企業年金的なものを、電電公社としてはもうかつておるわけですから、何とかやりたいというのはいささか筋道じゃないかと思ふのだけれども、電電公社等の意見を聞かしていただきたい、早くここから逃げたいと思ふのじゃないかな。

○中原説明員 私どももいたしましては、経営形態と年金制度の関係につきましては、現行法制上は、経営形態の方向が定められてから、適用するべき年金というものが決められていくのが筋ではないかと思ふに、これは考へていただくところでございまして、しかし、考へ方によりましては、これは法律プロパーの問題といひますか立法政策上の問題である、こうなければならぬというものは必ずしもあつてはありませぬので、その間種々意見があつてしかるべきであるというふうにして考えております。

現在までも、実は、経営形態問題が生じた時点で、経営形態変更後の年金制度の適用につきましては、厚生年金制度への移行も含めまして、新しい事業体制に最も適合した制度というものが考へられ、所要の立法上の措置が講ぜられていくのが筋だと思つておりました。

しかし、今回の法律を前提にして物事を考へるということが現実的な問題でございまして、共済組合制度のまま将来の公的年金の大統合に向かうということにつきましては、大統合につきましても異論があるものではございませんので、これについてとかく申し上げるところではございませんけれども、経営形態変更ということが起こつた場合につきましては、財政調整事業とそれから国鉄共済年金支援の具体的な方法、そういうことにつきましても、いろいろ他の共済との調和も考へるという問題が種々出てくることだと思つて、当然見直してしかるべき非常に大きな条件がその時点であらわれてくるだろうというふうにして考えております。

多くの問題が立法政策上の問題でございまして、余り立ち入つて申し上げられない点というものがあつたと思つて、そのような状態ではございまして、私も、公的年金の大統合ということについて賛成をしておりますが、この法案審議の内外におきまして、それに向けて解決なり問題としていろいろ定めていただきたい点がたくさんある、そういうことについてまたお力をいただくたいだきたいということをこゝねがっておりますのでございまして。

○米沢委員 何か苦しい答弁のような感じがしますが、後で労使問題でもめるようなことがないよう

にしていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、今回のこの法案の中心は、四共済年金の給付を統一することと国鉄共済への財調というものが二本の柱です。御案内のとおり、先ほどからたびたび引用しております基本問題研究会の意見の中には、改正案をつくるならば単にそういうものだけにとどまらず、少なくとも「恩給制度との間に若干の距離をおき、また再就職者への支給制限、併給制限など、現在批判のある部分に特に配慮すること。」ということが書いてあるのですが、今回はこれが完全にネグレクトしてあります。特に、年金改革をしていく場合の最大のポイントは、官民格差をたいなものをなくさない限り合意がでない、私はこう思ふのです。

そういう意味で、官民格差を早くなくすことは

逆に不利になるという部分もありますから、いろいろとるさく言われる中で問題の種をまたふやしたくないというものがあつたかもしれませんけれども、少なくともこの意見書の中で、前段階にある現在批判のあるものについても早急に対処しろというものがネグレクトされたということは、私は問題があるというふうに考えざるを得ないのでございます。

その点、今回この法案に間に合わなかったという点について、われわれはどういう理解をしたらいいのか。特に官民格差の是正という問題は、将来的には七十年の間にどこかの時点でせざるを得ない部分でありましょうが、トータルとして一元化に向けての国民の合意形成という意味では、早ければ早い方がいいという立場から意見を申し上げたいと思います。

もう一つ、先ほどの話にもありましたように、共済年金というのは、いわゆる恩給部分とか旧法を引き継いだとかいって、いろいろ複雑でむずかしいところがございます。そういう意味では、官民格差との関係もあります。いわゆる基本的な厚生年金部分のような役割と、企業年金のなっている事業主の福利施設の代行的な役割りみたいな、恩給、旧法それから新法をもつとはつきり分けるという議論はさまざまもあつたわけです。われわれも社会労働委員会において年金の話、共済年金の話になりますと、資料も出してくださらないほどに複雑だとおっしゃっておりまして、そういう意味では、もう少し早くそこらをつきりすべきであるという点が今後の大きな問題だと思ふのです。同時に、共済年金の場合には、いわゆる厚生年金の法を受ける方法、通年方式というのですか、あるいは共済年金方式と二つに分かれておりまして、そこらについてももういいかげんに一本化する時期ではないか、こう思いますね。その点も踏まえてお答えいただきたい。

それからもう一つ、保険料の上限について、当初の原案は修正率が〇・九となつておりましたが、いろいろな諸問の結果等を参酌されたのだと思ひ

ますが、それが消されておりますね。消されておるといふことは、〇・八の現行をそのまま維持するといふふうに理解していいのかわか、その点を確認しておきたい。それともそうではなくて、〇・八から〇・九に至るまで年次のにも上げようなんという腹構えも実際あるのかどうか。これは整理に任せられるといひまして、この段階で確認できるものならばつきりしておいていただきたい、そう思います。

○中央府委員 第一に官民格差の問題でございますが、官民格差と言われているものの中に、制度的な違いがそのまま反映しているというものもございまして、直ちにいわゆる官民格差が本当の格差かどうかということについては、細かく議論をしてみたいと思います。いろいろ問題のあるところかと思ひます。

しかし、現実の問題といたしまして、世の中にいわゆる官民格差というものがあつて、常識的な姿になつていくわけでございます。そういう考えがあるにもかかりませう、年金、少なくとも公的年金を統合していこうということは、なかなかお互いの関係がうまくいかないということにならうかと思ひます。でございますからして、いわゆる官民格差というものは、この公的年金制度を統合していく過程におきまして、できるだけ早い機会に解消していかなければならないと思つております。

その時期でございますけれども、例の公的年金制度改革の進め方につきまして、その第二段階でございます六十一年度の措置といたしまして、共済年金が厚年などの改革の趣旨に沿ひまして関係整理を図る、この段階におきまして、かなりいいいますか、できればほとんどすべて解消してしまいたいという意気込みでございます。でございますから、先ほどおっしゃいました通年方式と一般方式の問題も、この辺のところでは整理もしなければならぬまい。それから、基本的なこれもなかなかむずかしい話でございますけれども、共済は大体本俸方式、あちらは標準報酬方式、この辺

のところも考えなければならぬかもしれないといふことまで含めまして、この法案をお認めいただきまして後、早急に検討に入つてまいりたいと思つております。

それから共済年金が、公的年金部分と職域年金部分、それからもう一つ労働面での配慮といふものの三つが混在してよくわからないという御議論があるわけでございますが、いまの六十一年度の改革に向けて、その場合には、公的年金部分について他の厚年等と合わせていく際におきまして、職域年金部分といふのは別途独立に何らかの設計をしてみたいかならぬまいかと思つております。これも今後の重要な課題であらうかと考へております。

それから最後に、平準保険料に掛けます、〇・八いまだ掛けてあるわけでございますが、これが一番最初に案をつくりまして審議会にお諮りをした時点におきましては、十分の九を下らない範囲で政令で定める率を乗じたもの、こういうことにしてあつたわけでございますが、これが、いまの御提案申し上げているところの案ではそうなつておりません。いまだでございましておるわけでございます。

それは、先日もし上げましたが、国共審の審議会で御議論がございまして、現実の問題として、再計算による負担増とそれから国鉄共済への拠出分とが重なるので、〇・九ということにいたしますと、この分までもう一つ重なつてしまふ、三重に重なつてしまふということ、保険料率の上がり方がかなり大きくなるので、筋を曲げない範囲で最大の配慮が望ましいという御意見もございまして、その辺のところも踏まえて、いま御提案申し上げている案では削除して、もとのままにしてあるわけでありまして、

ただ、物の考え方といたしましては、今後年金財政の安定を図り世代間の負担の公平といふものも考へてまいりますときには、本当に必要な財源率は全部一〇〇%賦課していかなければならぬものであり、いずれ賦課方式になればそういう姿

になつてくるわけでございますから、八〇%のままでよろしいといふことにはならないと思ふのでございます。いずれ引き上げていき、最終的に賦課方式の段階になれば、これはどうしても一〇〇%にならざるを得ないといふことでございまして、その辺のところは無理のない姿で、現在の八〇%といふものを徐々に一〇〇%まで上げていくという努力は必要であらうと思つております。

○米沢委員 賦課方式みたいなものにならないためにいま手を入れようといふのでありますから、一〇〇%に徐々に最終的には持つていくといふのは大変問題がある、意見だけ申し上げておきたいと思ひます。

少々質問を残しましたが、これで終わります。

○森委員 引き続き、国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。

質疑を続行いたします。塚田正平君。

〔委員長退席、中村(正三郎)委員長代理着席〕

○塚田委員 まず大臣に御質問をいたします。

いま国会は、特に国対あるいは議連の関係で田中角栄元総理の辞職勧告決議案の取り扱いについて議論がかみ合わないまま今日に至つております。私どもは、田中角栄は当然政治的道義的な責任を全うしなければならぬ、そういう意味において辞職勧告決議案をやつておるわけでありまして、たまたま、これはロッキード五億円問題に絡んだ事件を中心にしての責任追及であります。田中角栄なる者の商行為、経済行為です、あるいはまた税金に対する考え方等、ずっと一連の問題、事件をいろいろ追つてまいりますと、道義的な責任も当然ではあります。さらに、かつて大蔵大臣としてむしろこういふことがないやうにといふことで政治を行つてきた本人が、あるいは本人に最も近い者あるいは本人の後援会副会長等が、きわめて悪質なそういう経済行為あるいは脱

税行為あるいはそれに類似する行為をやつてお

る、こういうことになりますと、道義的な責任だ

けではなくて、さらにそれに加えて、もっと人間

としての基本的な品性、人格の問題として再度考

えなければならぬ問題だ、こう私は思うのです。

私、いま何を言おうとしておるかということに

つきましては、これからの質問でいろいろと大臣

にもわかつてもらいたいと思うのです。しかし、

そういう事件がここ数年いわれる田中金脈として

世上問題になってきたということは、これはもう

大臣も十分御承知のことと思います。その点につ

いて、昨今の野党一致した要求とあわせて、一

体という感想を持つておられるか、この機会に総

体的な考え方をひとつ伺いしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 いわゆる辞職勧告決議案でござ

いますか、この問題はいま議院運営委員会を取り

扱われておる問題でございますので、憲法五十

五条、身分争訟の規定ですか等々、私も知らぬわ

けじゃございませぬけれども、ハウスの議連で議

論されておるといふことでございしますから、この

問題につきましてはやはり論評すべきでないのじ

やないかと思つております。

それから刑事責任の問題、これは当然、裁判所

の問題でございしますからなおのこと、この決議案

とはまた別の問題で、三権のたてまえ、特に予見

を持った感想等を申し述べべき事柄ではない。

そうすると、今度は、もうもののマスコミ等々

で批判されておる問題についてどう思うか、こう

いうことになるかと思ふのです。それらの問題

については、私も、事実関係というものを正

確に知らない者が一般論としての感想を述べると

いうのは、本委員会が必ずしも適切なその場では

ないという感じがいたします。

結局、憲法五十五條の議員の身分争訟の問題、

刑事責任の問題、そしてマスコミ等の議論の問

題、それらすべてについて感想を述べる立場と場

所にいまないという感じがいたします。

○塚田委員 それでは後で、いろいろ質問した最

後に、またよく聞いていただいて、それについて

のお考えを改めて聞きたいと思ひます。

私は、ここで九十六回の国会で、特に参議院の

決算委員会の問題になりました、しかもこれは五

月までずいぶん長い間問題になった逆さ合併、

具体的に言いますと東京ニューハウスという、こ

れは俗にペーパーカンパニーといひますが、かつ

ては目白の田中邸の中に居を構えていた人、名

前はちよつと避けたと思ひます。こういう会社

と、新潟遊園という、これは不動産あるいは遊園

地の造成あるいはその他建物、アパート等いろ

ろつくつておるそういう会社との逆さ合併問題に

ついて質問をしたいと思ひます。

大臣、逆さ合併といふのはどういうことであ

るか。——ちよつと待つてくださ、テストをして

みるのです。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。

通常の合併といふのは、黒字会社あるいは赤字

会社、いろいろな形態がありますが、狭い意

味では、黒字会社同士が合併をする、それから黒

字会社が赤字会社を吸収合併するというのが例だ

と思ひます。

そこで、その逆といふ意味での逆さといふ意味

であると思ひますが、逆さ合併と世間で言われて

おるのは、私の理解では、赤字の累積してい

る会社が黒字の会社を吸収合併するといふような

ケースのことを指すのだらうと存じます。

○塚田委員 赤字の会社が黒字の会社を合併す

る、いわば常識的に言つてそれは合併の正常の姿

ではなくて、文字どおりひっくり返つた逆さの合

併といふ意味で俗に逆さ合併、こう言われている

と思ひます。

この逆さ合併問題といふのは、実は白木屋、日

本橋のあの古いしせですけれども、白木屋と東

急が合併したときに非常に問題になった合併形式

なんです。どういふことかといふと、白木屋、こ

の背後には悪名高いと言つた方がいんでしやう

か、横井英樹がおります。東急、これは御存じの

とおり五島慶太が親玉です。

〔中村(正三郎)委員長代理退席、委員長長

着席〕

この二人のいろいろな工作の中で、白木屋とい

ふ赤字会社にまさに隆々発展して来た東急が合併し

た。これは逆さ合併ですね。しかし、合併するや

否や商号が白木屋から東急にかわるわけですね。だ

から、名前だけを見ると、白木屋といふ名前は消

えちゃうのですから、あたかも東急が白木屋を合

併した、こういう印象を世間に与える。

この合併が典型的な逆さ合併の例だつた、こう

思ひますが、こういう事例があつてから、東京税

理士会が課税予測可能性といふ問題をいろいろ

と議論している中で、常にこの逆さ合併の問題が

議論の対象になりあるいはレクチュアの対象にな

りあるいは会員相談の主たる課題になる。昨年の

いは、税務会計学会でかあたりでは、これにつ

いての集中的な議論がなされて、もちろんある人

の発表を中心にしてなされてきております。しか

し、残念ながら、これに対する結論といふのはな

かなか出てこないといふのが現状であります。し

かし、残念ながら、これに対する結論といふのはな

かなか出てこないといふのが現状であります。し

かし、残念ながら、これに対する結論といふのはな

かなか出てこないといふのが現状であります。し

かし、残念ながら、これに対する結論といふのはな

かなか出てこないといふのが現状であります。し

かし、残念ながら、これに対する結論といふのはな

かなか出てこないといふのが現状であります。し

たかということになる。

恐らくこれは、実際上は田中ということで贈与税の問題はなかったと思うですね。出ていって何も持っていなければニューハウスから田中へ贈与したということになりますから、その辺はどうなんですか。

○酒井政府委員 大変恐縮でございますが、個別の事案の内容につきまして御説明するのは差し控えてさせていただきますと存じます。

○塚田委員 そういふ答弁だろうと思ひます。

そこで、奇怪なことが起こるのです。東京ニューハウスは五十六年四月十三日新潟遊園と合併をいたします。新潟遊園は五十四年に実は新潟市に対して土地を売っております。これは二万坪なんですけれども、そのうち新潟遊園の分は七千七百坪となっております。全部が新潟遊園じゃないのです。これは、実は国の補助金をもらって新潟市が遊園地を造成するということでは、決まっております。恐らく背後には相当の政治力を持った人がいたんでしょう。決まっております。売却代金は約九億。

さて、新潟市はこの九億を払うために五十五年の予算で議会に諮りました。買ったから金を払う。議会は当然これを議決いたしました。議決したので、普通の会社であれば一日も早く金をもらいたいですよ。ところが、五十五年に払おうとしたら新潟遊園の方から、ちょっと払うのを待ってくれ、来年払ってくれと言ふのです。これは利子も何もつかないのです。ちょっと常識じゃ考えられないのです。いま払うというのを来年払ってくれと言ふのです。だから、新潟市は大変めんどやうなやり方をやったのです。議決をいたしましたので、明瞭に越しをやってたわけです。それを来年払うように繰越金にしたわけです。そして五十六年に払うまでの間に、いま言いましたとおり、五十六年の四月十三日に合併が行われた。その合併行為は驚くなかな新潟遊園、これは仕事をしている会社で、しかも新潟市から九億くらいの取り分のある会社なん

ですね、いまの売った代金を取るわけですから。これが全くペーパーカンパニー、しかも赤字会社である東京ニューハウスにいわゆる逆さ合併されたわけです。ここまでは間違いないですね。どうですか。

○酒井政府委員 第九十六国会におきまして、委員会です。いろいろな御指摘もございました。また、新聞雑誌等でもそのような報道がございまして、私も、現在それがどうなのかという事実関係の把握に努めているところでございます。

○塚田委員 酒井さん、あなたそれはただ逃れていただけですよ。

あなたは、いま九十六国会と言いましたね。そのときにも同じようなことを言っているのです。よ。そのときの逃げ口上は何かという、これは一番直近の決算委員会、つまり九十六国会七月五日、酒井三郎が答弁しているのです。いろいろ答弁している人がおりますけれども、いま残っているのはあなた一人なんです。だから、あなたは生き証人なんです。あなたはもう言っているかという。「お尋ねの法人は新潟遊園のことかと思ひます」、ここまでわざと自分で相手が言わないうちに言っているのです。しかし、個別のものであるから言えないというそういうことではなくて、実は「この法人の決算は三月が決算でございます」、五十七年三月期の法人税の確定申告書は、つい先日六月の末に所轄の税務署「つまりこの場合四谷税務署ですね、提出されたばかりであるから、私は、恐らく六月にあなたは次長になったのじゃないかと思ふのです。だから、よく調べなければわからないという答弁は無理もないのです。自來いままでも約一年間、十一月くらいになりますか、もうわかつていいでしょう。こういう答弁をしているのです。それなのに、いまのようにまだこれから調べなければわかりません、ちょっと聞こえませんか。

○酒井政府委員 昨年七月私がそういう答弁を国会でいたしましたことは事実でございます。私も、国会でたびたびの御議論あるいは新聞雑誌等で報ぜられたことにつきまして、課税上の問題がないかどうか現在調査をいたしております。調査に当たりましたは、もちろん個々の取引あるいは経理処理等が税務上適正に処理されているかどうか、取引に關係した法人等につきましても調査するなど多角的に十分な検討を行っております。現在まだ調査の最終的な完結というところまで至っていないという状況でございます。

○塚田委員 この東京ニューハウスと、新しいと言つたらいかがいと言つたらいかがか、結果はどうでも同じなんですか。そう断定していいですか。

○大山政府委員 両社ともに同族会社でございます。

○塚田委員 そうすると、同族会社ということになります。――不服審判所、来ておりますか。同族会社のいろいろな経理処理については、あるいは会社経理については、注意をしなければならぬということ、税法にもいろいろと規定があります。

まず、法人税法の百三十二条。どういふことかといふと、税金の負担を軽減させる結果となるようなそういう行為については、特に著しくそういう場合は認めないという規定がまず一つあります。それから、昭和四十七年の二月二十一日と思ひましたが、たしかA証券会社とB鉄鋼業者との間の逆さ合併があります。この両方の、審判所が行った裁定と、それから同族会社とどう言いましたから百三十二条の規定、この両方の規定から攻めていった場合に、一体いふ言つた新潟遊園と東京ニューハウスとの合併は妥当なものと思はれるかどうか、これを国税庁からまず聞きま

聞雑誌等で報ぜられたことにつきまして、課税上の問題がないかどうか現在調査をいたしております。調査に当たりましたは、もちろん個々の取引あるいは経理処理等が税務上適正に処理されているかどうか、取引に關係した法人等につきましても調査するなど多角的に十分な検討を行っております。現在まだ調査の最終的な完結というところまで至っていないという状況でございます。

○塚田委員 この東京ニューハウスと、新しいと言つたらいかがいと言つたらいかがか、結果はどうでも同じなんですか。そう断定していいですか。

○大山政府委員 両社ともに同族会社でございます。

○塚田委員 そうすると、同族会社ということになります。――不服審判所、来ておりますか。同族会社のいろいろな経理処理については、あるいは会社経理については、注意をしなければならぬということ、税法にもいろいろと規定があります。

まず、法人税法の百三十二条。どういふことかといふと、税金の負担を軽減させる結果となるようなそういう行為については、特に著しくそういう場合は認めないという規定がまず一つあります。それから、昭和四十七年の二月二十一日と思ひましたが、たしかA証券会社とB鉄鋼業者との間の逆さ合併があります。この両方の、審判所が行った裁定と、それから同族会社とどう言いましたから百三十二条の規定、この両方の規定から攻めていった場合に、一体いふ言つた新潟遊園と東京ニューハウスとの合併は妥当なものと思はれるかどうか、これを国税庁からまず聞きま

のは差し控えていただきたいと思ひます。事実、私も、まだ結論を出しておらない状態でござい

○塚田委員 結論が出れば、この委員会では再度質問した場合に、ある程度その結論についての説明はしてくれませんか。

○大山政府委員 再々、答弁で恐縮でございますが、私も、納税者の協力を前提とする税務行政というところで、納税者の調査の内容についての御答弁は個々には差し控えていただいているところでございます。したがって、本事業につきましても、それでは結論が出たら報告をするかと仰せられましても、なかなかそういうわけにはまいらないということをお願いいたします。

○塚田委員 それでは、この事件の前に軽井沢商事事件というのがあります。似たような事件なんです。似たような事件というか、土地の売買利益を秘匿して転がしてうまく逃げた事件なんですけれども、これは国税は処置を終わりましたか。

○大山政府委員 軽井沢商事の土地の譲渡關係といふことでござい

○塚田委員 じゃ、事實關係は一部新聞等に報道されたとおりで、しかし、その必要な課税処理についてはいまは言えない、こういうことですね。

○大山政府委員 仰せのとおりでございます。ただ、おのおの新聞で報道されているようなことについて、私も、それは大いに違ふというやうなことを申すほどのものではない、こういうことでございます。

○塚田委員 大体わかりました。

そうすると、軽井沢商事の場合は、これはおおむね私がこれから言ふやうな処理はしたものと思ひます。軽井沢商事については、これは土地の売

買であるにもかかわらず株式売買を擬装して二億円の利益を隠したという事件なんです。だから、処理をしたということは、恐らくこの二億円を所得とみなして課税措置をしたということだと私は思います。これが第一点。

それから第二点は、軽井沢商事の土地の売買については、ダックスという、これは油脂会社ですけども、これもまた赤字の会社なんですけど、これが中に入って、そして吉原組という組、これは組長は越山会の副会長で、ここに本当は利益が入っていったのですけれども、利益がなかったようにダックスが中に入って利益をばつと消した、こういうことが指摘されているのです。これについても十分調査をし、もしそういうことがあった場合には税の追徴あるいは延滞重加算税、こういうことを一切やっておるというふうに解釈していいですか。

○大山政府委員 十分に調査をいたしまして、適切な課税処理をしたつもりでございます。

○塚田委員 苦しいからああいふ答弁ですけれども、私が言ったところは大体そのとおりだったというふうに思います。したがって、この事件にしてしかりですから、新潟遊園の場合も当然こういった前歴がある会社ですから、田中金脈ファミリー会社というのはそうなんです。したがって、いろいろな観点からこれはやっつけいかなければならぬ問題だ、こう私は思います。そういう経験を踏まえて、いつごろこれは結論が出る予定になりますか。

○酒井政府委員 先ほど申し上げましたように、私ども、個々の取引とか経理処理、さらには取引に關係した法人等につきましても調査するなど、多角的に十分な検討を進めておりまして、現在まだ完結はいたしておりませんが、できる限り早い時期に処理を行うよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○塚田委員 逆さ合併につきましては、不合理な不自然な行為であって、租税回避を目的とするようなことになりまస్తు、これは否認する、認めないという裁決例があることは事実ですか。これは審判所。

○西内説明員 お答え申し上げます。個々の事案につきまして逐一検討をいたしまして、さような結論が出ましたときに、繰越欠損金を有する会社を存続会社とする合併は不自然、不合理なものとして裁決をした事例は一件のみございます。

○塚田委員 それは、先ほど私が言った昭和四十七年二月二十一日の例だと思いませんか、違いますか。

○西内説明員 そうです。

○塚田委員 そうですね。そのときに不合理、不自然という言葉を使っておりますけれども、不合理、不自然という言葉はどのような意味ですか。

○西内説明員 抽象的に申し上げますと、取引当事者が経済的動機に基づきまして自然合理的に行動した場合に普通とつたはずの行為形態であるかどうかという観点で検討いたしましたときに、こういう取引行為は考えられないという場合でございます。合併につきましても、そういう問題というのは多々あるかと思っております。

そういうことで、いまここで、経済的合理性がない、不自然な合併かどうかということにつきましては、請求人の主張や原処分が根拠として提出いたしました事実関係等を十分に基礎として個々のケースごとに判断することになりますので、一義的には申し上げられないというふうに存じます。

○塚田委員 それは、不服審判所に上がったときに確かにそういう考え方で処理をしていくということになりますけれども、第一線の税務署はそれなりにみんな判断をして処理をしなければならぬのですよ。不合理、不自然ということについて一定の基準がなければ、統一した処理の仕方というのは少なくとも第一線ではできないのじゃないですか。この点についてどう思いますか。

○大山政府委員 ただいま審判所次長から申し上げますように裁決の事例を第一線税務署に至りますまで、こういったものが不合理、不自然なものであるということを審判の実例に即しまして私ども流しております。

具体的には、その両会社、合併した会社が実体的なある会社であるかどうかでございますとか、合併に合理的な理由があるかどうかですとか、同族的色彩の強い会社であるかどうか、こういったことが審判事例におきましては判断の基準として述べられておるところでございますが、そういったことを第一線まで周知をいたしておりますし、それからまた、会議などでも私も説明をいたしましたり、また必要に応じて第一線から私どものもとに照会というように形で上げさせたりいたしております。

そういった努力を私どもとしてもいたしております。確かに仰せのように、何も基準がなければ第一線は動きようがないじゃないかというのはそのとおりでございますが、いまは私が申しましたようなことをやっておりますので、必ずしもそのような状態ではないのではないかと。また、必要に応じて私ども周知の努力はいたしたいと存じます。さような状況でございます。

○塚田委員 国税庁の「租税総覧 行政判例編」というのがあります。分厚いものですね。その中で、特に今回の場合のような合併自体が私に言わせると非常に不自然、大体おかしいですよ、活動している新潟遊園をペーパーカンパニーである東京ニューハウスが合併する。合併するや否や同じ新潟遊園という名前に変える。これは自然とは言えないですね。どうですか、言えないでしょう。合理的か不合理かということとはまたこれから議論しますけれども、自然とは言えないですよ。新潟遊園と東京ニューハウス、ペーパーカンパニーが合併して、そして直ちにまた新潟遊園になる、これは自然と言えませんか。私は不自然と思うのだけれども、どうですか。

○大山政府委員 合併はいろいろな理由があつていたものでございまして、合併の事由など、私どももいろいろ整理をしておりますが、たとえば

管理費用の節減でありますとか事業の補充でありますとか合理化でありますとか、いろいろござい

ます。確かに、名前を変えるというのは若干不自然さは残るかと思いますが、ただその名前の点だけを取り上げるのではなく、その合併全体の実態というものでその合併の自然、不自然さというのは判断をいたさなければならぬのではないかと。

そういう意味におきまして、いま名前だけの点を取り上げて不自然か自然かと言われまして、合併全体の自然さ、不自然さというふうにとられますとちょっと当惑をいたしますので、その点についてお答えするのはいかがかと思ひますが、赤字会社が黒字会社を吸収いたしますという点については、赤字会社の方が資産の規模が大きいとかあるいは含み資産の状況が大きいとか、あるいは事業そのものが、たまたまいま赤字であるけれども事業の規模は黒字会社よりも大きいとかいろいろ状況がございまして、その例のないことではないように思ひます。

○塚田委員 だから、私はさっき言ったのです。これは審判所に聞くのがいいのですけれども、こういう場合は認められておるのじゃないかと思うのです。たとえば、江戸時代からずっと古いのれんがある、ところが、のれんが古いだけにやはり経営は余りよくない、赤字だ、しかし、ここの会社はこののれんが欲しいという場合にこっちは合併してしまふのです。こういう場合にはある程度経済的な合理性は認められる。それから、いま株は一株五百円ですね。五百円株ですね。しかし、古い会社は五十円株を持っています。そこでその五十円株だと非常に流通がしやうい。そこでその会社に合併をして、五百円株を発行しなくても五十円株でやっつけいくという場合、あるいは会社を上場するという場合になかなかめんどろな手続が必要なんです。だから、赤字であってもすでに上場された会社に合併していく、これも僕は、不自然ではあるけれどもそれなりの経済的合

理性があると思うのですよ。

今度の東京ニューハウスと新潟遊園の場合は、そのいずれにも入らないのです。全く課税回避と
いうことしか考えられない。事実またそうなので
す。わかるでしょう。さっき私が説明したとおり
です。新潟市が金を払うというのに待ってくれ、

○大山政府委員　お答え申し上げます

私どもといたしましては、先ほど来申し上げておりますように、審判所の裁決例などにも照らし合わせまして、いろいろな角度からこの問題を調査いたしているところでございます。

もう少し具体的に申しますと、会社の同族性でございまして、事業活動の状況あるいは資産の保有の状況、従業員の勤務の状況あるいは合併することについての合理的な理由があるかどうかといったような観点から調査をいたしているところでございます。合併するに至る合理的な理由があるかどうかといったようなことも、合併の目的はどうかというような形で関係者に聞いただしているところでございます。

その中身について申し上げるのは差し控えさせていただきますと存じますが、本件につきましても、そういった観点からなお調査をいたしまして、課税処理を要するかどうか、今後鋭意検

討いたしまして結論を出したい、かように思っているところでございますので、いまここでおかしいかどうかということまで申し上げる段階に至っておらないでございます。

○塚田委員　これは、先ほど触れたように、九十
六回の議会からずっと、しかも九十六回のときには
一月から七月、約半年にわたって議論が重ねられ
た。そのときあなた方が逃げたのは、三月決算
ということ、それは六月にならなければわからな
い。七月五日というのが一番最後なんですけれど
ども、そのときの質問に対して、私は来たばかり
ですからよくわかりませんと言わなければかり
をしています。それはわかります。だけれど
も、それから一年間たつてなおかついまのような
答弁では承知できないのですよ。一体何をやって
おるのですか。

○大山政府委員 新潟遊園等の調査につきましては、いわゆる逆さ合併の問題だけを調査するということではございません。そのほか、経費の支出が正常かどうか、それから通常でございまずと売り上げを落としていないかどうか、そういうったような通常の法人税調査の場合に調査をいたします項目を一わたりは調査をいたすということになります。したがって、逆さ合併の問題だけでございしましたら、なぜこんなに時間がかかるのかという御疑問もごもっともかとも存じますけれども、通常の法人税の調査でございますので、時間がかかるということは御理解いただきたいと思うのでございます。

通常の場合ですと、申告書が出ましてすぐに調査を始めるということとはむしろございせん、たとえば先ほど来先生御指摘の不服審判所の裁決の事例は逆さ合併を否認した事例でございますけれども、あれはたしか四十二年の暮れごろに申告書が出てきて、それを二年後ぐらいに課税処理、否認をしたという事例でございますけれども、そういうような例もございますように、若干時間を要するということは、法人税全体の調査をいたしておりますことから御理解をいただきたいと存じます。

するのでございます。

○塚田委員　大山君、それは少し逃げ口上です。審判所の場合は二年と言いますけれども、あれは審判所で争ったんです。そして国に勝訴をするまでには、審判所も、逆さ合併の場合にはどうするかという規定が商法には全然ないので、それだけに苦しんだあるいは時間がかかったということとはわかるのです。しかし、本件については似たような事例が、すでに軽井沢の事件だってそうだし、これは審判所と違うと思うのです。だから、僕は一年間怠慢だと思うのです。恐らくこれも田中判決との絡み合いがあると私は感ぜざるを得ないのです。いや、首を幾ら振ったって、一年間もぶん投げているのですから。どうなんですか。

○大山政府委員 先ほど逆さ合併を否認した事例を申し上げたのでございますが、正確さのためにちょっと日時を申し上げますと、四十二年の十一月末に申告書が提出されております。それから私どもが更正処理をいたしましたのは四十四年の十二月でございます。審判所におきます手続は、それから異議申し立てとかいうものが出てまいりまして、その後でございますので、四十四年十二月よりも後の話ということになります。

私が申し上げましたのは、四十二年と四十四年、二年間と申しますのは、私どもの課税処理に要した期間ということでございます。もっともこれを申し上げる必要もございません。先ほど申し

ましたような事情だけを申し上げることによかったのですが、ちょっと記憶にありましたもので、それからこれまで申し上げましたが、私どもは、裁判とかそういったことは全く念頭に置いておりませんで、ただ、私どもが念頭に置きますのは除斥期間でございます。通常、不正がなければ申告書が提出されてから三年以内ならばさかのぼって課税ができるという、それを念頭に置いておりますので、それまでにはやる、それまではまだ時間があるという言い方も変でございますけれども、それを念頭に置いてやっておるのでござ

います。

○塚田委員　どんなに質問しても守秘義務とか具體的な事例についてはということで逃げておるのですが、ここで審判所ですけれども、さっき言ったとおり合理的な理由についてはなかなかわからぬ。

そこで税理士会、先ほど飯塚さんが来ておりましたけれども、ここではどうしても統一した見解を示してもらいたい。さっき学会の例を出しました。ここで出た議論はそうなんです。不合理、不自然だけではどうにもならないということと、本件の場合は、そのほかに同族会社というおまけがついているのです。同族会社については「法人税の負担を不当に減少させる結果になると認められるとき」これは否認するということになっているのです。審判所、おたくはもっぱら課税回避のみ

を目的とする、文言はこうなっていますね。ところが、同族会社ときにはむしろ法人税の負担を不当に軽減する、のみではなくて不当に軽減する。そしてこの判例では、不合理、不自然なものと認められるか否かの基準をつくらなければならぬ、一般にかかる判定基準は法律上はなかなかむずかしいけれども、これを具体的に、しかも個別的一義的に規定しておくというのは理想的だ、こう書いてあるのです。これは同族会社の場合ですけれども、同じようなことが言えるんじゃないかと思うのですけれども、寧直に言つてどうですか。

○西内説明員 お答えします。

不合理 不自然な場合などという場合かということとを統一的に決めておかなければならないのじやないかというお話でございますけれども、審判所の方としましては、あくまでも個別の事件につきましてそれぞれ各原処分から主張を聴取しますし、また各審査請求人からも主張を聞きまして、あくまでも厳密に調査、審理いたしまして結論を出すということを役割りとしておりますので、あらかじめ事件の判断に関する事項について意思統一をしておきまして、それによって個々の事件を

判断をするということはいたしがないというふう
に存じます。そういう意味で、大変恐縮でござい
ますが、逆さ合併の裁決例はまだ一件しかござい
ませんので、今後より裁判例その他において積み
上げていく性質のものではないだろうか、かよう
に存じます。

○塚田委員 最後に、大臣、逆さ合併というの
は、いま言ったような事例が出てきたわけでは
ないか、ということ、おおむね、田中金脈と言わ
れる会社は、租税回避あるいは利益隠し、こうい
ったことをお互いにやり合ひ、そしてそこにはペ
ーパーカンパニーというのが公然と浮かび上がっ
てきているという事象が、いまの事例なんですけ
れども、こういって事例が、新潟の人には悪いけ
れども、私も新潟なんですけれども、特に田中角
の關係した会社に多いということは、これは国民
に大変な不信感を与える。総理であったことは
ろん、大蔵大臣でもあった。それが筆頭株主あ
るいは半数以上の株を持つておる。あるいは、そ
の後援会の会長であったという人たちが少なくも
こういって問題で査察を受ける、あるいは軽井
のごときは、あれは処置をしたのです、そうい
う処置を受けるということについて、一体大臣は
どういふ感想をお持ちですか、最後に聞かしてく
ださい。

○竹下国務大臣 私は、いま御指摘なされた問題
は、実態としては個々の納税者の問題でそれが調
査されておる段階であるということになれば、や
はり私に大蔵大臣で税務当局を監督する立場に
ある者が軽々に論評すべきでないじゃないかと
いうふうに思います。

○塚田委員 終わろうと思ったのですけれども、
論評は要らないです。こういってことが起きてお
ることに對しての感想、どうもこういってしま
うまい、いろいろと査察を受けたらあるいは処分
を受けたらというところは、軽井沢なんか処分
を受けたのですから、まずいなという感じを持っ
た持たないかということなんです。論評しろと
言っているのではないのです。

○竹下国務大臣 やはりまずいと言ふことも論
評の中の一つだと思ひます。

○塚田委員 それじゃ、いま後ろの方で発言があ
りましたけれども、竹下大蔵大臣も、こういって
事態はまああり得ることだし、まずくないとい
ふうにあるいはお考えかもしれないというふう
に世間ではとりまします。私もそうとりまします。
これで終わります。

○森委員 柴田弘君。
○柴田委員 恐らくきょうの質問が私にとりま
して今国会最後の質問になる、こういふように思
いますので、いま当面するいろいろな課題、かつ
て本委員会におきましてもいろいろ議論をしてき
た問題等を含めまして、大臣にいろいろとお伺い
していききたいと思ひます。

一つは、来年度五十九年度の予算編成の問題に
ついて、大臣の基本姿勢という形で伺ひをして
いきたい。
この問題につきましても、本委員会においてい
ろいろ言ってきたわけでありますが、とにかく今
年度の予算、五十八年度予算というものは、財政再
建のめどのないままに、福祉を切り捨て防衛予算
の増大のみが前面に押し出される、減税も景氣対
策も抜け落ちた最悪の予算であった。これは、大
臣は、最高の予算である、こういふふうにおし
やっておられるわけでありますが、私もそれはさ
ういふふうには感じておりません。一般会計だけで
国民総生産の二〇%を占めることを考えれば、この
予算の運営の是非によりまして国民生活も経済も
多大な影響を受けるわけでありまして、今日の長期
不況もこうした見通しのない消極的な財政運営が
影響を及ぼしている、こういふふうには感じて
おります。

それで、五十九年度の予算編成がスタートする
わけでありまして、臨調も言っておりますよう
に、やはり財政再建、財政改革の手順と方策とい
うものをきっちり明確にしていく。つまり財政の
見通しというのを明確にしていく。そのために、
一つは、いま企画庁で策定をいたしております新

経済計画、これを急がせるといふことも大事であ
りましよう。また、それを下敷きにした財政計画
というものを中期試算というものにわかるものと
して五十九年度予算審議までにはどうして提出
をしていただきたい。そして財政再建の方途とい
うものをやはり明確にしていかなければいけな
い。これが私の持論であるわけでありまして、こ
れは確認の意味でありまして、大臣、ひとつこの辺
について御答弁をいただきたい。お願いいたしま
す。

○竹下国務大臣 たびたび本委員会においても柴
田委員から御議論をいただいております。私も柴
田委員の持論だと思ひます。

ただし、私もはきりきり詰めた議論をしたわ
けではございませんけれども、柴田委員のおし
やるいはゆる財政再建計画といふことは、これは
私は策定することは実際問題として非常にむずか
しいと思ひます。したがって、私も中
期財政試算あるいは中期展望、中期試算
というふうな変化があつて今日審議の手がかりに
していただくというところで、いつでもそれを示
していただくわけではございませんが、これからの問
答の中でどれだけのものができていくかということ
になると、柴田委員の持論でございまして財政計
画的なものにまで近づいていくことはかなり
むずかしい問題じゃないかというふうに私は考
へます。

しかしながら、いずれにしても経済審議会が御
議論をいただくということになって、これもい
ゆる経済の中期展望というふうな形のご
ざいですが、そういうものとの検討とあわせなが
ら、また国会の議論を含む各方面の意見を聞いて
これから具体的に考えていかなければならぬ課題
だ。だから、絶えず御叱正いただく、それにわれ
われがどれだけ近づけるかという努力もしてい
くというところは、私もその作業の上にも非常に役
立つと私思ひますが、長い間議論しておいて、柴
田さんのおっしゃっているようなものがあるのは
念頭に描いていらつしやるようなもの、そこま
で

ジツドなものが出せるという自信はない、こうい
うことであります。

○柴田委員 大臣、そうむずかしいことを言
うわけではないのですよ。
要するに、たとへばことし予算審議に出してい
らつしたA、B、Cといふ三つの案、七、五、
三といふ案、赤字国債削減の三つの案のケ
ースがある。これはあくまで試算的なものであ
る。私は、財政計画ということでは非常に厳し
い言葉にしたけれども、完璧なものを出
しなさいと言つた、それは無理です。だ
から、少なくとも現行施策の一つの基準として、後
年度負担推計というものを、試算的なものでなく
それは展望という形で結構でしょう、予算審議
の一つの資料として、あるいはまた国民にわかり
やすく財政再建の方策というのを明示する意味に
おいても、やはり何か取っかかりになるものを
出していただきたい、こういふことを申し上げ
ておいて、それは完璧なものを出せと言つた
て無理です。

たまたま税調だつて中期答申もあるでし
ょうし、臨調の答申もありましたし、さういふ点
から言へば、いま環境の整備というものは非常
にさつある。しかも、先ほど申しましたように、
新しい経済計画も、展望という名前になります
けれども、出る。これは一つのムードといひま
す。環境というものが出てきた、さういふふう
に判断をしていただくわけでは、さういふ点から
おるわけでありまして、そんなに突き詰めた、
きちつとしたびた一文変わらない将来計画、財
政計画を出さない、さういふ言ひでございませ
ん。ですから、その辺はひとつお聞きのないよう
にお願いいたします。
その辺を含めて、私はあくまで私見、個人的な
意見で申し上げるわけではございませんが、たまた
ま新しい経済展望、これは経済審議会が計画期間
が八年間というふうに決定をされましたね。だ
から、これはあくまで私見ですが、さういふ財
政計画、財政展望というものを下敷きにする

というならば、やはり八年ぐらゐを考へてみたらどうか。

それから、赤字国債の脱却年次というものは将来あるわけでありますが、五年だとか七年だとか十年というふうにおっしゃっておりますが、やはり経済展望と整合性を合せて、赤字国債の脱却の年次というものは八年にせよというわけじゃありませんが、そういう中で考えられてしかるべきじゃないかというふうには、あくまでも個人的な考え方として私は持つておるわけでございます。

大臣の頭の中にはそういう点はどうでありましょうか。前のきちつとしたものでなくという点を含めて、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 きちつとしたものという表現も必ずしも適切でございせんが、本院におけるこの種の議論、公明党の矢野書記長と長い間お互ひいたした議論でございせん。お互ひが最初意識したものがかなり離れたものであった。やはり縮めていく努力はしなければならぬと思つております。

だから、概念的にかなりきちつとしたものという表現が適切かどうかは別として、いささか計画経済的な計画性というのになら近づけることがむずかしいという意味で申し上げたわけでございせんので、委員の御指摘は私も理解をいたしますが、やはり議論した経過からいって、できるだけ縮める努力はしなければならぬと思つております。

それからいま一つ、経済審議会で一応のめどを八年、これが、出発年度が違ひますから、たまたま私どもが出している七、五、三の七、ケースCでございせんが、それに一致するようなことになるわけですが、それもいまおっしゃった言葉の中で、言つてみれば勉強の環境が整つたのじゃないか。権威ある審議会がそういうことを言われるということは私どもの念頭にも当然入ることでございますので、それらは十分念頭に置きながらやっています。いかなければならぬ問題だ。ただ、私どもが作

業するに当たつていろいろ議論いたしますのは、必ずしも経済展望が先で財政が後だとかいうようなものでもないと思ふのであります。その辺の調和を図りながら、お言葉をかりればそういう環境が整つた、それらのものもろもろの資料、審議経過等もいたしながら、来年の予算審議のときにまた七、五、三で出すというわけにも率直に言つていきませんので、勉強させていただこうと思つております。

○柴田委員 勉強でなくてひとつ前向きの方で考へてもらいたい。大臣、よくわかつていらつしやると思ひますので、少なくともことしのような七、五、三の中期試算的なものでなくて、何遍も言ひますが、計画というのは言葉が強過ぎるわけでありまして、一つの財政展望、整合性を持つたものを提出していただきたい、このように御要望しておきます。

それで、先回も申し上げましたが、あのときはとつきの質問だったものですから大臣もあれだったのですが、きょうは、きちつと五十九年度予算編成の基本方針についていろいろと申し上げたいと思ふ。これは私どもの要望です。総体的に申し上げます。

一つは、臨調答申を含め、徹底した行政改革を進めていただきたい。そして安易な増税路線には走らない。大型間接税の導入はすべきではない。財源調達のために大企業優遇の租税特別措置の洗い直し、所得の捕提率の公平化など税制を是正する形で税収増を図る。この根柢は、かねがね申し上げております増税なき財政再建というものを貫いていただきたい。

それから行政改革についても、省庁の統廃合、行政経費の節減、国鉄再建を初めとする特殊法人の洗い直し、あるいは不要の補助金整理を中心にしていただきたい。それから防衛費の突出は抑えるべきである。教科書有償化あるいは児童手当、年金などの福祉の削減はすべきではない、こういうふうな考へておるわけでありまして、それから第三点は、景気に対する財政のあり

方、これも見直していただきたい、こう思ひます。公共事業の問題であります。これは四年据え置きであります。このような景気抑制型の財政をとつていくと、これは申すまでもなく税収不足、財政をさらに窮乏させるのではないかと、こう思ひます。でありますから、財源難ではあります。景気の流れを的確に把握した財政運営というものが必要である。

〔委員長退席、中西(啓)委員長代理着席〕ただただ財源難だということで見通しのない予算措置をすることは問題がある、こういうふうには思ひます。

でありますから、後から申し上げますが、一つは所得税減税を最優先課題にすることと公共事業の拡大投資、建設国債を発行することになるかもしれないが、これを私はお願いしたい。ある程度景気刺激型の予算編成というものをこの際十分に検討していただかなければならぬと来ているのではないかと申すに考へます。

以上、事細かに申しましたが、全部答へていただかなくていいのですが、ひとつ感じとして御答弁をいただければと思ひます。

○竹下国務大臣 臨調の答申に基づく行政改革、これが非常に即効性のある財政に対する寄与度というのには必ずしもないにしても、基本論としては、臨調答申を最大限に尊重して行政改革を進めていかなければならぬ。それから、やはり増税なき財政再建という哲学があらますだけに、安易にいわゆる大型間接税などを念頭に置いてはいけなというところ。それから、いわゆる租税特別措置の問題でございせんが、これはやはり絶えず見直しという姿勢は持ち続けていかなければならぬ。ただ、五十二年以来ですか、それそれかなりやってきましたという印象はございせんが、しかし、これは絶えず見直しの姿勢は持つていかなければならぬ。そしてまた、所得把握の公平化、いろいろな問題を含めて税制調査会にも特別部会をつくらせて、いろいろ検討してやろうとおっしゃつておるわけでございますので、そういう基本線は、御主

張と私どもの考へ方とに大きなずれがあるとは思つておりません。

また、歳出ということになりますと、それはそれのときにおける政策の優先度、政策選択の順位、こういうことになりまして、何分まだ五十九年度はどういう財政状態になるかということがつかめませんので、いわば原則的なことになつてしまふわけでございせんけれども、聖域というものは、防衛といわず、また文教といわず福祉といわず、設けてはならぬ。そして、補助金等すべてについて、臨調の趣旨に沿つて検討していかねければならぬという基本的な考へは、これからもちつていかなければならぬと思つております。

さらに、強調なさいましたいわゆる景気刺激型の公共事業の拡大、こういう問題でございせんが、私は、最近議論する際に自分の頭の中で整理しながら考へておりますのは、下方修正をしましたものの三・一％の成長率は、五十七年度はまあ確実になつたと言へるだろう。そうすると、われわれが現時点において最善最良として御審議いただいて議していただいた予算、これは結局三・四％成長ということになれば、景気とは、三・四％をより確実にすることが景気を維持するというものであつて、かつての高度経済成長のように、はるかにそれ以上のものを目指していくということが景気刺激型であると言へるかどうかが、その辺まだかなり長い議論が行われる問題じゃないかなと最近私は思つております。私ども、当面の経済対策としては、三・四％をより確実にするという考へ方を持つておるわけであります。

そこで、今度は公共事業の拡大の問題でございせんが、それを仮にも建設国債の増発によつて賄うとした場合に、私は、本日も金融の議論を堀委員からなさつておたときにも感じておりまして、たが、実際問題として、長期プライムというものがまさに国債の発行条件に連動して、いわゆる貸す方と借りる方の自由な意思の中でこれが決定する状態でない。ということになると、なおのこ

前回は申し上げたと思いますが、日本の経済いろいろな意味において、やはり三％台の成長というのには私はぎりぎりの成長だと思います。一番の下限といいますが、一番ぎりぎりの線が三％台の成長。だから、少なくともこの日本の経済、潜在成長力等々上手に引つ張って、民間経済の活性化を図っていく。しかも、いま大臣がおっしゃいましたように、今後原油の値下げの問題等々もあ

したがって、やはり防衛予算というものは、わが国の防衛力整備ということに当たりましては、「防衛計画の大綱」に従ひまして質的充実、向上を図ることに配慮しながら、具体的な実施についてはそのときどきの経済財政事情を勘案して、そしてまた他の施策とのバランスということを図りながら必要にして最小限の経費を計上していくということが、私ども、今日の時点において五十九年度に当たる立場としてはそれを堅持していくべき

増する退職金と合わせまして一％突破が必至の状況になってくるということを非常に心配をしているわけがあります。でありますから、私は、五十九年度はもちろんであります。が、こういって後年度負担の歳出分だけをいろいろ考えてまいりました。でも、いまここで少なくとも財政再建の期間中は一％以内というのが最大の指針でなければいけない。もっと先までというふうに申し上げたいのですが、とりあえずそういうような考え方も持つて

これはもうすでに御承知だと思いますね。一つは、財政事情に即応した現実的な防衛力整備を進めるために中期業務見積もりのひとり歩きを避ける。二つ目には、正面装備費の節減合理化のために陸海空の新鋭機種の装備は一代置きに採用する隔世代方式に踏み切る。第三点目は、防衛予

算の硬直化を招いている後年度負担分の大縮減を要する。第四点目には、予算総額の約四五%を占める人件費、糧食費を抑制するために予備自衛官制を充実するなど省力合理化策を検討する。

こういったことが一つの基本線になってくるのじゃないかなという感じが私自身しているわけでありまして、どうでしょうか。事務当局として、何かこれを含めたいとお考えがあるのかどうか、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○窪田政府委員 来年度の防衛予算について、いま御指摘のあったような問題をいまだ具体的に考えているわけではございませんけれども、中期業務見積もりそのものが防衛庁のいわゆる買入物計画でございまして、防衛庁としては要求の基礎にお使いになると思いますが、私どもとしては、必ずしもそれに拘束されずに、バランスのとれた防衛力の整備というのを考えてまいりたいと思っております。GNPの1%という閣議決定が厳然としてある以上、私どもとしては、それに沿って予算編成を進めていくことは当然だと考えております。

○柴田委員 それで五六中業の見直し、これは、防衛庁の問題でありますからなかなか一概には言えないかもしれませんが、やはり私は一遍見直していかねばいけないと思ひますし、それから「防衛計画の大綱」の再検討を含めたより現実的な防衛予算の編成、こういった問題も絶えず大臣の金頭の中になければいけないと私は考えております。これは答弁は要りません、一つの御意見として申し上げておきます。

次は、教科書の有償化の問題で、大臣、これはあなたの政治姿勢ということでちょっとお聞きをしておきますが、憲法二十六条の精神、これは昭和三十八年度から発足をしています。いま国民の間で定着しているわけでありまして、しかし、この問題について有償化ということで財政的な見地から検討を大蔵省と文部省とそれから自民党の一部、この間で念書を取り交わされた。そして、ど

うも有償化の方向へ踏み出されるのではないかと、こういう懸念があるわけでありまして。

私は、この問題は教育行政の根幹にかかわることである、無償制度の存続というのは国民一般の切なる願いではないか、こういうふうに考えております。文部大臣も、国会の答弁の中で再三再四、教科書無償化というのは崩すべきではない、あるいはこれは福祉政策ではなくて憲法の精神から発したものだ、このように明言をなされているようでありまして。

ですから、大蔵大臣どうでしょうか。これは憲法の精神がそうである。先ほど申しましたように、国民の切なる願いというふうに私どもは判断をしておるところでありますので、この基本姿勢、果たして来年度有償化されるのかどうか。これは大事なところですので、意見が食い違つていないと思ひますから、どうぞひとつ存分に御答弁をいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 先ほど御指摘のありました臨時行政調査会、それから大蔵省で言いますならば財政制度審議会、両方から教科書無償給与制度の見直しの指摘というものはあるわけでございます。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕私どもは、その指摘を受けまして、財政資金の効率的な使用等を図るという観点から見直しを主張してきたというところは事実でございます。他方また、有償化ということになりますと、これを純粋な教育論からすると、これはやはり強い反対もございまして、それもよく承知しております。

だから、したがって国民世論と臨調答申そして文教政策との関連で、大局の見地から今後引き続きいてこの問題は検討していく必要があるというふうに思っております。だから、委員が御指摘なすっておりますように、これは現時点でも有償化は全くないという御意見に対して、同感ですというわけにはまいらぬという立場でございます。

○柴田委員 無償化を継続しますと明確に御答弁をいただきましたが、それはなかなかむずかしいかもしれませんが、いずれにいたしま

しても、これは私どもの諸先輩が国会におきまして築き上げた一つの大事な資産だ、私はこういうふうに思ひます。こういう表現が妥当かどうか知りませんが、財政的な見地から言えば、いわゆる文部省総予算四兆五千数百億円の中で四百六十億円、1%ですね。私は、十分この問題については慎重に取り扱っていただかなければいけない、このように思ひます。無償化、有償化反対、これは一つの大きな国民世論であるということも私は大臣によく知っていただきた、このように御要望を申し上げる次第であります。この問題については、どうのこの教育論を展開したりしてこれ以上進まないと思ひますのでやめますが、要望にとどめておきたいと思ひます。

次は、サミットがいよいよ五月末アメリカのウイリアムズバーグで行われるわけでありまして。大蔵大臣も行かれると思ひますね。世界経済の活性化あるいは国際通貨の安定、いろいろな問題、特に経済問題を中心として今度は話し合われるのじゃないかと思ひます。大蔵大臣としては、それは一つの政府の方針というものもあるかと思ひますが、どういったお考え方で、具体的に言えば、何をあなたで議題にしてこのサミットにお臨みになるのか、総論的にひとつまずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 このサミットは、本来、世界の直面いたします経済上の諸問題を討議しようという場として歴史的な意義づけがあるわけでございますので、防衛費負担の問題が議論にのるといふふうには私は考えておりません。いわゆる個別的な会議等の問題を除いて、全体的な会議といたしましてはそういうことだろうと思ひます。

したがって、私も先般アメリカのリーガン財務長官と二回お会いをいたしました、今度は議長国がアメリカでございますので、アメリカの大統領のお考え方というのが議事運営に恐らく反映するであらうというふうに思ひます。

私どもといったしましては、担当する財政経済分野から言えば、要するに、まず一つは世界経済

のいわゆる再活性化でございますが、幸いにして、日本ほどではないにしても、アメリカ、西ドイツ、イギリスというふうな順序で消費者物価の上昇率というの落ちついてきておりますし、言ってみればインフレのない持続的な経済成長をお互いが自主努力して努めていかなければならぬというのを基本的な考え、そしてまた、いま一つはやはり通貨の問題があると思ひます。

これについては、先般の七カ国蔵相会議でおよそ条件つきであるといふものの協調介入というふうな問題と、そして基本的には各国が調和のとれた経済運営をやらう、要するに、先進国の経済運営において失業率にしても物価にしてもいままのようには大変な乖離があるといふことは、それが通貨の乱高下にも影響するわけでございます。それだけに、やはり調和のとれた経済運営をやっていくというところを基本的に置いて、そしてファンダメンタルズはそうでないのに著しく動きが激しいというふうな場合は協調介入をやっていくというふうなことは、ある意味においてはサミットに、首脳さんに対してわれわれ大蔵大臣会議が報告するといふような感じにとどまるのかな、こういう感じがしております。

次は、やはり南北問題であらうと思っております。これにつきましては、日本の方はODAの倍増とかあるいは国際機関への出資、増資等は忠実にこれにこたえておりますが、歴史的に見れば、あるいは地理的に見れば、アジアをある意味において代表しているということになりますと、世界の人口の五七・六%ですか、六〇%弱の者がアジアにおいて、GNPそのものを見れば一億一千八百万のGNPを除くオールアジアのGNPよりもまだ大きいわけでございますので、それらの果たさなければならぬ役割というものを認識しながら、先進国全体が南北問題に関心を持つような形の議論を展開していかねばならぬのかなというふうなことを考えておるところであります。

○柴田委員 それで、一つは世界経済の再活性化

ということをおしやしました。

私は思うわけですが、確かに四月五日に経済の総合対策、景気対策を打ち出されました。

世界経済の再活性化ということになりますと、わ

が国としては、やはり世界の一員として、先進諸

国の一員として、内需の拡大策といえますが、内

需の経済成長政策というものの一つの大きな命

題になってくると私は思います。三十人委員会と

いうのがあります。世界の国際金融の専門家集

まりであります。これは大蔵大臣もよく御承知だ

と思います。その宣言の中で、世界経済に關し

て、経常収支の黒字が大きくインフレ率が低い国

は貯蓄を利用した景気刺激策をとるべきである、

こういうふうな強調をしているようにあります。

つまり、この裏は、公共事業の追加あるいはまた

所得税減税、こういった諸問題を実行しろ、こう

言っていることじゃないかなというふうに私なりに

考えております。

しかも、きょうのある新聞を見てまいります

と、アメリカのサミット検討会討議資料の要旨と

いうのがあります。この中に何が提言をされて

おるかといえますと、「日本の政策当局者も、必

要な財政赤字削減を遅らせ、所得減税による一時

的な財政面からの刺激策をとることは可能であ

る。これは、日本の景気回復を促すだけでなく、

貿易摩擦を軽減し、過小評価されている円を是正

するため極めて重要である。」というふうな

書いてあります。これはきょうのある新聞であり

ますから確かに間違いないと思いますが、サミッ

トにおいて内需主導成長策、世界の経済の再活性

化のためにそういった問題が話し合われれば、や

はりサミットにおいてわが国の所得税減税につい

ての意思表明というものをされてもいいのではな

いかなという気が私なりにしております。

それまででちょうど時間がありますから、四月

の総合景気対策の中にも減税というのの一つの検

討課題であつたと思います。ひとつサミットに向

けて、減税といえは担当大臣は大蔵大臣でありま

すから、やはり真剣に検討していくべき問題では

ないか、こんなふうに御提言を申し上げるわけ

でございますけれども、これはいかがでございますし

ようか。

○竹下内閣大臣 わが国の経済の現状といえは、

やはり個人消費等に支えられた内需中心型で着実

な成長を示して、三・一％は確実となった、こう

いうことでございますので、いわば外需主導型と

いうふうな受けとめられる環境にはないじゃない

かというふうに思います。が、えてして景気刺激

の場合、従来のパターンを振り返ってみますと、

アメリカ的景気刺激はどちらかといえは減税でござ

いますので、一つはわが貯蓄性志向が日本より

はるかに低いということもありましょう。それ

から、公共事業が修理修繕はあつてもおむね社

会資本はそれなりに充実しておるといふこともあ

るでしょう。日本の場合は、どちらかといえは、

従来のパターンはいわば公共事業等を拡大するこ

とによつて景気刺激の柱にできたというふうな

ことも言えると思うのでありますが、現在は、財

政状態から見ると、公共事業を刺激するというの

も当然内需の拡大につながるわけでございますけ

れども、それに対応するだけの財政力があるかな

いかということになると確かに問題点がありま

す。

そこで、減税ということになりますと、やはり

何分私どもは国会の各党合意、そしてそれに基

づく議案見解という金科玉条があるわけございま

すから、それに対する手法は、いま税制調査会

の方へ御議論をお願いしたばかりでございます

で、私もどがそういう国内の世論の動向とそうい

う方向に対する示唆は仮に話し合いの中でできた

といひましたとしても、希望などは言える環境には

ない。しかし、財政赤字の問題については、こ

れは日本のみならずアメリカも大変な財政赤字

で、それがそれこそアメリカの長期金利をなかな

か下げない大きな要因になっておるわけござい

ますので、財政赤字をふやしてまでもいいこと

については、経済政策の調和の中ではそれぞれの

国も日本にそれを求めるというふうな状態ではな

いではないかというふうに考えております。

○柴田委員 そうしますと、いま申しましたアメ

リカのサミット検討会討議資料の要旨の中の所得

税減税については余り向こうから言われる懸念は

ない、こういう判断ですか。

大臣、いま世界経済の回復の問題、それから日

本の景気回復の問題、外需主導型でないとおし

やっていますけれども、いまの傾向を見てまいり

ますと、輸出はやや上向いている、それから輸入

がマイナスですか、やはりこれは外需依存じゃな

いんですか。私は、日本の景気回復を考えた場合、

外需依存ということになってくると、やはりこれ

は市場開放その他、あるいはまた貿易摩擦等々

で、経常収支も相当黒字でありますからやはり非

難が出てくるんじゃないか、こんなふうな危惧を

いたしております、それだから、世界経済活性

化のための内需主導のいわゆる経済成長というも

のを図っていくなければならぬ。その中の一つ

として、消費回復のための所得減税というものを

認めていただく一つの問題になるんじゃないか、こ

ういうことで政府内部でそれまでの間に御検討

いただけないか、こういうふうに私は思つてきたわ

けでありますけれども、私の言っているのはそう

いう趣旨なんです。

その点と、それから税制調査会のお話も出まし

たが、われわれ大蔵委員会ですと議論していく

過程において、だんだん時の推移といひますか状

況の変化というものも出てきております。四月二

十八日の与野党、これは共産党を除く書記長・幹

事長会議で、自民党二階堂幹事長から、規模は相

当規模である、それから二つの時期は秋口、こ

れは九月ということだそうであります結論を出

す、それから財源は大型増税を考へない、こうい

う一歩前進した回答があつたやに言われておるわ

けです。あるいは、いつも大臣は、この国会の論

議だと国会で起こったことをいろいろと税調に

報告をして審議の対象にしたいと、こういう

ことをおっしゃっているわけでありまして。これが

一つ。それからもう一つは、総理がASEANから

帰られて、与野党合意を踏まえて減税に減税を

実施する、こういうふうな発言もあつたわけであ

ります。

だから、この際、政府税調というのには総理の諮

問機関でありましようけれども、大蔵大臣からこ

の税調に対して明確に一兆円ぐらいの減税の規

模、それから二つ目には財源は大型間接税の導入

など大衆増税によらない、それから、時期は五十

八年年末調整までに、これはわれわれの希望であ

りますが、そうはいかぬかも知れませんが、い

づれにいたしましても、いろいろな変化があつた

ということは事実でありますので、こういった点

を踏まえて税調諮問していただくような取り計ら

いをしていいのではないかと、このように考える

わけでありまして。この辺はどうでしょうか。

○竹下内閣大臣 確かに四月二十五日に開催され

ました税制調査会、きょうも堀委員の御質疑に対

してのときにもお答えしたのでありますが、私は

幾らか小心者でございますので、五十八年度は所

得減税は見送る、そして五十九年度以降一生懸命

に抜本的に考えようという答申をいただいております

だけに、この問題は自分らの守備範囲内において

は済んだ問題だと言われると実は困ると思つて

おります。しかし五十九年度以降抜本的にやろ

うというのを、国会という場所で、各党の話し合

いでそういうことがあつたということを報告を受

けて承知しておるから、じゃ部会を設けてひとつ

真剣にやろうやというので引き取つていただい

た。実はほんとにたわけです。

したがって、税調に対するわれわれの物の考え

方というのは、やはり予見を持ってわれわれが言

うべきものでないという姿勢を今日まで貫いてお

りますから、国会でいふような議論が行われた

ことを正確に伝えていくということの中で消化し

ていただける問題であるというふうに期待しなが

ら対応していこう。それで一歩踏み込んで、そう

いう場合のある種の連絡調整のような形もあるか

ら、各党の専門家かどうか、そんなことは別とし

まして、そういう協議機関というふうなものはいかかなものかということも私的には党の幹事長さんにも意見として申し上げているという段階でございいます。

○柴田委員 所得税減税の問題は、これもまた国民的な要求でありますので、絶えず念頭に置いていらつしやうと思ひますが、ひとつ五十八年中の実施ということに御要望申し上げたいと思ひます。

あと、時間がほとんどなくなつてきたわけでありましたが、金融問題でちよつと思つていましたのが、臨調答申を受けた郵政事業の見直しですね。これは、どうも行政改革大綱の中に含まれないというふうなところらしいのでありますが、この問題は後で、後でといつても今国会ありませんが、いづれ改めてしつかりやりたいと思つておりますが、銀行局長、臨調答申にありました改善策、金利の一元化の問題、これを制度化しなさい、商品性の見直しの問題、どうですか、どのように評価されていらつしやいますか。

○宮本政府委員 郵府の問題につきましては、わが国の金融全体に大変大きな影響を与えておる問題でございいます。

したがいまして、私もといたしましては、官業は民業の補充に徹すべきである、それから公的な金融が一国全体の金融の秩序を乱すことがあつてはいけなないのではないかと、かねがねいろいろ各方面にお願いしてまいつたわけでございますが、今度の臨調答申におきまして私も私の意見をかなり取り入れていただいております。いま御指摘のように、金利決定の一元化であるとかあるいは定額郵便貯金の見直し等について具体的な御提言をされております。したがいまして、政府におきましても、政府部内でまたいろいろ意見調整があるうかと思ひますけれども、臨調の趣旨に沿つて所要の措置が講ぜられることを私もどもとしては期待いたしておるわけでございます。

○柴田委員 行政管理庁にお聞きいたしますけれども、

ども、どうですか、いま私が言いましたように、今度の臨調答申、行政改革大綱の成案の中に郵便貯金事業の見直しについては、こつちうふうには私は判断してゐるのです。それはこれからとつしやるかもしませんが、どうですか。

○副島説明員 いわゆる行政改革大綱につきましては、来週の開議決定を目指しまして目下作業中でございます。郵便貯金の問題も含めまして郵政事業につきましても、もちろん目下関係のところと鋭意調整中であるわけでございますが、本件は答申の中でも難問中の難問でございまして、率直なところ、調整に手間取つておるといふのが実情でございます。

ただ、もとより、答申の内容につきましては最大限尊重していくというのが政府の方針でございますので、郵府問題につきましても、もちろんその答申の趣旨に沿つて検討していかなければいけません。郵府の利用者、国民サイドの利益といったものも考慮すべき重要な事項でございまして、私も私としては、いづれにしましても、その大綱の立案に当たりましては慎重な態度で臨まなければいけなないというふうな思つてゐるわけでございます。

したがいまして、いづれにしましても、現在調整中ということでございますので、その内容については言及を差し控へさせていただきますと思ひます。

○柴田委員 そうおつしやるけれども、きのう国会で行政管理庁長官は見直しをやらなかつたといふきり答弁してゐるわけですか。あなたの立場ではそういう答弁しかできないわけですか。その辺はよく理解いたします。

それで大蔵大臣、どうでしょうね。中曽根さんも、当委員会において調整をする、臨調答申を最大限に尊重する。現在個人預貯金の三〇%、七十六兆円を占める郵府の肥大化といふのはいろいろ面において問題が出てきてゐるわけでありまして、やはり日本経済の発展、自由主義経済を維持していくということであるならば、もちろん一般

大衆のそういった郵便貯金を預けてゐる人たちの利益の保護ということも考えなければなりません。あるいは民間金融機関の諸問題、姿勢を正す問題も正さなければいけない、こつちう思ひますが、やはり大局観からいって、せつかくの臨調答申もあり、しかも一昨年、総理の私的諮問機関である郵府懇からもそのような答申を得てゐるわけでありまして、やはりそういう問題に担当大臣である大蔵大臣としても真剣に取り組んでいっていただかなければならないと思ひます。どうも今度の行政改革大綱の中には含まれない見通しが強いわけでありまして、今後どういふふううに大蔵大臣として取り組まれるのか、その辺の御見解、御決意をお聞きいたしまして、あと三分になりますので、私の質問を終わりたいと思ひます。

○竹下国務大臣 まず一つは、いわゆる金利の問題でございますが、いままでも間々経験いたしました。率直に言つて、臨時金利調整法に基づく審議会と郵政審議会と二つございまして、それが結論を出すにも若干のタイムラグがあつたり、ずいぶん苦労をいたしました。それで「民間金融機関の預金金利が決定、変更される場合には、郵便貯金の金利について、郵政、大蔵両省は十分な意思疎通を図り、整合性を重んじて機動的に対処する」というこの文章も私が党におりますときに書いて、この辺かなと思つて三大臣合意でございしたか、つくりました。したがつて、この問題についてはまだ種々議論があるところでございします。私は、整合性を持った機動的な処理ができるような方向でまとめる努力をこれからもしなければいかぬなと思つております。

それから、いわゆる郵府の肥大化の問題でございしますが、確かに、これについてはいろいろ議論もございします。そしてまた臨調さんからは、その一つの理由としては、民間金融機関がもっと勉強せぬからじゃないか、努力が不足してゐるんじゃないかという御指摘を受けたことも事実であります。さはさりながら、定額貯金というふうなもの

のは資金コストから考えて民間で取り扱うことが困難な商品であるといふふううにわれわれはいまのところ見ておる。そういういろいろな問題がございします。そしてまた、定額貯金というものが硬直すれば、国債発行あるいは財政原資にいたしましてもその金利に連動いたしますから、それが財政負担の増大を招くということにもなります。だから、いわゆる官民分野のバランスということにきちんとかけてやれといつて臨調からも御意見をいただいております。どうも今度の行政改革大綱に沿つて根気強い話し合いをやつていかなければならない課題だといふふううに私は考えております。

○柴田委員 大臣、私は昭和五十四年の通常国会の本会議で、この問題は例のグリーンカード制のいわゆる所得税改正の問題に関連をして言ひました。大臣は御記憶あるかどうか知りませんが、確かに、いま御答弁があつたように、粘り強くその見直し等々についてもやつていくといふお話があつた。それから四年たつてゐる。まだいまの段階でも同じことなんですね。なかなかむづかしい問題だと思ひます。だけれども、金利の決定の問題についても郵府金利がブライスリーダーになつてゐるという状態あるいは三〇%を占めてゐるシェア、いわゆる郵府の寡占、これはわが国の経済の状況から考えれば一つの問題がある。これは重要御承知だと思ひますので、ひとつしつかりとお願いしたい。

御要望いたしましたして、時間が参りましたので終ります。

○森委員 養輪幸代君。養輪委員 きよは、婦人が重大な関心を持つてゐる二つの問題について集中的にお伺ひしたいと思ひます。

まず最初に、被扶養者の認定に関する男女差別の問題でございしますけれども、昨年この件で渡辺大蔵大臣にも伺つておりますが、きよは少し深めて大臣の前進的答弁をお願いしたいと思つております。

これは、実は国家公務員共済組合法の二条で被扶養者というのが決めてあるわけですが、「主として組合員の収入により生計を維持するもの」という。というふうな定められております。そして施行令で、被扶養者については「大蔵大臣の定めるところによる」ということになっております。昭和三十四年に大蔵大臣が定めた運用方針というのがございます。ここで「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しないもの」というのはどうかということ。「組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者」という規定があります。こういうふうにややこしいわけですが、結局、夫婦共同扶養、共働きの場合に、どちらが子供を扶養するという形に措置するのかわからない問題です。

そこで、これを受ける形ですが、昭和四十三年三月に各種共済組合法所管省を含めた社会保険各省連絡協議会というところで「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」という文書がござります。この通知が各都道府県民生主官部（局長）あてに通知されておりますが、これがあつたことによりまして、全国の地方公務員あるいは民間企業で働く婦人にさまざまな差別が行われておりました。今日もなおこれによって婦人が苦しんでいるという実情がござります。これは大蔵省にも重大な責任がある問題でございまして、大臣の御見解を伺いたいと思っておりますけれども、これに関連する問題について、最初に労働省にお伺いしたいと思っております。

まず横浜市役所におきましては、被扶養者の認定、扶養手当についてですが、内規をもって「社会通念上、子供の主たる扶養者は夫であり、妻の場合には夫の収入の二倍以上の収入があり、夫の年収が百四十万円以下であるときは、これを認め」というふうな基準がございまして、非常に驚くような基準がございまして、これはいかにもひどい男女差別であるということで従業員組合が闘いまして、一九八〇年の十二月になってやっと一定の結

論に到達いたしました。一、夫婦とも市職員の場合は子供をどちらにつけてもよい。二として、総収入が配偶者を上回る場合には、主たる扶養者として承認する。また一〇％の範囲内で下回る場合も認めるといふところまで改善されてまいりましたけれども、男性はこれが無条件で認められておりますが、まだ女性には二年に一回収入調査を受けるという差別が残っているなど問題があるわけですね。一九八一年の十二月になりましてやっと手当と健保の扱いが連動するということまで前進してまいりました。

ところで、労働省にお伺いするのですけれども、ILO百号条約第一条(a)号では「報酬」とは、通常の、基本の又は最低の賃金又は給料及び使用者が労働者に対してその雇用を理由として現金又は現物により直接又は間接に支払うすべての追加的給与をいう」というふうになっております。また(b)号では「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬」とは、性別による差別なしに定められる報酬率をいう」といふふうになっておりますが、こういうところから考えてみますと、当然扶養手当、家族手当、住宅手当等がこの「報酬」ところに入ると思われます。同一価値による同一報酬とは、これらの手当なども平等に支給されることにならなければならないというふうに思いますが、この横浜の例のように、夫の収入の二倍以上あるいは三割増し以上でなければ手当を認めないというふうな見解はこのILOの条約に反するのではないかと思います。したがって、労働基準法の第四条男女同一賃金の原則にも反することになるのではないかと考えますが、労働省としてはいかがお考えかお尋ねしたいと思っております。

○佐藤説明員 一般的に申し上げまして、就業規則とか労働協約で労働の対価として支払うことになっておりますものは、すべて賃金だといふふうな私どもは解釈いたしておりますので、一般原則をいたしましては、扶養手当につきましても賃金の範疇に入るといふふうに解釈いたしております。

先生のお願いいたしましたように、ILOの百号条約あるいは労働基準法の第四条では、女子であることのみを理由として男子と違う扱いをしてはいけないといふことになっておりますので、一般原則としてはそういうことになるかと存じます。

○養護委員 そこで、婦人が世帯主になることによつて扶養手当は認めてやろうという場合があるのですけれども、そういう場合でも、夫の年収の三割増し以上の収入がなければ、健保の適用に当たっては子供を被扶養者と認めないという場合が随所に起こっております。男性の場合は無条件で認定されておりますけれども、女性の場合は、こうした扶養手当が仮に認められた場合でも健康保険の被扶養者と認定されないという形での差別、これはやはり差別的取り扱いとみなされるのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○佐藤説明員 やはり一般的な原則で申しますと、女子であるといふことだけを理由といたしまして扶養手当を支給しないといふようなことがあれば問題だと存じます。

○養護委員 扶養手当ではなくて、被扶養者認定がされないということ。

○佐藤説明員 その前提になります被扶養者認定につきましても、一般原則といたしましては、女子であるといふことだけを理由として被扶養者の認定をしない、結果的にその賃金である扶養手当を支払わないといふことになれば問題はあつたと存じます。

○養護委員 被扶養者認定と扶養手当というものが別々にされているケースもあるし、連動しているケースもあるのですけれども、手当の方は払いつつも健保の方の適用はしないというふうなケースがあつて、これも非常に問題だといふふうに思っているわけなんです。また後はどう伺いたいと思ひます。

次に、厚生省に伺うわけですが、こうした差別が起こつておる原因は、先ほど申し上げましたよ

うな四十三年の「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」という通達に基づいて起こつてきているわけですね。

この内容を見ますと、第一に、被扶養者の認定に当たっては、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して定めることが必要であるが、具体的には次により処理するものといふことで、一、被扶養者としてべき者の員数にかかわらず、原則としては夫の被扶養者とするということ、二、夫の年収が何よりも夫の方につけなさいといふことになっております。そして二番目に、妻の所得が夫の所得を著しく上回る場合その他特別の事情がある場合には妻の被扶養者とするということ、三、夫の年収が何よりも夫の方につけなさいといふことになっております。

これは、従来この問題点を指摘しましたときには、事務処理上の問題でどちらかにつけなければならぬので、そのために一定の基準を定めただけであつて、差別ではないといふような答弁をいただいたこともございまして、それでは全く理解できないところなんです。

子供の扶養義務や親権の定めは父母共同であつて、これは両方とも責任を負わなければならないのですけれども、生計を維持する場合においても、夫婦ともに生計を維持しているといふことがあつて、このような夫が原則、妻は例外という定めは問題があるといふふうに思ひますが、厚生省はどのようにお考えでしょうか。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

健康保険法におきまして被扶養者という規定がございまして、この認定に關しまして、先生御指摘のような各省連絡協議会における申し合わせがあるわけですが、私どもは、まず健康法におきましては被扶養者の範囲といふものを、「主として其ノ被扶養者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」といふことを基本にとらえておるわけでございます。「主として其ノ被扶養者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」といふものの解釈は本来保険者がやる

わけでございますけれども、この保険者が異なる場合の問題でございますので、保険者が積極的に自分の方の被扶養者に取り込むようにしないところからいろいろ問題が出てくるわけでございます。ここは、主として生計維持をするというものをある程度外形的に決めざるを得ない。

実は、四十三年に通達を決める際もいろいろいきさつがあったわけでございますけれども、異なる被用者保険の保険者の間におきましてはお互いに排除し合うというような形で、その間に、谷間に落ち込む子供がかわいそうではないかというような問題がございまして、とにかく事務を適切かつ迅速にやるということを主体としてこういう扱いにしたわけでございます。

なお、その場合にも、先ほど夫を原則とするという御指摘がございましたけれども、この取り扱いをよくごらんになっていただくとわかりますが、当該被扶養者に関し扶養手当またはこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者とするということで、これは、そういう生活の実態を前提とした認定をするということを原則に通知を出しているわけでございます。

○養護委員 国が出す法律あるいはその他の通達をも含めての文書の中で、夫と妻という形で差別を認めるようなこういう表現の仕方というのは非常に問題だと思つて、本人そしてその配偶者という形でやるのがあたりまえであつて、夫、妻という区別は、どのような弁解をされようとも、これは全く性による差別を持ち込んでいようというふうには言わなければならないと思います。

そして、先ほど答弁の中で、これは第三ですが、扶養手当を受けた場合にはそれに連動して被扶養者認定がされるという取り決めがあるからよいではないかというふうな御答弁のようですけれども、実はこういう問題についてトラブルがすでに起こっておりまして、こういうケースでやつてまいりますと、子供が、一人は夫あるいは一人は妻というふうになる場合もあるわけですね。扶養

手当の支給状況によつて、それに連動させれば、被扶養者認定が一人ずつ別々になる場合もあり得るわけですね。

全石油シェル労働組合の中でこの問題が起こりました。つまり、シェルでは従業員が、一人は夫の方につけていられるけれども、二番目は妻の方につけていられるということで申請をしたところ、そういう分離の申請は認められない、これは厚生省の見解も聞きまして、この大體次のおりであるというふうな文書を会社が出してあります。原則は被扶養者の人数にかかわらず夫の被扶養者とするのが原則であり、分離扶養は認めないとの原則を前提としております。健康の被扶養者の範囲と企業上の問題はありますが、リンクせず実務処理上の問題はありますが、この文言によつても分離扶養を認めるものではないとのことであります。したがつて、「シェル健康」としては、分離扶養を認めるべきではないとの健康法の趣旨を、被扶養者の認定の原則として運用しているものであります。という厚生省の見解も聞きまして、大體こんなものだというふうな会社の答弁が労働組合にされていられるわけですね。

これを見ますと、御答弁になりましたような実情ではありませんが、つまり、まず原則は夫、そして人数にかかわらず全部夫の方につけるべしというところが企業の中で行われているわけですね。厚生省としては、こういうふうに分離申請は認めるべきでないというふうな指導をしておられるのでしょうか。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。ただいま御指摘のシェルの具体的な事例については私存じ上げませんので、ちょっと判断ができませんけれども、先ほど申し上げましたように、私どもの通知というのは、できるだけ被扶養者の認定を早くしようというものがねらいで一応原則を決めたわけでございますけれども、その際に、外形的に非常にわかりやすいものとして扶養手当またはこれに相当するものが支給されている場合というのを書いたわけでございます。それによ

りがたい場合というのは、それぞれのその通知では、先ほど先生おっしゃいましたように、原則として夫の被扶養者とするという形で書いておるわけでございます。

○養護委員 分離の申請について認められないという指導をしているかどうかということについてはどうでしょうか。

○伊藤説明員 扶養手当の実態がそういう形ではらばらに出るというのは、ちょっと私としてもなかなか解せないわけでございます。

つまり、私どもの方としては、主として生計を維持するところ、健康の解釈を考へておりまして、そのマルクマールとして扶養手当というものをベースにしているわけですが、それが果たして主として生計を維持しているものとしてのマルクマールとして妥当かどうか、その辺も考えざるを得ないわけですが、私ども、健康法の運用として主たる生計が維持されている被扶養者一体となつたものを前提としていろいろ手続がなされておりますし、それから事業主に対しましても種々の手続をお願いしているという全体的な立場から言ひまして、これは一体として考えるべきだと思つております。

○養護委員 いまの御答弁はちょっと納得できないです。子供が夫だけで扶養されているのじやなくて共同で扶養しているという実態があるにもかかわらず、子供は全部夫の方へどつとつけなければならぬ、子供が五人あろうか十人あろうか、それだといふような発想というのは、およそ現実、夫婦共働き、特に夫も妻もほぼ同水準の収入を維持するケースも最近はやや増えているわけですので、こうした処理はただ事務処理がやりやすいようにというだけではとても納得できません。絶対これは改めてもらわなければ、ますます問題は大きくなり運動は大きくなって、厚生省は困ると思ひますよ。

続いて労働省に伺ひます。

昨年五月八日に出された雇用平等のガイドラインでは、社会通念を理由として異なる取り扱いをすることは妥当性があるとは言えないという判断を示しております。全金プリンスが訴えまして、東京都の職場における男女差別苦情処理委員会の勧告では、家族手当は男女の性別にかかわらず従業員としてのみ対応し支給されるべきで、貴社の関係規程で世帯主の用語を用いているのは当を得ていない、家族手当支給認定の際は、それを申請する従業員が対象となる家族を扶養する事実を確認することのみが望ましいという判断を示していますが、男女平等の観点から見ましてこの社会通念というのをどのように考えるべきか、労働省の御見解をお伺ひしたいと思います。

○佐藤説明員 先生からお話がございました昨年の五月に男女平等問題専門家会議から出ました報告に言っております趣旨は、企業の雇用管理において一般的に女子の就業実態はこうだとか社会通念として女子はこういうものだとかいうようなことを理由として一律に女子であるということのみを理由として違つ取り扱いをすることは望ましいことではないという趣旨でございます。

○養護委員 いまの御答弁によれば、一律に夫を最初認定する、そして第二段階として妻が出てくるというのは、まさにこれは社会通念というふうな言葉を使いながら男女差別をする、それは妥当性があるとは言えないということになると思ひます。

先日労働省の佐藤課長さんは訪米をされたそうですが、けれども、日本の労働関係、女子労働の実態について講演された折に、日本の独自性についていろいろ説明されたけれどもアメリカの理解が得られなかったというふうな新聞で報道されているわけですね。こういうことが日米通商摩擦、貿易摩擦のことに関連して、非常に日本が恥づかしい実態だということが明らかになつてきているわけですね。特に、婦人に扶養権を認める、つまり子供を妻の被扶養者とするという場合には、夫が自分の収入の七割以下の収入しかないという証明書

あるいは理由書、ひどいところでは民生委員による調査書の提出まで求められているというケースもあります。こうなりますと、人権侵害というふうに言わなければなりません。

考えてみて下さい。夫婦がともに働いておいて、たとえともに公務員でも結構ですが、同じように義務もあり責任もあって、そして同じように共済組合の掛金も払い、税金も払って、そのあげくに自分の夫が収入が七割以下でございまして、という証明書を出さなければ子供は自分の方へつけられないという、そういう妻の気持ちというのは、もうふんまんやる方ないというのが実態です。こうしたことは厚生省の方で出されております事務連絡ということの中に書いてあるわけですが、妻が夫の所得を著しく上回る場合とはどういう場合かといったら大体三割増しのときだ、こういうふう書いてあるわけですが、つまり、妻は夫よりも三割以上収入が多くなると夫と同じじゃない、一人前じゃないということですから、こんなばかかなことはないわけです。この通達をいつまでも放置しておく、そして事務連絡をいつまでも続けていくということは、全く女性を侮辱するものであって、私は承知することができません。ぜひ厚生省は責任を持って、この通達の廃止、そして新しい男女平等の原則に立った新しい事務処理の基準を考え出してそれを通知、徹底するようにすべきだと思いますが、もう一度厚生省お願いいたします。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。
先ほど来繰り返して申し上げておりますように、私どもとしては、この通達で男女平等を規定しているつもりは毛頭ございませんで、被扶養者の認定をできるだけ早くして医療給付等を得られるようにというつもりでやっておりますわけでございます。

なお、主たる生計維持関係があるというところでは、やはり所得をベースに見ざるを得ないわけでございますし、その場合に、原則をどちらに立てても同じ問題が起きるわけですから、仮に

三割が妥当かどうかという御議論はあろうかと思っておりますけれども、所得がときどき変わるということになりますと、そのときそのとき被扶養者があつたにいたりこつたにいたりということでも、これまた事務的に大変でございまして。

私どもとしては、画一的ではございましてけれども、一応保険者間の調整を図るという意味で各省連絡会議を開きまして、先ほど事務連絡とおっしゃいましたけれども、これも各省との意見交換をして、こういう形で一応各保険者が納得する形でやっておりますわけでございます。決して独断でやっておりますわけではございません。

なお、先ほど来事務の話を上げましたけれども、これはやはり事務量が非常に多うございまして、ある程度保険者の業務、被保険者の利、不利、その辺を十分考えた上で、なおかつ法律で言う主たる生計維持関係という言葉の意味を外れない範囲でやるということをお考えをいただかないかと思っております。

なお、御質問に若干関連するかと思っておりますけれども、先生の御議論を延長いたしますと、妻あるいは夫の希望によってどちらでも選んでいいのではないかと、こういう御趣旨にも聞こえるわけですが、これも、こういたしますと、保険が一体として運用していくことはなかなかむずかしい。特に被保険者が自分の有利な方を選ぶという形になってくるわけでございますので、この辺のことも十分考慮しなければならぬというふうに考えております。

○養護委員 有利な方を選んだって別にいいじゃないですか。そういう規定があつて男女平等に運用されて、結果としてそうなるなら、それはそれで別に何も問題はないことだと思ふのです。事務処理の方を優先して男女平等の方を犠牲にするというのは全く考え方が転倒しておると思ふのです。少々事務がかったとしても男女平等の観点でやることこそ肝心であつて、それが国際社会の通念だと私は思います。それで、いまお答えいただいたものでも、これじゃとても働く婦人は納

得しないというふうに強く申し上げておきます。時間がなくて、次に、関連して自治省にも伺いますけれども、こういう女性を差別する考え方のというのは自治省の方にもありまして、住民基本台帳の問題などで世帯主の認定基準というのは昭和五十四年度まで、まあ驚くべき内容のものがあつたわけですが、世帯主の認定の基準はどうかというふうなことでいろいろありますが、五として「夫が不具廃疾等のため無収入で、妻が主として世帯の生計を維持している場合は、妻が世帯主」、何たることぞと思ひます。こういうふうにして、妻といふのは全く人間扱いされていなくて、夫が不具廃疾のため無収入のときだけ妻が世帯主として出てくる。こういうようなことが何回も追及をされて、五十五年からこの設問と答えが自治省の方では削除されております。しかし、この精神は脈々と生き続けておりました。そして全国各地でひどい被害が起つておりました。自治省の方としては、こういうひどい考え方は間違つていて、いうことで反省して、住民基本台帳六法実例集というのからこれを外されたんだと思ひますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○濱田説明員 お答えいたします。
住民基本台帳に基づきます世帯主の認定につきましては、昭和四十二年の住民基本台帳事務処理要領に示されておりますように、主として世帯の生計を維持し、かつその世帯を代表する者であるとの観点から行われるものでございまして、その考え方は変わっておりません。

ただいま御指摘がありました昭和四十三年の住民基本台帳関係質疑応答において示されました世帯主の認定に関する具体例につきましては、社会実態の変化等もございまして、また、これは具体的な質疑応答ということでもございまして、特定のケースを取り上げたものではございませんけれども、誤解のおそれがあるということから、現在では住民基本台帳関係の実例から削除いたしておるわけでございます。

いま、夫が不具廃疾等のために無収入である場合

合に妻が主として世帯の生計を維持している場合は妻が世帯主という例があるということでもございしますが、この事例そのものは間違つていないわけではございませんが、これを逆に、いわば反対解釈をいたしまして、夫が全く無収入の場合以外は妻を世帯主として認定すべきではない、そういうふうな理解されるおそれがある。そういう誤解が生じないようにという趣旨で、私ども、この実例集から削除いたしたわけでございます。

○養護委員 自治省の方は多少反省して四十三年のこれを改めておられるようですけれども、やはりお役所がこういうことを出したということ、民間の方で逆に使われているわけですね。いまおっしゃるように、心配されたような使われ方がされております。

岩手銀行の菅原さんの裁判などの場合は、先ほどの四十三年の夫婦共同扶養の場合において夫が第一じゃないかというのをこの裁判でも出してきておりますし、それから自治省の方の認定の基準でも、妻といふのは夫が不具廃疾のときだけだやというふうな形で裁判所に麗々しく出されてきているわけですね。こういうことはおおよそ予想してないかあるいは間違つていないというふうに自治省の方としてはおっしゃるだらうと思ひますが、現実的にこのものが存在する限りにおいては、引き続きいていくというわけで、やはり新しい基準といふもの、男女平等の精神にのっとった新しい基準といふものを明確に確立をして、それを全国に周知徹底することがどうしても必要だらうというふうに思ひます。

関連して、尼崎の市の職員の方で村瀬さんという方の場合も、夫の収入が妻の三割以上少ないというところではない、つまり妻と夫と比較した場合妻は夫の一・一七倍ということになって、主たる生計者ではない、それで二カ月前にさかのぼつてもらつたお金を返せというふうなことで言われているわけですね。つまり、奥さんの方が御主人よりも収入が多くて現実主たる生計維持者でありながら、三割増しじゃないから、一七増しでし

かないからこれは返せというふうなことが厄晴で起っております。

まあ情けないとか信じがたいことが、全国各地でこうやってこのお役所の規定を基準にしながら行われているのが実態なのです。菅原さんの場合は、住民台帳の例を使いながら、こうして不具廃疾のため無収入のときに限るというふうな銀行側は答弁していますし、やはり私は、新たな基準、男女平等の基準を確立して徹底させることをどうしても要求をしておきたいというふうに思います。

大蔵大臣にいろいろと長々お聞きいただいておりましたけれども、ぜひ大臣の御見解もお伺いしたいと思いますが、税法では、これは分離申告も認められておりますし、夫の収入の一三〇％でなければ扶養控除を認めないとかというふうなことは全くありません。しかし、手当てそれから健保の被扶養者の場合になりますと、男性でさえあればすんなり通ることが女であるというだけであって、先ほど申し上げました、いかに自分では夫より収入が多いかという証明書、夫がいかに収入が少なくないかという証明書を添付させている。それから、ときには民生委員にそれを証明させる。家庭の内部のことまで第三者に立ち入らせた上でこういうことをやっていくというのではどうしても認められません。一三〇％では世帯の生計維持者ではないというふうなことも常識に反します。

そして、先ほど来申し上げておりますように、男性と同額の保険料を納めておいて、掛金だけはばっちり平等に取られておりながら、いざ認定の際には妻だということで差別をされる。余りにもひどいと思います。これは、大臣がこういう基準を定めるというふうなことに共済組合の場合などについておられますし、大臣は直接これに関係する部署におられるということになります。諸外国から比較してみても、日本を見詰める場合において、労働条件のことまで、男女差別の実態を批判されているということから見ても、今後差別撤廃条約を批准をしていかなければならないという状況

から見ても、これをこのまま放置しておくことは絶対に許されません。そして竹下大蔵大臣がこの問題について関係省庁を督促して、新たな男女平等の原則に従った被扶養者認定というものをぜひ確立していただきたいと思っております。

先日、十三日に婦人の労働者の代表の方々とともに私は原政務次官にお目にかかりまして、この扶養家族認定の男女差別は正を求めると要請書をお渡しし、お願いを申し上げました。大臣にもくれぐれよろしくということでお話をしておきましたけれども、政務次官に大変御理解ある御答弁をいただきました。この解決をしたいというふうな御趣旨もいただきましたけれども、きょうはぜひ大臣から、直接いま申し上げました諸点についての御感想を含めて、取り組んでいただく御決意など伺っておきたいと思っております。

○竹下国務大臣 養育委員のおっしゃっている意味は私も理解できますが、歴史的経緯から見れば、恐らく社会通念という問題等が総合的に勘案されているのじゃないかな、そうすると、門札も大体男性の門札が多いので、あれも変えた方がいいのかなという感じもしました。その社会通念の問題と、それで原則として、間々そういう方が多いから原則としてということになっておりますから、男女差別と断定することはいかなうかという気もしますが、私、妻になったこととございせんので、その点をもう少し勉強させていただきま

か。○養育委員 門札の件は名字だけという家もいっぱいございまして、そのことは、社会通念ということとこの法の運用ということと絡ませることが問題であって、私はそのことを指摘しているのです。日常生活においてどうこうということはいま取り上げているわけじゃございせん、この問題について、これが男女差別であるということと婦人労働者の怒りが燃え上がっているということとを御理解いただいて、勉強じゃなくてぜひ検討していただくようにお約束いただかせませんでしょうか。

〔委員長退席、中西（啓）委員長代理着席〕

○竹下国務大臣 検討も勉強も違ったことじゃないと思っておりますが、ただ養育さんほどの知識水準に僕が至っていないから、まず自分が勉強して、そして公の検討という意味において勉強と申し上げたのであります。勉強と検討とセパレートしてお話したわけじゃございせん。

○養育委員 そういうふうに残念ながら御理解いただけてないという実態が、いま大臣を初め関係省庁の方々がほとんど男性であるということから御理解がなかなかむずかしいかと思っておりますけれども、その辺ぜひ前向きに勉強して検討して是正をしていただくように、強く強くお願いしておきたいと思っております。

時間がないのですから、続いて次の問題に移りたいと思っております。

昨日食品衛生調査会が開かれまして、かねてからアメリカから貿易摩擦の解消策として強く要求されておりました食品添加物の規制緩和と要求にこたえて、化学合成品の食品添加物十一品目について、いずれも人の健康を損なうおそれはないところから食品添加物として指定することは差し支えないという答申が出されました。そして同時に、酸化防止剤BHAの規制延期を了承したと報道されております。

これを受けて、厚生省では近々この添加物を指定するというふうにも言われておりますが、今回の措置は国民の命、健康、安全というものをないがしろにして、アメリカの圧力に屈したものであるということで、消費者団体、食品の安全に真剣に取り組んできた方々など、大変厳しい批判の聲が上がっているところです。

御存じのとおり、昨年ついにがんが死亡原因のトップとなりまして、中曽根総理もがん対策というふうなものを打ち出されております。

〔中西啓委員長代理退席、委員長着席〕

今日、国民の健康に対する関心が非常に強まっています。発がん物質についてはいかに微量といえども拒否する姿勢が確立してきていると思

います。

こうした中で、五十七年三月の国民生活センタ一の国民生活動向調査によれば、日常、健康について特に注意している事項の第一位は「食生活に気をつける」というのが五五・八％。五十七年二月のNHKの日本人の食生活調査によれば「添加物の入っているものを避ける」というのが四三・二％。さらに五十六年八月の東京都の調査では、都内在住五百名の女性に対する調査ですけれども、「食料品に不安を持っている」という回答が八七％に達しているというのが実態です。

私どもの暮らしは加工食品、輸入食品に対する依存度が高まっています。特に台所を預かる主婦としても安全性について確信が持てない、不安が大きく広がっているというのが実態です。健康食品とか自然食品とかというものが対する志向も強まっています。食品というのは人の命や健康に不可欠ですが、今日、私たち消費者は商品として入手する以外に手だてはなくて、食品の安全性は絶対に確保されなければならない課題だと思っております。

国会では、安全な食品を求める国民の願いを受けて、昭和四十七年の食品衛生法改正の際の附帯決議において、食品添加物の使用は極力制限する方向で措置することと決議をして、政府のとるべき基本姿勢を明らかにしています。

ところが、今回の答申はこの決議を真っ向から踏みにじるものであって、私はとうてい認められないと思っております。昭和四十七年以降今日まで食品添加物は五品目追加し、九品目削除し、十年間に結局四品目減少したという実態ですが、これと照らし合わせて考えてみても、今回一挙に十一品目という大量認可の異常さは明白でありまして、アメリカの圧力に屈して国民の安全を無視するものと言われるのは当然です。

厚生省にお伺いしますけれども、今回出された答申は一人の反対もなく全員一致で決定されたものかどうか。それ、昨日の答申が出ましても、そのまま

指定しなければならぬ義務はないだろうと思うのですね。大臣の判断でなされたいと思います。が、国会決議に照らしてみてもどうか。特にこの調査会は消費者側委員がいらないというふうにもお聞きしましたけれども、一体どうなのか。

それから、大臣が指定する前に特に消費者団体、国民の利用者の意見をじっくり聞いた上で指定を取りやめるべきだと私は考えますけれども、これらの点について、厚生省の御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○藤井説明員 食品衛生調査会の意見をそのまま行政に反映させるという原則はございません。ただ、いまだ食品添加物等につきましては、食品衛生調査会の意見を尊重して行政をやつてまいつたという過去がございます。

次に、食品添加物の数の問題でございますが、食品添加物は、従来から個別審査という形で、国民の健康と安全、そういったものを第一に、かつ必要と有用性というものを加えて品目ごとに審議を行つてきたわけでございます。結果的に数の問題は、過去十年間と今回の数の関係はござい

ますが、安全性の評価、こういった観点については、思想並びにやり方といったものは従前と全く変わっておりません。

また、国会決議との関係でございますが、昭和四十七年の国会決議は食品添加物の使用を極力制限するという決議でございます。しかし、その後必要な品目については追加をしまひつておりまして、国会決議において必要なもの、安全なものを指定してはならないという決議はなされてないわけでございます。

なお、食品添加物に対するこの国会決議の考え方は必ずしも我が国特有のものではなく、国際的に食品添加物は流通するものでございますから、FAO、WHOという国連の一組織において食品添加物の国際的評価を行つておりますが、その場におきましても、添加物が使われるのが正当と認められる場合は、経済的技術的に達成が不可能な場合に限りというような前提を置きまして、特定

の食品に特定の条件のもとに、しかも必要量の最低条件において使ふんだというふうな約束を行つておる次第でございます。(賛輪委員) 全会一致かどうかと呼ぶ失礼いたしました。

食品衛生調査会におきましては、学術的な審議を行うことを第一といたしております。したがつて、いろいろな方の専門学者の意見が、提供されましたデータについて学術的な解析が行われるわけでございます。しかし、そういったディスカッションの後に結論を求めますので、したがつて、今回の食品衛生調査会におきましては、結論、答申と申しますか、これは全会一致でございます。

なお、もう一つ、消費者云々ということがございましたが、食品添加物の安全性というふうな問題は、現時点においてはきわめて学術的な評価という形になっておりますので、食品衛生調査会には特に消費者の方を導入するというふうな事態には現在なつておらない次第でございます。

○賛輪委員 今回の答申に当たつて、昭和四十年の七月二十九日の厚生省環境衛生局長通知「食品添加物の指定および使用基準の設定、改正について食品衛生調査会において調査審議を行う際の基準」というのがございまして、これに照らして調査審議をされたのかどうか。それからまた、昭和四十九年八月二十日、食品衛生調査会毒性添加物合同部会の「食品添加物などの遺伝的安全性評価の基準」に照らして調査審議をされたのかどうか、その点をお伺ひします。

○藤井説明員 昭和四十年に、食品衛生調査会が添加物を審議する場合の要綱を定めておる次第でございます。

この中身につきましては、主としてどのような資料を出すべきか、そしてどのような評価を行うかというふうなことが記載されているわけでございます。しかし、十八年たつております。したがつて、その間におきます学術の進歩あるいは動物実験のやり方、こういった方面が多額の進歩を遂げているわけでございます。したがつて、昭和四十年当時の考え方というものが、たと

えば慢性毒性というふうな用語そのものは現在でも生きておりますけれども、慢性毒性試験のやり方は、動物の匹数であるとかあるいは飼育年数であるとか、こういった内容は変わつております。したがつて、文章としては趣旨は全く生きておりますが、内容的にはさらに時代の進歩に合わせて全般的に厳しいというふうな状況になつております。同様な意味で四十九年の件も、同じような時代の発展に合わせた修正が調査会の中で了解の上で行われているという現状でございます。

○賛輪委員 趣旨は生きていくということでございますけれども、いつの間にか大事な安全の最低基準というものがやむやみになつてしまつていくことが心配されるわけですね。外庄に属してどんな食品添加物の指定がしやすいような基準を設けていくのではないかと。そうしなければ基準を設けていくことであつて、私も不安を一層覚えざるを得ないわけですね。むしろ、こうした安全のための最低基準の法的拘束力を明確にするために、法的にも明文化すべきであるというふうな考え方が、日本弁護士連合会の食品衛生法の改正を求める意見書や東京弁護士会の食品安全基本法の提言などに指摘されております。

今回の食品添加物はFAO、WHOで安全とされているA一ランクだから安全だという考え方も言われておりますけれども、そういうことだとすれば、今後A一ランクで残された食品添加物すべてについて指定するのと指定されていくのではないかとこの心配がされます。一定の基準を設けておつても、国際水準にさへなつておれば構わないというふうなことは少し違ひするのではないかと。本来、食生活というのは各国固有の文化の一部でありまして、気候や風土、食習慣の異なる国々で一律にその基準を適用するというのはやはり適切ではない。摂取量の違いなどもあつて、いろいろ具体的に審査をしなければならぬ。

その際に私も大きな不安を感じるのは、食品添加物の相乗毒性の問題なんです。一つ一つの食品添加物が安全と言われておりましたが、複

合使用の際の相乗毒性について全部否定して安全性を保証するというふうには至っていないと聞いております。添加物の相乗毒性については現在未解明というふうにも言われておりますし、添加物は少なれば少ないほどよいというのが化学者の一般的な意見でもあります。

たとえば、清涼飲料水やしょうゆの保存料として使用されているパラオキシ安息香酸エステルという食品添加物は、魚肉や食肉製品保存料のソルビン酸と一緒になるとより毒性が強くなるとか、ハム、ソーセージに使われている保存料ソルビン酸と発色剤の亜硝酸塩と一緒になると突然変異性が出るというふうなことが知られております。それから、パンの製造、加工、保存等の添加物は百三十二品目にも及んでいるというふうなことを聞きますと、相乗毒性の不安は本当に大きなものがあります。

そのほか、いわゆる天然添加物の安全性についてはほとんどチェックされておらず、野放し状態となつておりますし、さらに食品製造工程における化学物質の混入や農薬の使用、環境汚染、包装材料や容器など、気の遠くなるほど複雑な食品汚染にさらされているわけですね。また、輸入食料品については、家畜の成長促進剤、防汚剤、残留農薬などに汚染されていても、これが十分チェックできないという態勢でもございます。

こうした化学物質の使用による食品汚染は、私どもだけではなくて次の世代あるいは次の世代にまで悪影響を及ぼすというのを考えてみま

すときに、この相乗毒性についての不安は全く除去することができない段階で、必要だから、有用だからという理由を設けて、こうしてどんどんと指定がふやされていくということは、たまらない気持ちになります。厚生省は、この相乗毒性について安全性が確保されているというふうな明言を

しますか。

○藤井説明員 御指摘のように相乗毒性、いわゆるA、B、C、いろいろな組み合わせにおきます毒性というものは、この組み合わせが無限度にある

以上実験が不可能だと申し上げてもいいかと思ひます。したがって、化学物質の安全性につきましても、毒性を徹底的に動物実験で調べることによつて評価として安全率を設け、そして危害のおそれがないという形で、わが国のみならず世界先進国のこの安全性の評価は今日まで来ているわけでございます。この評価の仕方はやはり時代とともに発展いたしておりますが、相乗毒性をも十分に読み取るという形で評価の化学が発展いたしてきております。

なお、相乗毒性につきましては、医薬品の場合と食品添加物の場合と、考え方がさらに異なつてまいります。医薬品の場合には、人間に生理作用を起こすという量を投与いたします。しかしながら食品添加物の場合には、何ら人間に生理作用を起さない量で、その量で食品に対して有用性があるというものが添加物に立候補してくるわけでございます。したがって、加工食品に使われましても、その食品添加物は何ら生理作用を生体に及ぼしておりませんので、この相乗毒性というような関係についての心配というものはほとんどないというように化学的には言えるかと存じます。

○養輪委員 非常に微妙に、ほとんどない、そして化学的には言えるかと思ひますというふうにおつしやいましたけれども、やはりこれは明言できない問題だらうというふうに思ふのです。

私は、こういう現代の化学でわかつている範囲ということと同時に、未知の分野というものをも含めまして、やはり私も謙虚でなければならぬというのを常に思ふわけです。そうした中で、やはりこうした大量の指定は大問題だということを指摘しておきます。

次に、酸化防止剤BHAについては、昨年動物実験で発がん性が明らかになつて、ことし二月一日禁止ということで告示されたのに、直前の一月三十一日にこれを延期し、去る十五日再延期が決定されました。非常におかしいと思ひますとともに、やはり安全性より経済を優先させるの

だという憤りを覚えざるを得ません。

チクロ事件などで判決が出されておりました、添加物を指定するために人の健康を害するおそれがないことが積極的に実証または確認される必要があるというふうな判示されております。一たん指定された添加物でも、健康を害するおそれが指摘された限りには、直ちに使用禁止の原則に立ち戻つて、安全性が証明されて後、新たに指定すべきであると私は考えます。健康を害する添加物という疑いがあるまま使用が許されているという事態はまことに異常だと思ひます。有害の証明が出てから禁止というのは安全を投げ捨てるものであつて、決して許されない態度だと思ひます。基本的には疑わしきは使用せずの態度をとるべきだというふうな考えますが、この原則に照らしてどうか、お考えを聞かせてください。

○藤井説明員 原則的な考え方は先生のおっしゃるとおりでございます。そうした考え方は、私も従来からそういう思想を持つてゐるわけでございます。

しかし、そういう考え方とは別に、化学の発展という形がより一層安全性の評価ができるようになってくる時期というものがあつてございまして、発がん性物質というふうな用語があります。これについては、発がん性がわからないときには、一括していろいろのものを発がん性物質と言つたわけでございます。たとえば、プラスチックのビーズあるいは白墨の粉を膀胱の中に入れますとがんを起す要因となりますが、白墨の粉はWHOの定義では発がん性物質ということになるわけでございますが、実体上との関係がございまして、人から人々へは笑つて済ますわけでございます。

BHA問題につきましては、これはわが国の実験で発がん性物質というふうな言い方を正ししているものでございしますが、しかし現事態において、古典的な発がん性物質であるというふうな呼び方をされているわけでございます。と申しますのは、発がん性のメカニズムというものがわかつ

てまいりまして、直接的な刺激を与えるものあるいはそれを育成するもの、こういった形で発がん性物質が二つに分かれてまいつております。そして、育成するようないくつかの補助作用を持っているものについては、非常に無作用量というものがあつたというふうな考え方もなされてきたわけでございます。一方におきまして、危険であつて有益でないものは一切排除すべきでございますけれども、公衆衛生上必要な有益性を持つてゐる場合には、単に排除するだけが社会益になるのかどうかというふうな点、いろいろ慎重に考えるべき点があるのではないかと思ひます。たまたまBHAが、酸化防止剤いわゆる過酸化脂質、油焼けというものの有害性を防止するという形で非常に有用性が高い、食品の安全性を守るものだというような観点から、この学術的な論争を大きく招いた要因であるということが言えるかと思ひます。

そこで、行政上の決定の問題でございますが、この学術的な見方、評価というものが純学術的にいろいろな論争を生み、さらに、その論争の終結を見るためにさらなる膨大な実験をしかも短期間にやろうということが国際的な場で決まりましたときに、私も、私も行政決定というよりも、この化学的な行方という方面についてと詳細に眺めたいという形で延期をやつてゐるわけでございます。

なお、重要なことは、延期することによって国民に危険性があるかどうかという問題でございますが、この点につきましては、BHAの動物実験の発がん性というふうなものを計算いたしますと、人間が五万年ほど生きれるならば現在の摂取量でがんになるだろうというふうな計算もできるわけでございます。こうした一、二年の延期というふうな問題については、健康上の影響というものは全くないと思ひます。確信している次第でございます。

○養輪委員 やはり基本的な考え方が、原則と例外というものがひっくり返つてゐるというふうに私は思ふのです。少々おくれでも構わないという、

一つの物質で考えればそういう人間が信じられないほど長生きしたときでなければ被害はないだろうというふうなことをのんびり言つておられますけれども、やはり私は、これはまず最初に禁止をして、それから実験をして無害だということが証明されたらやればよろしい、そういう考え方が原則だと考えますので、ぜひそうしていただくように強く要求したいと思います。

私たちは、日々の暮らしの中で添加物入りの食品をいとおしく食べさせられてゐるわけですが、無添加だけでいきたいと言つても、そういう自由は全くない。その中で私たちが生活してゐる以上、国は、国民の命や健康を守るためには、もう断固として毅然とした態度をとるべきだと考えます。その責任は、現在の国民に対してだけでなく、将来の国民にまで及ぶ重大なものであることすし、アメリカの圧力に屈せずに、消費者や国民の声を傾けながら、安全衛生、命と健康を守つていただきたいと思つております。

最後に、大蔵大臣はサミットにもお出かけになるようすし、貿易摩擦問題というのが非常に深いかわり合いを持つておられますが、この貿易摩擦によつて、その解消のために食品添加物が犠牲にされるという大きな非難も上がつておるわけす。私は、国民の健康、安全は何物にもかへがたい最優先課題だと考えておりますが、この貿易摩擦問題と国民の命と健康というものに關しての大臣のお考えを伺つて、終つたいと思ひます。

○竹下国務大臣 サミットは、いわば現在の世界を取り巻く経済情勢、こういう問題が総括的に話し合われる場でございます。しかし、国民の暮らしと命、これは人類全体に共通した課題であると思ひますので、そういう問題がいわゆる市場開放問題とかそういう中へ入つていくようなことは、これは私のみならず、各国の首脳も同じ意見ではないかなというふうに感じております。

○養輪委員 いまそういう御答弁をいただきましたけれども、現実には貿易摩擦解消ということ

こういう圧力がどんどんと起こってきておりますので、今後、大臣もぜひ国民の命と健康を守るために御奮闘いただきますようお願いしまして、終わりたいと思います。

○森委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十八分散会

昭和五十八年五月二十七日印刷

昭和五十八年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局